

# 第4回座間味村議会定例会

## 第1日目

12月19日

平成19年第4回座間味村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平 成 1 9 年 1 2 月 1 9 日			
招 集 場 所	座 間 味 村 議 会 議 場			
開 閉 会 等 日 時 宣 告	開 会	平成19年12月19日 午前10時00分 議長宣言		
	閉 会	平成19年12月19日 午後6時55分 議長宣言		
出 席 議 員 (応 招)	議 席 号	氏 名	議 席 号	氏 名
	1 番	宮 里 順 之	6 番	宮 里 祐 司
	2 番	中 村 秀 克	7 番	宮 里 清 之 助
	3 番	金 城 善 昇	8 番	金 城 勝 英
	5 番	金 城 英 雄	9 番	宮 平 秀 保
欠 席 議 員 (不 応 招)	議 席 号	氏 名	議 席 号	氏 名
会 議 録 署 名 議 員	1 番	宮 里 順 之	2 番	中 村 秀 克
職務のため議場に出 席した者	事 務 局 長	宮 平 優	臨 時 書 記	
地方自治法第121条 により説明のため議 場に出席した者の職 及び氏名	村 長	仲 村 三 雄	環 境 衛 生 課 長	金 城 英 隆
	教 育 長	仲 地 勇	会 計 課 長	野 崎 康
	総 務 企 画 課 長	垣 花 健	船 舶 課 長	宮 村 英 美
	税 政 課 長	大 城 晃	教 育 課 長	宮 城 武
	住 民 課 長	宮 平 真 由 美	政 策 調 整 監	幸 地 東
	産 業 振 興 課 長	金 城 英 幸		

平成19年第4回座間味村議会定例会議事日程（第1号）

（平成19年12月19日午前10時開会）

日 程	議 案 番 号	件 名
1		諸般の報告について
2		行政報告について
3		会議録署名議員の指名について
4		会期の決定について
5		一般質問
6		提出議案の説明について（議案第72号～77号まで）
7	議案第72号	平成19年度座間味村一般会計補正予算（第9号）について
8	議案第73号	平成19年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
9	議案第74号	平成19年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第4号）について
10	議案第75号	平成19年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
11	議案第76号	平成19年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
12	議案第77号	平成19年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
13	議案第78号	平成19年度村道慶留間阿嘉線災害復旧工事（1工区）請負契約について
	議案第79号	平成19年度村道慶留間阿嘉線災害復旧工事（2工区）請負契約について
	議案第80号	平成19年度村道座間味阿佐線道路改良工事（2工区）請負契約について
	議案第81号	平成19年度村道座間味阿佐線道路改良工事（3工区）請負契約について
14	議案第82号	南部広域行政組合格約の変更について
15	報告第2号	座間味村国民保護計画について
16	発議第9号	未成年者の飲酒防止に関する宣言決議について
17	発議第10号	道路特定財源の暫定税率の延長を求める意見書について

○ 議長（宮平秀保）

ただいまから平成19年第4回座間味村議会定例会を開会します。

開 会（午前10時00分）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

日程第1．諸般の報告を行います。

諸般の報告については、お手元にお配りした報告のとおりです。朗読は省略します。

諸 般 の 報 告

平成19年12月18日現在

1. 平成19年 9月20日～21日、平成19年第3回定例議会
2. 平成19年 9月29日、教科書検定意見撤回を求める県民大会  
宜野湾市海浜公園午後3：00議員全員参加
3. 平成19年10月10日、南部地区議長定期総会（久米島）（議長参加）
4. 平成19年10月30日、議員研修会（金武町中央公民館）議員全員参加
5. 平成19年11月13日、平成19年第5回臨時議会、議長辞職  
新議長 宮平秀保、副議長 金城勝英
6. 平成19年11月26日、平成19年第6回臨時議会
7. 平成19年11月28日、南部地区議長会（議長参加）
8. 平成19年11月29日～12月 1日、全国議長研修会（副議長参加）
9. 平成19年12月13日、議員全員協議会

日程第2．行政報告を行います。

村長から行政報告の申し出がありました。これを許します。仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

行 政 報 告

平成19年12月19日現在

平成19年 9月22日	阿嘉校運動会
24日	慶留間校運動会
25日	慶留間区海神祭
26日	阿嘉区海神祭
28日	座間味・阿佐・阿真区海神祭
29日	教科書検定撤回県民大会
10月 3日	日本広告西村氏来訪
10日	南部広域市町村圏事務組合理事会
〃	視覚障害者マラソン実行委員会
〃	なんぶトリムマラソン実行委員会
〃	サンゴ養殖技術開発調査委託事業懇親会

平成19年10月11日 サンゴ養殖技術開発調査委託事業阿嘉サンゴ種苗センター視察  
12日 陸上自衛隊退官式（感謝状贈呈）  
〃 宮里法律事務所面談  
13日 座間味村祭り  
15日 クリスマンサイエンスモニター紙 神林記者取材  
16日 沖縄県農林水産部大浜統括官来訪  
〃 ウィルコム仲里社長表敬  
〃 港湾整備振興大会  
18日 郵便局（株）宮良支社長表敬  
〃 工業試験場OB会  
19日 ダム事務所訪問  
〃 薬務衛生課訪問  
20日 座間味シーカヤックレース  
22日 南部広域行政組合臨時議会  
23日 沖縄県消防広域化推進検討委員会  
24日 列島交流グラウンドゴルフ  
〃 JICA表敬  
〃 阿佐区総会  
25日 へき地教育研究大会開会式あいさつ  
26日 内閣府柳田氏来訪  
27日 座間味島岳登  
31日 OTSレンタカー落成祝賀会  
11月 3日 村民運動会  
5日 南部広域行政組合市町村長協議会  
〃 南部市町村会理事会  
〃 南部振興会理事会  
7日 宮古・八重山両支庁存続要請  
8日 離島振興協議会理事会  
〃 過疎地域振興協議会理事会  
9日 沖縄県町村会理事会  
10日 QABボランティアを迎えてあいさつ  
11日 トーカチ祝い（那覇にて）  
12日 臨時議会  
13日 ウィルコム社表敬  
〃 県警本部長来訪  
14日 南部振興会評議員会  
〃 南部市町村会定例総会  
〃 自治体職員政策形成セミナー研究発表会  
15日 離島振興協議会総会  
〃 過疎地域振興協議会定期総会

平成19年11月15日	離島振興協議会・過疎地域振興協議会研修
16日	町村会多会議
〃	離海振取締役会
17日	健康・福祉祭り開会あいさつ
〃	三重県小山氏を迎えての職員研修会
20日	カヤックレース御礼、WWフェスタ協賛依頼
21日	シーカヤック御礼、WWフェスタ協賛依頼
22日	村渇水対策委員会辞令交付
〃	21・ざまみ取締役会
24日	ファン感謝月間あいさつ
25日	阿嘉老人クラブ忘年会
26日	臨時議会
〃	介護広域打合せ
28日	全国町村長大会
29日	全国過疎地域自立促進連盟定期総会
30日	知事との昼食懇談会
〃	離島フェアオープニング
〃	離島フェア表彰式
12月 1日	南部振興会町村会理事会
〃	離島フェア会場詰め～3日
2日	那覇マラソン
5日	座間味村飲酒運転根絶連絡協議会設立総会
6日	離島フェア御礼
7日	琉球大学アドバイザー会議
〃	離海振総会
9日	渡嘉敷村長ご母堂告別式
10日	中日友好協会歓迎レセプション
13日	控訴審第2回和解協議：東京高等裁判所
16日	クリーニンググリーン 그레이シャス

おはようございます。行政報告をいたします。皆さんのお手元に平成19年第4回座間味村議会定例議会行政報告、そして3ページからなる資料をお配りしてあります。詳細については省略させていただきまして行政報告といたします。よろしく願いいたします。

#### ○ 議長（宮平秀保）

以上、村長の行政報告を終わります。

日程第3．会議録署名議員を指名します。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、1番 宮里順之議員及び2番 中村秀克議員を指名します。

日程第4．会期の決定について議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日1日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって本会期は、本日1日間と決定しました。

日程第5. 一般質問を行います。

質問の前に先になりまして、時間は1時間以内で質問を終わるように努めてください。

通告順に発言を許します。1番 宮里順之議員。

○ 1番(宮里順之議員)

おはようございます。本日はたくさんの一般質問の方々がたくさんのお話を抱えておりまして、時間がかかるとは思いますけれども、皆様の足手まといにならないように、簡潔に進めてまいります。議事者の皆さんも簡潔によろしくお願いをいたします。

質問事項1、和解勧告について伺います。質問要旨です。ごみ焼却施設の請負代金などをめぐりまして、東京地裁が本村に対し業者(株式会社還元熔融技術研究所)へ約3,065万円の支払いを命じた訴訟の控訴審で、東京高裁が去った11月19日の第1回控訴審で村と業者の和解を勧告した。村は業者と和解に向けて協議する意向のようではございますけれども、このことについて伺いをいたします。

○ 議長(宮平秀保)

幸地 東政策調整監。

○ 政策調整監(幸地 東)

御質問にお答えをいたします。今御指摘がございましたとおり、11月19日の控訴審の第1回口頭弁論におきまして、裁判所のほうから職権での和解勧告をいただいております。これにつきまして、この間12月4日と、それから13日の2回、和解協議を行いました。私どものほうからの和解についての向こうさんへの提案ですけれども、私どもからは基本的に村がみずから操業を行う。みずから操業を行うというのは、いずれかの事業者にお願いをすることはあるかもしれませんが、みずから操業を行うという前提で、村が操業できるような条件を整備してほしいということを手前側に申し上げてきたところであります。これに対して相手方のほうからは、自分たちが操業したいという前提での和解協議の提案がなされてきております。こちらについて12月3日の和解協議の段階で、裁判官からもまず被控訴人がちゃんと協力をしてくれないときれいな島にあるごみを処理することができないことはそのとおりだと。また被控訴人から言っているように、自分たちに間違いなく作業をさせてくれというふうなものは、地方自治法とかいろんな条件からそれを今和解条件でやることはできないので、こちらのほうは和解条件等はできないのではないかと指摘が裁判所からもあります。私たちのほうからは、もし被控訴人の同意がなくて我々が操業ができないのであれば、それは皆さんが我々に対する操業の妨害を行っている、事業の妨害を行っているので、改めて別の訴訟を起こすこともあり得るということを彼らにお伝えをしてあります。裁判所のほうからは、金額については別途協議をすることで、現時点ではその操業を確保することを第1点としての話し合いを続けようということがずっと出てまいりました。13日の話し合いの場面には、実は残念ながら被控訴人の代表者の社長が出て来られませんでした。また弁護士のほうからもこの間、被控訴人の代表者の社長の方と十分な打ち合わせができなかったということで、13日の時点で和解には至っておりません。ただ、今申し上げたとおり、裁判所のほうからとにかく熔融炉をちゃんと稼働させて、そしてごみを処理することがまず第1の前提でしょうと。それに向けて控訴人、被控訴人側も条件整備に努めてもらいたいということがございました。それを受けては和解協議ができませんでしたけれども、それが必要だということを裁判所も理解していただいておりますので、最初12月26日に予定されておりました判決言い渡し日を延期しまして、1月11日に3度目の和解協議を行うということの日程が決定されたところであります。

○ 議長(宮平秀保)

1 番 宮里順之議員。

○ 1 番（宮里順之議員）

わかりました。12月3日は、これは村長が出廷なさったということですが、これ確認したいんですけども、行かれておりますか。そうですか。村長、それではそのときの役場のお話では、業者からやる、還元溶融さんから和解案が出たというんですけども、この資料があつたら提示をお願いしますか。この和解案の提示、いわゆる還元さんから出した和解案があつたら、この資料を提示願いたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

ただいま調整監のほうから説明したとおりでありまして、やはり今協議中でありますので、この資料を今出すわけにはいきません。それで、もしあれでしたら、後ほどお見せすることは十分可能ですので、ぜひそういうふうに御理解をいただきたいと思っております。

○ 議長（宮平秀保）

1 番 宮里順之議員。

○ 1 番（宮里順之議員）

ぜひ後でですね、まだ都合が悪いということなんですけれども、ぜひその業者が出した和解案を後で提示してもらいたいと思っております。

それから次、強制執行停止決定申し立てについてお伺いします。東京高裁判所に控訴状を提出し受理されたようですが、その控訴受理書証明書の提出をお願いします。これはありますか。提示してください。

○ 議長（宮平秀保）

しばらく休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開します。

幸地 東政策調整監。

○ 政策調整監（幸地 東）

受理ということではなくて、執行停止の通知書がございますので、それにつきましては休憩中にお見せしたとおりでございます。

○ 議長（宮平秀保）

1 番 宮里順之議員。

○ 1 番（宮里順之議員）

ただいま証明書は見ました。

それから申し立て理由について若干、勉強の形で述べたいと思っております。まず最初に8億6,853万円より完成をさせたごみ処理施設の操作マニュアルの交付について。それから次に廃タイヤの処理の問題。3番目に廃タイヤ150トンの溶融処理にされた問題。それから4番目にコークスの販売について。それから5番目に申立人が第1回答弁論期日に出廷しなかったなどがありますが、強制執行停止決定申立書は9月3日に提出受理されたんですけども、それから3カ月余りになったんですけども、現判決は村はどのようにこれに反論してきたか。この裁判は十分にやるべきですが、審理なされたんでしょうか。村長は陳述書でも操業の意志については再三にわたり提出をお願いしたが、依然として拒否していると、業者は。焼却量

やコークスの利用量はPCデータでわかることであり、ほかの自治体でも当然の定数量である。村は特異な要求をしていない、操作マニュアルでも同等のことがいえる。今後について、控訴申請に述べていくといういろいろありますけれども、云々ありますけれども、私は法律の専門家ではありませんが、今後和解は果たしてできるんですかと。私はそこで言いますけれども、村はもう既に敗訴したんじゃないかというふうに思っていますけれども、どうですか。今後、和解金がどれぐらいになるか大変気になります。担当課長はこの裁判にかかった費用は弁護士料も含めて、また今後も解決ができるまで時間がかかると思いますが、一体どのぐらいその費用がかかるのか。お願いします。

○ 議長（宮平秀保）

幸地 東政策調整監。

○ 政策調整監（幸地 東）

一審の段階であれば敗訴したということはそのとおりだろうと思います。ただ、その内容が我々としては承服できないということで今控訴しているところですので、敗訴が決着しているかということではないだろうと思います。また和解という形になった場合に、それは双方で必要な手続をとって、譲るべきは譲り、また得るべきものは得てということになりますので、こちらまで含めてどういう決着になるかは、今のところはまだ予測することは適切ではないというふうに考えております。ただ現状としては、仮にこのままいったとして役場が支払うべき最高の賠償額、これはその一審の判決額が最高の賠償額になって、それに6%の加算金加わるのが賠償額の最高額になるのかなということになります。訴訟事務に関しましては、環境衛生課長のほうから訴訟費用についてはお答えいたします。

○ 議長（宮平秀保）

しばらく休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開します。

垣花 健総務企画課長。

○ 総務企画課長（垣花 健）

訴訟費用についてなんですけれども、9月の議会等でも補正予算を承認していただきましたが、弁護士への費用は110万円を契約しております。ただ旅費等、東京へ行く際の旅費等については別途請求ということになりますので、110万円プラスその費用ということになるかと思います。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

先ほど幸地調整監の答弁にあったんですけれども、この和解の中には還元さんが今後操業したいという意図的なものがあるということでありましたね。すると和解しても、果たしてこれいつもこうなるんじゃないですか。いつ終わるかわからないですよ。1月何とか言っていましたけれども、これは1月で終わらないんじゃないですか。果たしてその妥協点、和解案が村は出せますか。出せると思いますか。

○ 議長（宮平秀保）

幸地 東政策調整監。

○ 政策調整監（幸地 東）

先ほども申し上げましたけれども、村からは還元溶融さんに引き続き操業を依頼する考えはないというこ

とをはっきりお伝えしてあります。これは和解協議の場ではっきりお伝えをしてあります。それを踏まえた上で、裁判官のほうからもそれは村の判断としてあることであって、その上で操業を確保する手段を還元溶融さんも考えてもらいたいということが和解協議の今の内容でありますので、その方向で努力をしたいと思っております。ただ、もし仮にですね、還元溶融さんのほうがどうしても協力を今のところいただけないということであれば、先ほど申し上げましたように、我々としてはその協力をすべきだというふうな裁判を別途起こさざるを得なくなる可能性があります。その可能性があることについては裁判所も理解をいただいておりますので、そのようにして裁判が今後長引いたり、操業できることがこれからもどんどんおこなわれていくことがないように還元溶融さんも考えてもらいたいということは裁判所のほうから13日の協議の場面で、はっきりと向こうの代理人弁護士に伝えられたところであります。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

非常にわかりにくいんですけども、また戻りますけれども、いわゆるその和解案というのは村側から出したんですか、それとも業者側が出したんですか。その辺を教えてください。

○ 議長（宮平秀保）

幸地 東政策調整監。

○ 政策調整監（幸地 東）

最初の和解の案といいますか、和解の骨子の部分ですけども、要するに和解案というのは完全な正文なんですけど、こういう条件で和解をしたいというふうな条件の部分ですね。この部分の最初の部分は村から出してあります。それを受けて向こうさんから出てきた内容の中に、御自分たちが今後操業することを前提とした条件づけがありましたので、順番からするとですね。我々としては我々が操業をするという前提で条件を出した。それに対して向こうから返ってきた文章の中に、あちらさんが操業を続けたいという前提でのものがあつた。それでまともっていないということでもあります。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

わかりました。では先ほどもお願いしたんですけども、向こう業者が出した和解案の内容を、後でいいですから出してください。今ありますか。

○ 議長（宮平秀保）

しばらく休憩します。

休 憩  
再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開します。

幸地 東政策調整監。

○ 政策調整監（幸地 東）

それでは、まず口頭でかいつまんで説明をさせていただきますけれども、まず金額につきましては第一審で認められた金額を全部年内に払えということが向こうの要求です。年内に全額を払いなさいということですからもう一つ、以下細かい条件になりますけれども、クリーンセンターに残してある向こうさんの持ち物である工具類は返却しなさいということ。それから作業請負についてなんですけど、まず暴力団や暴力

団関係者、またそのグループ関係者をこの事業から排除しなさいと。請負事業から排除しなさいということを行っています。それから産業廃棄物のものを排除しなさいということ。それから阿嘉からのごみの搬入の場合には別途料金を出せということ。今後発生する操業とか、引き継ぎに至るすべての金額は全額前金払いにしろということ。そのほかは協議でということなんですけれども、それから最終的に村内外、県内外に出回っている還元溶融さんに対する悪評を払拭するような文章を、村長みずから出しなさいという部分です。先ほど申し上げていましたのは、その阿嘉からのごみ等の持ち込みとか、今後発生する操業、引き継ぎ等の請負代金はすべて前払いにしろという部分が、還元溶融さんが今後操業するという前提で考えておられる部分ですので、こちらについては我々はそういう前提はやりませんよと。また暴力団等という話については、我々は還元溶融さんがおっしゃっている内容がよくわからないということで、これについては我々としてはこれまでもそういうことをやってきたことはないので、今後も当然あり得ませんということをお断りしています。また産業廃棄物について、タイヤについてはこれはそもそも産業廃棄物でないということは県のほうとも確認をとっておりますので、おっしゃられている内容についてはほとんどその理由がないんじゃないですかということをお断りしています。また、その前金払いの件については、これは地方自治法上、出来高払いというのは当然の原則ですので、部分払いというのはありますけれども、全額前金払いということはありませんというふうなことは、裁判所のほうからでもこれはできないことですねということを行っています。ですから、最終的に我々のほうが無茶なことを言っているというふうなことではないというふうにご検討しております。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

今この資料があったんですね。私が先ほど村長に質問したのはこれなんですよ。だから、そういううわさを聞いたものですから、私はそれをあえて言ったんです。それに尽きると思いますよ。

それで、その中で工具の問題とか、それから…、いいんですか、議長、暴力団の話をして。暴力団の排除とか…。今言いましたからね。それ、そういった事実はあるんですか、それに近いような。これ調整監はよくわからんと言っていますけれども、非常にこの話は、はっきり言って村民に伝わっている感じがするんですよ。これがネックですよ。だから、その辺をもう少ししないとあれですよ。これは後は泥沼化しますよ。どうですか、村長。

○ 議長（宮平秀保）

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

今の何ですか、暴力団いるかいらないか、関係あるかにつきましては、先ほど答弁申し上げたとおりでございます。いません。警察に聞いてもかかわっていないということです。ただ皆さんの手元に、こういうものが配られていると思います。これは最近出たものではないけれども、12月5日に出たものは裁判官にもお見せしてあります。お見せしましたね。そういうことなのかということで、裁判所はコメントはしていないんですけれども、しかとごらんになっております。今回出てきたのが、またわけがわからない。裁判所で我々が議論していることが、こういうことに出てくるといことは、だれが出しているかというのはもう大体察しがつくと思います。それでこれに書かれているとおり、彼たちが言っているのは、我々がタイヤを試験的に提供してもらった読谷村にある沖広産業、ここが暴力団だと言っている。そうですか、ごめんなさい。という言い方、これに書かれているから。私は言いますが、こういうことを皆さんが信じては困るということです。ですから、我々は代替燃料としてのタイヤを提供してもらった事業者であって、その事業者

もそういう彼たちが言うような事業者ではないということは警察も証明しておりますので、一切ないというふうに御理解をいただきたいと思っております。

○ 議長（宮平秀保）

1 番 宮里順之議員。

○ 1 番（宮里順之議員）

非常にこれはどうでしょうか。「李下に冠を正さず」という言葉もあるみたいですけども、何でそんな暴力団の話が出たんですかね。

そしてあと1点、このいわゆるタイヤチップを運んでいるときに、業者が沖広産業ということをおっしゃっていますけれども、この沖広産業というのはどのように村長はかかわってきたんですか。そしてどういう会社で、所在はどこにあるんですか。

○ 議長（宮平秀保）

しばらく休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開します。

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

先ほど名前が出ました、我々にいわゆる代替エネルギー燃料を提供してくださった企業は株式会社沖広産業で、所在地は読谷村字座喜味の3105番地にある企業でございます。この企業は要するに沖縄県のいわゆる廃棄物処理、組織として認められた企業でございます。

○ 議長（宮平秀保）

1 番 宮里順之議員。

○ 1 番（宮里順之議員）

この沖広産業についてはわかりました。

先ほども、この件は大体終わりますけれども、裁判官がいわゆる双方話し合いをして、あれだけの10億円近いような施設をつくったのに、これが遊休化したらいけないんじゃないかと、村民に大きな迷惑がかかっているんじゃないかということで、双方、先ほどありましたように、調整監が話し合って、何とか稼働させなさいよという、裁判官も良心的な話をなさっていますけれども、これは村長、今のところどうですか。これはもう、やはり正月もあと13回寝たらお正月ですよ、新年迎えますよ。今現在、あのヤードの中に約200トン、私は250トンぐらいあるんじゃないかと思っておりますけれども、それから外にも200トン余り。それが野ざらし、あるいは中にハエがブーブーして、非常に悪臭を放っていますよ。行ったことありますか。少しずつでも焼却していかないと、正月はないですよ、皆さん執行部は。我々もそうです、責任者として。議会として。どうですか、稼働しますか、させますか。担当課長。担当は故障はしていません、できますということを行っているんですけども、どうですか。電気系統の話も聞いたんですけども、どうですか。

○ 議長（宮平秀保）

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

今御指摘のありました、ごみがずっとたまってきている、堆積してきていると、ふえてきているということに対しましては、私も村民に対しまして早くこれが処理できるようにと。非常に御迷惑、御心配をかけて

申しわけないという気持ちでいっぱいでございます。同じ気持ちでございます。ただ我々とすれば、一番大事なことはこのかまで処理するということが我々の任務だと、第一の責任だというふうに思っております、この間、あれは12月の何日だったかな、掃除をしまして、とめて後にその次の作業に向けての、かまを冷やしますとその下にスラグがたまります。この掃き出し作業までは、はつり作業を終えまして、かまは今でも燃やせる状況にはあります。ただ先ほどから一つ課題になっております、その電気系統の部品の修理につきまして、それをつくったメーカーにお願いをしたら、そのメーカーから還元さんの、要するに同意がなければ修理をするわけにはいかんということがきたものですから、先ほど和解の中にこれを入れて、早く解決するようにしております。それで私としては、本当は12月13日にその案で和解をしていただき、早くその部所を、故障を直して、できれば年内の操業、かなり操業費等の課題もありますけれども、できれば年内の操業で少しでもごみを減らそうという考え方は持っておりました。それがもしかし、先ほど来御説明申し上げておりますように、そこら辺が相手側に受け入れられなくて少し延びるということでございます。それで少し話が先に飛んでいくんですけども、私としましては、皆さんにこれだけ御迷惑、御心配かけているわけですから、できるだけ別の方法、例えば他の自治体をお願いするなど等々も今検討をしているところでございます。できるだけそういうごみが堆積していかない、あるいは我々が解決をするまでの間でも、それが他のところでお願いできればなど、お願いしているというふうなことで今検討を進めているところでございます。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

担当課長、これは今年の11月27日の日付で私はこの資料をもらいましたけれども、いわゆる日立電気計装。東京本社のほうから、営業部からこの文書が来て見えていますけれども、これについてちょっと説明をしてください。これは件名は、焼却設備電気・計装に関する図書についての御用命についてということなんですけれども、この文章の意味がちょっとわからないんですけれども、これ説明してください。これはあなたの課の担当の宮平壮一郎にきておまして、これの説明をしてください。

○ 議長（宮平秀保）

しばらく休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開します。

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

ただいまの日立のほうからの回答文書につきまして説明をいたします。宮里議員のほうには配付したんですが、ちょっと今手元に資料がありませんので概略して説明いたします。この文書の回答の内容なんですけれども、村からは電気計装設備に対しての修理をしてもらいたいという要望を日立のほうに送付をいたしました。それを受けまして、この回路の中でもいろんな、これだけの大きな機械設備ですから、かなり大きなボックスが8基ほどついております。いろんな機械設備の中においては、かなり電気計装関係は規模としては村内では一番大きい部類になります。そういうことで文書を受けて日立のほうは社内でも検討したようです。顧問弁護士も含めて検討した結果、いわゆる著作権についての話し合いが主になったようですけれども、この設備については村のほうから還元溶融のほうに平成14年に焼却施設の整備を委託したときに、これ一括

してこれも含まれております。それを受けて還元の方は、日立のほうにその電気計装を、設計も含めて設備一式を受注しているわけです。納品先は日立から還元ということで、村ではないわけですね。そういうことで、そういうふうなこの納品をした取り扱いについては、日立さんのほうは以前に裁判での判例があったということで、地裁のほうでそういうようないろんな争議があったようです。そのときにも著作権の中ではいわゆる発注を受けた側の著作になると。今の現時点での我々の中では還元さんのほうが著作権があるということで、向こうの了解なしにはもらえないということなんですね。今のこの村の置かれている立場というのは重々周知はしていますけれども、そういう法的な障害を受けるおそれがあるので、日立さんのほうから還元さんのほうには座間味村にわたしてくださいということで、書面一式は全部いつているようです。今いつているけれども、今こういう状況にありますので、還元の方から村のほうには一切連絡等はありません。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

担当課長、ますますこの炉は動かないですね。ここに書いていますよね。御用命についての設計図書に関する著作権法上の諸権利は同社が単独で、または弊社と共同で有するものと考えてあります。したがって、同社の同意を得ることなく設計図書を複製して貴社にわたすことは、著作権との関連に差し支えが生じるものと思慮されますということだから、ますますこれはどうなんですか。おかしいんじゃないですか。

○ 議長（宮平秀保）

幸地 東政策調整監。

○ 政策調整監（幸地 東）

私どもが今回の控訴審の第1回、第2回の和解協議の中で主張しているのが、まさしくその点を主張しておりまして、要するにあちらさんに来て我々のものを操業してくれということではなくて、我々が単独でやるのでその修理にあたってのいろんなそういう著作権法の問題について、我々に対する協力、全面的に合意をするということ求めているわけです。ですから、先ほど申し上げました裁判官のほうはこれを動かすのが大事ですねというふうにおっしゃっていただいている部分も、その辺のところは製造者としてちゃんと相手方に協力して稼働させるべきでしょうということがあって、この辺の協力はやってしかるべきじゃないですかということは裁判官から向こうに言われているところです。ですから、これが新たな問題として出てきて、これをもってさらに処理の期間が延びるということではなくて、まさに今御指摘があった点において向こうさんとの和解協議を行っているということです。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

いずれにしても調整監、早くあるいはそういった今の話も含めて進めていかんと、行政、政治は結果ですよ。どんなこと言っても結果がだめならだめなんですよ、村政は。結果ですよ。どんないいことを言っても美辞麗句、花火打ち上げても結果がだめならだめですよ。今結果ですよ。結果がこういう結果になっているんですよ。1日も早くこの炉が動くように、また和解に向けてあれができますことを強く要望します。以上です。

議長から与えられていますので、走って次の問題に。2点目ですね、学力テストの結果について。文部省は今年の4月、小学6年、中学3年の全児童生徒を対象としたところの全国学力・学習状況調査の結果を発表しましたね。国語、算数、数学の2教科で基礎力、応用力の平均正答率が都道府県別に公表され、沖縄県

はすべてが最下位だったとの結果が出たんです。本村3校の児童生徒の結果が大変気になる場所ですけども、全国、または県の平均と比較をして、比較するのは子供たちに失礼ですけども、どのランクにありますか。

教育委員会は基礎学力中心の授業や、家庭学習の取り組み状況をどのように分析をなさっているのか。また今後、学力分析検討委員会を設置し、小学校と中学校の教科ごとに現場の教諭とのワーキングチームを編成し、教科ごとに家庭学習の具体的な取り組み方や授業の改善に生かすための分析結果は大変大事なことだと思いますけれども、教育長の考えをお願いします。

○ 議長（宮平秀保）

宮城 武教育課長。

○ 教育課長（宮城 武）

ただいまの宮里順之議員の全国学力テストの結果についてお答えいたします。4月に実施しました全国学力テストの本村の結果は県平均を大幅に上回っており、全国平均も小学校の国語以外は平均を上回っております。県内でも上位校だと思われま。

基礎学力等の取り組み状況の分析については、毎月の校務研修会等で基礎的、基本的な学力の定着が図られているかを確認しております。

学力分析検討委員会の設置については、本村は指導主事等が配置しておりませんので、検討委員会の設置については当分の間は考えておりません。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

特に中学校の数学の基礎力では、全国平均の約15ポイントを下回っているんですね。厳しい結果になっておりますけれども、ある研究者は不安定な家庭環境や厳しい経済状況が子供の学習意欲に悪影響を与えていると指摘していますね。また琉球大学の西本裕輝准教授は復帰以来、学力対策に取り組んできた成果が示されるとの期待もあっただけに、県の教育関係者の落胆は大きいだろうと。今回の学習状況調査の結果から、しつけを含めた家庭の教育の弱さが背景にあると言わざるを得ないと、このように話しておりますね。子供たちの学習環境を整えるために家庭、保護者ですね、学校、行政、政治などの社会全体が支援していく必要があると話されております。そこで仲地教育長、長年教鞭をとられた教育の専門家でありますので、ひとつどのように、こういうのも含めてお考えで。伺いたいと存じます。よろしくをお願いします。

○ 議長（宮平秀保）

仲地 勇教育長。

○ 教育長（仲地 勇）

ただいまの御質問にお答えしたいと思うんですが、この学力というと非常に抽象的なんですよね。だから、学力向上といっても具体性を持っていない、基礎学力といっても持ってないんですが、非常に抽象的ではあるんですが、何か見つけ出さんといかんと思っております。文部省のほうでは、もちろん就学援助、こういうものの多いところは学力も下がっているんだと、相関関係にあるということを言っていますけれども、それを追求していたら、貧しい県は学力も伸びないということになります。これは今回のテストはですね、たくさんある教科の中から国語と数学、算数の2教科だけなんです。これで沖縄県の学力をはかろうとするのは到底無理な話で、非常に沖縄県が秀でた分野もあるわけです。それを抜きにしては非常におかしいと思うんですが、さてちょっと焦点を絞りたいと思うんですが、もう少しこの学力というと、これは小学校、中学校、義務教育の場合には小学校は小学校学習指導要領という、これは文部省の出す告示なんです。これ

に従わないとどうしようもないので、これに従って小学校の教育課程がつくられて、中学校は中学のものですね。これを見ると非常に、例えばこの中に小学校の国語の分野を見ると、小学校1年生の漢字、どんな漢字が1年では勉強するというのがみんな書かれているんですよ。小学校1年にはたった80字です。2年には160字、3年には200字、4年も200字ですね、5年が185字、6年生、今度の学テの対象学年は6年生ですから、これは181字というふうになっております。6年ですから、1年からの合計でくるわけですが、こういうふうに具体的にしているわけです。要するに、これを覚えているかどうかがかぎなんですね。この漢字を書けないというのは、どこに責任があるかを追求しないとイケないと思うんです。

それでそれをやる前にですね、ちょっともう長くなったら困りますが、私が考えている学校と家庭の関係というのは、学校でいわば授業をするというのは、教えるという作業はどの段階までいかという理解をさせる段階までいきます。これは理解というのはどうかというと、沖縄の方言にあるんですよ。「アノチョシツョーニ」というと、「ウン、シツョーシガワカランサー」とこういうんですね。まさしく理解と知識の差だと思っております。だから、要するに名前ぐらい知っているがどの人かわからんと。だから、そのどんな人かはわかるようになって初めてわかるというんで、だから学校では理解の段階、つまりわかるまで教えるわけです。分数でも国語でもですね。そのときに学校で理解して家に帰って、どういうふうな勉強をするかというのが家庭教育ですね。子供の作業の一連になるわけですが、これを塾に行かせたり、テストブックを見てマル・バツ式で幾ら練習問題を100ぐらいこなしても、私はこれは身につかんと思うんです。どうしてかという、覚えるという作業を抜きにしているわけですね。だから、学校で理解したものはここに出ているような漢字でも、学校とはこう書くのかというふうに書いて覚えるわけです、記憶するわけです。この作業というのは塾に行っても、1人でやっても関係ないわけです。むしろ1人でこつこつと繰り返し覚える以外に方法はないと思うんですね。車の運転、まさしくそのとおりで、我々が運転を受けたときには車の構造までさせられました。しかし今はギアのかえるのもいらないくらいです。こうしてペダルを踏んだら動くんだというのを。要するに、知る段階でも運転はできるわけですが、そして上手に運転できるようになれば専門家が機械の構造も修理してくれるというような感じで、だから義務教育の基礎というのは、まさしく運転ができるかどうかだと思えますね。だから、記憶をして1人でできる。この段階が欠如しているんじゃないかと思うんですよ。だから要するに、これははっきり言えば授業で先生方が生徒一人一人にわからせる。「いいか、分数の計算はこうしてやるんだ」とわからせる。生徒が「わかった」と言って1人でできるような状態まで引き上げないと、家庭では学習できないわけですね。これをできないでお母さん、お父さんが手伝うところはちょっとまた親の学力の問題も出てくるので後は言いませんけれども、要するに今度のテストで出たのは、例えばA問題は基礎・基本、B問題は応用と出ております。これを算数でちょっと実際の問題から出しますと、算数で平行四辺形の問題、向かい合う辺がこう平行であるという。これの面積を求める問題で、これは底辺掛ける高さというのがわかるわけですよ。問題Aでは。ところが、これを実際に公園にこういう土地がありますと。すると、これをやりなさいとすると、底辺はわかったんですが、底辺掛ける高さはいわないで、斜線、ななめの線ですね。これにやってしまったんです。そうすると誤答がたくさん出たんですね。だから大騒ぎをして応用が利かんとやったんですよ。これは応用というべきではないだろうと思うんですね。要するに、これはわからせるという学校の作業が手ぬるかったというあかしにしかならんだろうと思っております。

それで、ここで言ってしまうんですが、この検討委員会を立ち上げるまでもないと思うんですよ。中学は17名です。小学校は13名、座間味村で6年生と中学生。これに専門家の先生方が分析したほうがずっといいので、委員を住民の方からも出すというのはかえって仕事しながら生半可な検討にしかならんんじゃないかと思えます。そこでですね、これは本当は公表はイケないんですけども、私は、この教育の問題は教育委

員会も、それともちろん村長も、議員の皆さんも、共同の責任であるという意味に立って共有しようと。あまり公言はしないしてほしいと思うんですが、優秀ですから問題はないです。その前にですね、これも未公開のものですが、平成18年度の選抜入試の分析結果が出ております。それともう一つは、これは達成度テスト、平成16年度なのですが結果が出て送られていますが、座間味村のレベルはどのぐらいかといいますと、県が国語、これ達成度の場合ですね。国語と数学と英語ですが、県のレベルが36.2、島尻が37.1、座間味村は39.8。数学、これは県が28.7、島尻が29.6、座間味村が43.4。それから英語、県が30.7、島尻30、座間味村40.8。こんなずっと勝っていますね。それから今度の選抜、去年の高校入試ですが、これ県は国語、これは5教科で言います。国語が36.1、島尻36.8、座間味村が48。どんどんいきます。社会32、34、50。数学31、32.8、54。理科33.9、35.5、51。英語31.4、31.6、座間味村52です。それから今度の全国学力テスト、これも正直に出します。これは先ほど小学校の国語以外はという話がありましたので、小学校の国語A、基礎・基本ですね。これは全国いきます。全国が81.7、正答率ですよ。県が76.7、座間味村が80.0、これがちょっと劣っているんです。今度は国語、小学校の活用の部分ですね、国語Bです。全国が62.0、沖縄県が53.0、座間味村が51.0、ワンポイントずつです。次の一番新聞に出ている問題の数学に行きます。全国、これは数学Aです。ごめんなさい、まだ算数ですね。小学校、算数Aですね。これは全国82.1、県が76.3、座間味村が80.3、これもちょっと負けておりますね。次は応用のBです。全国は63.6、沖縄県が51.3、座間味村が65.7、この応用の部分から追い抜いているんですよ。次中学行きます。中学の数学ですね。これ非常に新聞でも問題になったんですが、全国は60.6、沖縄県が47.6、座間味村が62.4。今度は数学A、全国が70.0、沖縄県が57.2、座間味村が74.7です。これもはるかに上ですね。国語、中学の国語です。全国81.6、沖縄県74.3、座間味村83.0、これも全国を上回っております。これは国語の活用の部分、これも全国72.0、沖縄県64.0、座間味村72.0、一緒です。こういう結果で、私は教育は覚えるという作業をなくしてはだめだろうと思っております。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

ありがとうございました。時間が来たようですから、まだ質問をたくさん準備しておりましたけれども、次の方々が待っておりますので、ひとつこれで割愛させていただきます。どうも教育長、ありがとうございました。

○ 議長（宮平秀保）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開いたします。

5番 金城英雄議員。

○ 5番（金城英雄議員）

一般質問、3点ほどお聞きします。まず1点目に、船舶の運賃値上げについて。燃料高騰で船舶運賃値上げの話がよその村ではあるが、座間味村では計画があるのかどうか。値上げしたらどのぐらいの値上げになるか伺います。船舶課長、お願いします。

○ 議長（宮平秀保）

宮村英美船舶課長。

○ 船舶課長（宮村英美）

ただいまの運賃値上げについてお答えいたします。御指摘のとおり、高騰を続けている原油価格は航路事業においても経営に大きな影響を与えております。住民の生活を維持する重要な航路ですので、運賃見直しについては今後の原油価格の変動を見ながら実施について検討してまいりたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

5番 金城英雄議員。

○ 5番（金城英雄議員）

今の課長の答弁では、まだ幾らぐらいの値上げをするということは検討はしていないわけですね。

○ 議長（宮平秀保）

宮村英美船舶課長。

○ 船舶課長（宮村英美）

この原料の幾らぐらい、どれぐらい上げるかというこの上げ幅なんですけど、実施することになれば5%から10%の範囲内になると思います。実際に今資料として試算はしておりますが、ちなみにこの上げ幅なんですけど、去年、今年と決算5,000万円の赤字になっておりますが、それ相当の値上げをするということになれば旅客運賃、それから小荷物、手荷物、自動車航送、貨物運賃、一律に10%値上げしたときには4,900万円という数字になりますが、いずれにしても値上げ幅については関係機関との調整になってくると思います。

○ 議長（宮平秀保）

5番 金城英雄議員。

○ 5番（金城英雄議員）

値上げするとしたら5%から10%というお話でございますが、これまでは黒字だったので総合事務局あたりからも指示はなかったと思いますが、どうしても赤字になると国、県、村から補助が出ますね。そういうときには、総合事務局から何パーセント値上げしなさいというような指示がこれまであったと思うんですよ。ですから、あまりにも5%、10%となると相当な値上げになるわけですが、もちろんこれはたくさん上げて黒字にしたほうがだれも、担当職員としてはいいわけですが、あんまり値上げしてしまうとまた今度は住民に非常に負担がかかるので、あんまりたくさん、高額の値上げはしてはいけないだろうと思うんですが、でき得るものでしたらもう全然値上げをしないで運行ができたら幸いだと思っておりますが、総合事務局からはそれはまだ何も指示もないわけですよ。これはもう赤字経営で補助がでているわけですから、必ず指示がくるとは思います。でき得る限りこれでも見込み計算をして、あんまり黒字に近づけるような値上げをしたくないとそう思います。その辺についてはよく検討して、課長、計算をしてやってください。この件についてはこれで終わります。

続けて2番目、財政健全化についてでございます。座間味村の財政状況が実質公債比率30.7%となり、2013年度まで25%未満になると予測していると説明があるが、村としてはどのように健全化計画を策定するか伺います。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健総務企画課長。

○ 総務企画課長（垣花 健）

ただいまの金城議員の御質問にお答えいたします。確かに御指摘のとおり、本村の場合は実質公債比率が

平成18年度決算において、3カ年平均で30.7%と県内で最も高くなっておりまして、財政状況については決して優位とはいえません。ただ本村におきましては財政の健全化を図るため、現在、公債負担適正化計画を策定しまして、その計画については総務省の確認を得ております。現在、同計画にのっとり公債費の負担を計画的に圧縮し、2013年度をめどに実質公債比率を25%以下に抑える予定です。また2015年度までには地方債の発行に県知事の許可が必要のない、適正範囲内の18%以下とすることとして計画を進めているところであります。

○ 議長（宮平秀保）

5番 金城英雄議員。

○ 5番（金城英雄議員）

2013年までに25%未満に持っていくと今おっしゃられました、今の状況で村長、そういった赤字を抱えているながら村の今は合併とか、そういうものにもまた話が関連してくるわけですが、生き残りをかけるためにあと13年、15年まで今のような財政で賄っていき切れるかどうかですね。そうなりますと、合併の話が出てくるんじゃないかと私は思うんですが、我が村ではまだその合併についても何の計画もされていない。案づくりもいろいろあるとは思いますが、やられていないわけですが、村長。今後ですね、私なんか見てもこの財政では到底賄っていき切れないんじゃないか、また来年も給料の減額、下手するとその翌年、その次も給料が下がっていくというような予測がするわけですね。合併とかそういうものに対してはどのように考えていますか。生き残りができるかどうかですね。

○ 議長（宮平秀保）

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

非常に御心配の種だと思います。いろいろ報道されていますように、あるいはまた我々もそういうふうには数字を発表している中で、今いわゆる健全化計画というのは平成19年度予算をひとつ基にして、これから総務省等から25%以上の地域に出るところですが、健全化ということでは、私はこういうふうには楽観というまでではないんですけども、自分としてはぜひ乗り切りたいという気持ちでこう考えております。平成18年度決算があったときまでは、いわゆる臨時財政調整債というのがもう平成18年度で打ち切られるということでしたけれども、それが平成21年度まで延びましたということで、その平成18年度からこの21年度までのいわゆる歳入に与えるものは少し変化してきたということです。それから現国会でも議論されておりますけれども、交付税の非常に財政的に困っている地域に少し膨らみを持たせて考えていこうという、これはまだ決定はないですけども、そういうふうないわゆる状況を踏まえまして、努力しながら職員の給与とか、そういったものはそんなに削れるものではないんですけども、いろんな事業を少し圧縮しながらすれば何とか持ちこたえることができるのかなということです。できるとは断言はできません。そういうことで、うんと努力はします。ただ合併とのかかわりでは、合併することによって財政的なひとつ苦労というんでしょうか。それから逃れると、外れるというんでしょうかね。言葉がちょっと探し切れないんですけども、そういうふうな形になるんですけども、私は合併の議論というのは地域が、いわゆる地域に住んでいる皆さん、住民が合併することによって今よりはよくなるんだという展望を持ち切れない限り、合併という考え方を打ち出すわけにはいかないだろうというのが現時点での私の思い、考えてございます。「おおい」というのは「重たい」という意味ではなくて、思っていること、考えているということでございます。ということで、これから後で他の議員からもこの合併問題が議論されることになっておりますが、ここでは少し合併問題はたまかなことでお答えして、後で御議論していただくことにしますけれども、私としては早い時期に住民の考え方をまとめて合併議論を深めていきたいということ、今執行部としてはどうい

う方向で持っていこうかということを検討しているところでございます。以上でございます。

○ 議長（宮平秀保）

5番 金城英雄議員。

○ 5番（金城英雄議員）

村長がおっしゃるのもよく、いろいろと新聞等やあらゆる報道から話を聞いてわかってはいますが、万一のことがあってはいけないということで私は聞いているわけですよ。もちろん合併して、どこの市町村もメリットがあるという答えが出たところがないんですよ。合併して二、三点はあるかもしれませんが、だからそういうことを入れたわけですが、極力その健全化するには支出を抑えないとやっぱり健全化にならないんじゃないかと私は思うんですが、そこで調整監に一言お聞きしますが、財政調整監としてどういった形で、どういった計画を持っていらっしゃるか。そこをちょっとお答えください。

○ 議長（宮平秀保）

幸地 東政策調整監。

○ 政策調整監（幸地 東）

座間味に参りまして10カ月たちますけれども、今座間味のほうは非常に厳しい財政状況でございます。また、その中で執行部もこの間、支出も非常に抑えてきたところではあります。やはり住民の皆さんに必要な支出については当然確保しなければなりませんので、その部分をどのように確保していくのかということとをまず前提に考えざるを得ないと思います。その上で無駄になりそうな部分は省かざるを得ません。最終的に次年度以降の財政のいろんな予算の編成の中で、各課の皆さんと調整をしながら総務企画課長を中心に、そのような計画をしていきたいと思っております。ちょっと今具体的にどの辺かというと、ちょっとお答えできるところがございませんけれども、いずれにしても議員おっしゃるように、まず「出るを制する」ということが必要だと思いますので、無駄な歳出については庁内を挙げて見直しに取り組むべきだというふう考えております。

○ 議長（宮平秀保）

5番 金城英雄議員。

○ 5番（金城英雄議員）

具体的な計画はあまりまだやられていないようでございますが、これもあんまりせっぱ詰まっているいろいろ考えようとしたって、あんまりいい案は出ないと思いますので、調整監はあと1カ年いるように、2カ年という話を聞いていますので、県から派遣されてきた以上は粉骨砕身の心をもって、我が村の財政健全化に向けて頑張ってください。この質問はこれで終わります。

3点目、下水道浄化槽施設についてお聞きします。この浄化槽から出る汚泥ですね、それはどのように処理されているかお聞きします。

○ 議長（宮平秀保）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

下水道の汚泥について、汚泥はどこでどのように処理しているのかという質問にお答えいたします。御質問にあります汚泥処理についてお答えいたします。座間味島においては年間発生量が約64立方あります。旧ごみ処理場の空き地に保存もしております。資源の活用を図るため、平成18年1月25日に肥料登録を行い、これまでに学校の花木の肥料、あとは農業肥料として約23立方の活用実績がありました。今後住民への周知を図り、有効活用を進めてまいります。阿嘉島においては年間発生量が約12.6立方あります。真謝の補助用地に保存をしております。資源の活用を図るため成分の検査を終えております。検査結果は合

格ということで通知を受けております。肥料登録に向け、今申請の準備を進めているところであります。慶留間島においては、現在まで汚泥が発生するレベルまではまだ達しておりません。まだ汚泥は出ておりません。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

5番 金城英雄議員。

○ 5番（金城英雄議員）

課長がこの間私に説明もありましたが、EMを使ってにおいがたないようにして処理しているということですので、これ肥料にできる、肥料化して堆肥づくりして農家に提供するというお話でございますが、そのままですとあまり利用が多くないので、農家全部に配付するような量にはならないと思っておりますが、村長、以前から村長が牛ふんを使って堆肥づくりをするという話もありましたが、そういったものは真謝の畑に、阿嘉はたくさんギシキが生えていますので、それをチョッパーして、混合して堆肥づくりができるような方法はないのか。私になぜそれをこのように言うかということ、幾ら検査に合格しているからとは言っても、わからない人なんかは非常に危険という誤解を受けるわけですね。ですから、早くそれをたくさん積まないで処理してもらいたいと思うんですよ。だから、農家がもらわなければ、抵抗があって使っていなければ、真謝やニシ浜あたりの防風林にですね、そういった所にもまいたり、肥料として入れておけば効果がないかと私は思うんですが、その点については研究をしてもらってやる方法はないのかどうかお伺いします。

○ 議長（宮平秀保）

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

本当に御提言ありがとうございます。ちょっとまた早い話になるんですけども、次年度というんでしょうか、要するに重点事業として取り組んでいきたいというふうに、今実は既にこの堆肥づくりということにつきましては、以前に10センチまでチョップできるチョッパー、機械を購入したんですけども、それがうまく稼働しなくて、今少し故障状態でありますので。きのう、何か折が一緒に申しわけないんですけども、きのう実は担当者にこれは早く動かせるようにということで指示をしたところです。考え方としましては、この汚泥は大体水分量が80から90ぐらいの水分量を持っておりますので、そのままでは使いにくいんです。今御提言があったように、やはり枯れ草を混ぜることによってよい肥料になっていくと思います。それで今考えておりますのは、その枯れ草をどれぐらい混ぜたらちゃんとした肥料としてできるのかどうか、そういったものをひとつ検討しながらやっていきたいと。その中には今63立方と64立方ですか。64立方というのは大体6メートル掛ける6メートルの、2メートルの量しかありませんので、それでは量的に村としての量は足りません。それと生ごみがありますので、生ごみのミックスということと、それから先ほど御提言のありました牛ふんにつきましては、一応は畜舎で買うと。今警告しているんですけども、畜舎で買うということでふん尿を集めることができます。その装備についてはもう既に整備をしておりますので、現在のところ、今牛が枯れ草を食べないと。座間味村はあまりにもこの生の草がおいしいと見えまして、枯れ草を食べないという状況ですので、早くそれを食べるような飼育の仕方をお願いしまして、今御提言のありましたことについて来年度、本当に重点的に取り組んでまいりたいと思っておりますので、金城議員はまた農業委員会の委員でもありますので、ひとつ御指導をよろしくお願ひしたいと思っております。

○ 議長（宮平秀保）

5番 金城英雄議員。

○ 5番（金城英雄議員）

これを肥料化して、あんまり大々的ではなくても、小さな一坪ぐらいの畑にこれを使って作物を植えてみて、取れた作物を本当に検査して人間が食べても大丈夫なのかどうか、そのぐらいは行政はやらしてもらわないと、行政のすばらしいところを見せてもらわないといけないと思いますよ、村長。ですから研究、最初は何でも小さなところから研究して行って、しないとだめだと思いますので、ひとつこういった仕事になると余分な仕事になってきて、だれがするのか、暇がないというようなことにもなるかとは思いますが、これやってまいておけば自然に農作物は大きくなるものですから、そういう研究もなさってください。そしていい方法でこれが使えるようお願いして、私の質問をこれで終わります。

○ 議長（宮平秀保）

時間までは続けます。3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

私は施設の運営についてということで、前定例会で報告の形でその利用状況等を報告してほしいということでもいつも提案しているんですが、通告書の中にも書いてありますけれども、運営及び管理と、大浜の施設ですね、あと交流施設、艇庫。その中に利用度、収支等の資料の提出を求むと書いてあるんですが、先ほど大浜と艇庫のものは報告書もあってあるんですよ。要するに何名が予約入って、何名が使ったということ。いわゆる教育委員会は何か忙しすぎて出てこないみたいですね。今出てきました。これ確認をする暇がちょっとないので、後で質問の中に入れます。課長、利用状況というのは経過はわかっていますけれども、それに対する金額と、あとこれからの計画というのが出ていないものですから、これをきれいにしつつ全議員に配付してほしいと思っております。それと私毎回申し上げているんですけれども、教育委員会と産業振興課が別の動きをしているということで、これを総括した動きができないかと、利用ができないかということをお願いしているんですけれども、それに対して協議をしているかどうか、どのような協議をしているのか、ちょっとどちらでもいいですからお答え願えますか。協議をしたのかどうか。

○ 議長（宮平秀保）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

金城議員の施設の利用状況についての委員会との協議ということなんですが、大浜とか艇庫の利用についての委員会との、事業を一緒にやるというのは難しいような判断をしています。そういうことで、例えば交流センターで子供たちが活動するに当たって、また大浜で何ができるかということでもいろいろ考えをしてみたんですが、なかなか難しいようであります。今産業振興課は大浜の施設はその施設の使い方現在、艇庫は艇庫の使用の仕方ということで、艇庫にあたっては、ヨット関係では共同で一応ヨットの専門の方を招いて指導などをやって、共同でのそういう利用の仕方はやっております。先ほどお尋ねのあった協議したかということについては、先ほど答弁した中で施設の使用方が違うということなので、一応協議などはしておりません。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

私が前回提案したのは、交流施設と艇庫の中に入っているこのサバニとか小さいヨット、村が所有しているのがありますよね。これを教育の一環として組み合わせて使えるのであれば有効利用ができるんじゃないかと。艇庫にそのサバニ等を預けている人たちが、その保管料金を、それでペイできるんじゃないかと。だから学校単位でもいいですよ、子ども会単位でもいいですよ。教育委員会がそういう沖縄本島とかの団体に当たって、こういうヨットもできると、サバニもできますよということで外部にこう、民間でいえば営業で

すよね。そういうことをやってほしいということで、そうすれば利用度が上がるから。利用度が上がれば施設の管理費なんかペイできるわけですよね。だから、そういう努力をしてほしいということで私は3月も、この間の6月も9月も言っているわけですよ。それを先延ばしやっていたら来年の3月の年度が終わったときには、恐らくまた管理費用も出ていないということになるんじゃないかと思って私はそういう話をしているんです。だから、それとこの利用の方法は、はっきり言って早目に会議を開いてやるようにしてください。

それと、この艇庫のほうもそうなんですけれども、この施設に保険がかかっていると思うんですよね。いろんな保険が。どういう保険がかかっているのか、保険の内容をちょっと教えていただけますか。

○ 議長（宮平秀保）

しばらく休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開します。

垣花 健総務企画課長。

○ 総務企画課長（垣花 健）

村の施設については艇庫に限らず建物共済ということで、建物に関する保険は災害に関しての保険は入っております。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

建物に関しては、これは多分火災保険だと思うんですけれども、かかっていると思うんですけれども、利用者に対しての補償というか、賠償というか、そういう保険はかかっているんですか。その辺をちょっとお願いします。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健総務企画課長。

○ 総務企画課長（垣花 健）

艇庫に関しては私のほうで承知しておりませんが、一部、これは座間味港のターミナル等についてはその利用者に関する保険も入っている施設もあります。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

一部と言ったらおかしいんですよね。要はどういうことかと言いますと、例えば大浜の施設、交流施設、艇庫ですね。艇庫の場合は宿泊じゃないんですけれども、これは宿泊施設は保険はかけていますか。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健総務企画課長。

○ 総務企画課長（垣花 健）

金城議員の御質問なんですけれども、確かに建物でもし災害が起きた場合、人身事故があった場合については、それが村の過失であるということであれば、それは損害賠償していかねばならないかとは思いますが、通常の利用においてはやはり、特にスポーツ大会とかでよくスポーツ保険とかというのは入るかと思うんですけれども、やはり利用者においてもそういう手続をとってもらふことも必要かというふう

思います。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

課長、ちょっと今の答えは逃げなんですよ。はっきり言いますけれども、スポーツ大会というのは村が企画してからやることですよね。だから、その日のあれで保険がかかるんですよ、かけなくっちゃいけないんですよ。ところが、宿泊施設というのはそうはいかないんですよ。あれは村がどうぞ借りてくださいと、旅行法のあれで中に入っているはずなんですよ、宿泊施設なんだから。保険はかけないといけませんよ。あっちで火事でもあって人が死んだらどうしますか。保険かけてないから支払いできませんよと。そういうときに管理者いるんですか、誘導できる管理者いますか。だって管理やってないですよ、宿泊してるときに。管理人は何名いるんですか、各施設に。特に宿泊施設、何かあったときに誘導する管理者が何名いますか、お答えください。

○ 議長（宮平秀保）

しばらく休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開します。

幸地 東政策調整監。

○ 政策調整監（幸地 東）

今その旅館利用法とかの関係につきましては最終的な確認をしないと、私どものほうでは今お答えできないんですけれども、例えば阿真の交流センターにしても、大浜の体験宿泊施設についても、あれは施設の利用の提供であって、宿泊というサービスの提供とは若干違う部分があるのではないかと思います。ですから、その場合の安全管理についての一義的な責任は利用者の側にあると思います。ですから、先ほどのスポーツ保険の例でいきますと、例えば阿真の交流センターを利用する方であれば、交流センターを利用する団体さんが、みずからスポーツ傷害保険等に入って自分たちの安全を確保する場面ではないかと思っています。一方で、例えばその村のほうの過失、何らかの村の過失、管理責任等によって発生した事故であれば、それは村のほうの損害賠償の範疇になると思います。ですから、その村の過失によって発生する事故に対して担保をするために保険に入るべきであるという議論であれば、今後検討する必要があると思います。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

ただいま調整監がおっしゃいましたように、この利用者が、その団体が例えば傷害保険を、旅行傷害保険等あるので、これに入ってくる手もあります。しかし、その建物が例えば避難経路とか行ってだれかが教えていますかと言ったんです、私が言っているのは。多分、「はい、かぎ開けた」、「はい、どうぞ」でしょう。それでは万が一何かあったときに、あっち管理者は24時間泊まっているわけですよ、だれかね。両方。何か緊急のときの管理者というのは、両方とも常時いるわけですよ。どうなっていますか、その辺ちょっと答えてもらえますか。

○ 議長（宮平秀保）

宮城 武教育課長。

○ 教育課長（宮城 武）

交流センターについては、その団体等が入舎といいますか、入居したときに、利用するときに教育委員会の担当が行って設備の説明等を行っております。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

交流センターであれば入所時に設備等の説明をして引き上げると。あとは緊急で何かあったときには、その管理人はいないということになるわけですね。それでいいかどうかというのは皆さんで今後判断していただきたいんですけども、大浜は多分私はいないと考えているんですけども、24時間いるかいらないか。多分同じようにいないと思うんですけども、その辺ちょっと課長お願いします。

○ 議長（宮平秀保）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

大浜の施設の管理なんですけど、利用者からも一応申し込みを受けます。その時点でその入所する人たちの連絡、いわせれば携帯電話とかそういうのもやります。そして実際に座間味に入った場合に、うちの担当のほうで一応施設まで案内して、その施設の使用の仕方、説明。そして今そういった緊急の連絡の場合の役場と、そして担当の携帯とか、そういうのも一応ちゃんと知らせて、入所、それで一応戻りますが、定時ですね、何回か施設まで一応はどんな状況で使われているとか、そういうことについて一応は巡視などはやっています。24時間という管理は今実際やってはいないんですけど、10時から12時ごろまで巡回して、こういう状況は一応管理状況やっております。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

大浜の施設の件で私ちょっと耳にしたことがあるんですけど、緊急連絡用のいわゆるこうお互いやっているという話ですが、何か電話があるんですけども、そうじゃないという話なんですね。何年前から通じていないのかわからないと。なのに料金はずっと払っていると。これを点検したことはございますか。今どういうふうになっているのか、ちょっと報告をお願いします。

○ 議長（宮平秀保）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

大浜の施設は、今電話は設置されています。外部から連絡があった場合には、転送できるように一応やっておりますが、そこら辺が担当が外勤したりとか、そういうことでうまく連絡がとれていないというのが今の状況です。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

今担当が、要するに連絡とれないということでもありますけれども、施設というのはつくってそのまま置いておいたらもう老朽化するだけなんですね。管理しないで。常に開けたり閉めたりもしないと、空気の出し入れもしないと、あの建物はもうやがて朽ち果てますよ。

それとさっき保険の件も出したんですけども、宿泊施設は宿泊施設で、ちゃんともし万が一があった場

合のその村の過失が認められた場合には、溶融炉のあの金額どころの話じゃないんで、その辺は早急に検討してください。かけるべきなのか、どうなのか。

それともう一つ、艇庫の件なのですが、この間事故が起きていますよね。あの事故がどういう状況で起きたのか、ちょっと説明をお願いします。

○ 議長（宮平秀保）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

今艇庫の事故についてなんですけど、たしか12月5日だったと覚えています。使用者が今艇庫に保管してあるサバニ、それを修繕するために艇庫の外に出したり、そして中に入れて、そういう作業を行っています。その際にですね、艇庫の中にはこのサバニ、ヨット等を保管するために、サバニも重量がありますので、これを移動するためのクレーンがあります。これホイストクレーンといいますけど、1トンを吊り下げのクレーンです。それで作業をします。その際のワイヤーをとめてある金具のところから外れたということで、それをこうサバニを上げるときの、いわせればH構なんですけど、その部分が落下した。そして使用している右手に当たったということで、その場所の確認、その使用の状況等を一応警察も含めてですね、一応確認してあります。そのワイヤー止めからの外れについては、村としてもこの緩んでいたかどうかというのは確認していなかったもんですから、これからの利用についてはその吊り下げる重量等に見合った目方のワイヤー等を利用していきたいという形で今は考えています。事故としてはそういう形で今入っています。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

事故の状況はわかりましたけれども、要するにその管理がされていないということですよね。要するに、その建物を貸して保管するにはお金をいただいていますよね。お金いただいているんだけど、道具の点検はしていませんよということですよね。それと私ちょっと、本人に確認したわけではないんですけど、ちょっと話を聞いたら、何か表から入らないで窓、裏窓から入ってそれをやっていたということを聞いたんですが、それは事実なのかどうか。こっちに申し込みがあって、表を開けて入っていたのかどうか。その辺ちょっと答弁。

○ 議長（宮平秀保）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

艇庫の使用の貸し出しには申し込みがあって、産業振興課のほうでかぎを預けて、行ってもらってみずから開けて艇庫を利用する。そして終わった後は返却するというのが今、やり方をやっています。その事故の際はですね、二、三日前には使用しますよという話はあったんですが、その当日は産業振興課のほうには連絡がありませんでした。使用した方に聞いてみますと、あいていたということでしたので、それで中に入って使用したということです。窓から入ったとかということではなかったです。そのドアのほうが開いていたので、開けて入って使用したという。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

ドアのほう、二、三日前にはその本人が申し込みがあってかぎを持って行って開けて入ったということですよ。ということは、その借りた日にかぎの返却はしているはずなんですよ。じゃあなぜ、そのかぎ

があいていたのか。本人が、要するにまた使うからということでかぎをかけていなかったのか。その辺はどうなんですかね。ちょっと教えてください。

○ 議長（宮平秀保）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

返却するときにかぎがかかっているかどうかについては、当然、産業振興課が確認すべきだったと思います。しかし、そこら辺ができていない状況で、本人がかけたかどうかというのは今、一応は確認はできておりません。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

要するに、あれもその中でけがしたということは、この道具が不備でけがしたということは、これ役場で払わないといけないですよ、けがした相手に対して。要するにこれが原因で、ワイヤーどめが外れてそれが落下したということなんです。要するに、ちゃんとそういうものを管理しますということでお金をもらっているわけですから、要するに道具に関しては整備しなくちゃいけないわけですよ。ただ置くだけが目的ではないわけですからね。ここら辺の今けがされた人が今どういう状況なのか、支払いはどうするのか、どうなるのか。ちょっと村長、お願いします。

○ 議長（宮平秀保）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

本人の今の状況なんですが、事故後ですね、那覇のほうに行って入院して、それで手の状況が骨折とかそういうことがあったもんですから手術をして、今現在は退院しております。まだ本人との事故の発生状況とか、そういうのがまだ確認は実際できていない状況にあります。本人も入院中でしたので、そういう詳しい話し合いはできませんでしたので。その中でですね、この補償についても退院後話し合いをしましょうということで、見舞いするときにはそういう形で一応終わっております。先週の金曜日だったかと思いますが、うちの補佐のほうで再度見舞いに行ったんですが、もう退院していなかったということなので、今その事故に遭った方の知り合いを通じて自宅までお伺いしていかどうかとか、今そういう調整をしています。そういう中でこれからのことは一応話し合いしていきたいと思っております。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

ですから、先ほどから宿泊もそうなんです。利用する人間からお金をもらっているわけですからね。その中で万が一のことがあったときにはどう補償するかということを考えないと、これははっきり言って阿真と阿佐と、両方1人の人間があっち飛んだりこっち飛んだりでは見れませんよね。職員数は少ないですから。だから、そういうものを職員みずからがやるというよりは、一括してでもいいし、分けてでもいいですから、それで民間に管理委託をしたらどうか。そうすれば、施設の運営も利用度もアップするんじゃないかと。そういうものに、逆に言えば振り回されないで、皆さんのほうがもっと時間、ほかのことに時間がとれるんじゃないかと思えますけれども。民間管理委託に関して、指定管理に関して今後可能性があるかどうか、そこら辺をちょっとお答え願えますか。

○ 議長（宮平秀保）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

施設の管理について指定管理者と今ありました。この指定管理について、これまで幾度となく一応村の施設を今全体的に指定しようということで、一応検討はしてきております。そういう今できない状況にあるのは、まだ一部で解決できていない部分があって、そういうものが解決できないので今は指定ができない状況にありますので、今後はやはり分割とかそういうのが可能かどうかについて検討していきたいということがあります。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

今解決できない部分というのがあるんですけども、何がどう解決できないのか。それがわからないと、ただ解決できない部分がありますのでと言われたら、何か次につながらないんですよね。どういうのが今引っかかっているのかをお話願えますか。

○ 議長（宮平秀保）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

解決できない部分については、今大浜の施設の土地の問題です。その土地の問題が契約できていない部分がありますので、その部分の契約ができ次第、全体的な指定を考えていますけれども、今はできない状況にありますので、その部分は、先ほど分割というのはその部分を外してのできるかどうかを検討したいということです。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

大浜の問題は土地の問題ということで相手があることですから、いつになるか、逆に言えばわからないわけですから、だから交流施設しても、艇庫にしても指定管理を早くやって、逆に運営を改善させていかないといけないので、逆に皆さん、向こうとかかわり合う時間をなくしたほうがいいですよ。民間でやればさっきの保険の問題とかもあるので、民間のほうがその辺は確実性があるので、いちいち3月の予算計上どうのこうのやらんでいいですよ。向こうはその場でやりますと。そうしますと、何か事故があったときに、今回はたまたま骨折で入院だけで済みましたけれども、ホストクレーンのあのH構なんていったら、頭にでも当たったら即死ですからね。これは逆に言えば不幸中の幸いなんですよ。皆さんに対する警告になっているわけですからね。だから指定管理も、逆に言えばもうこの議会が終わった時点から進めていくようにしてください。施設の運営に関してはこれで終わります。

○ 議長（宮平秀保）

これで午前部を終わります。午後から引き続き一般質問を行います。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平秀保）

午前に引き続き一般質問を行います。

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

午前中は途中になってしましまして、これから施設運営について、④溶融炉の運営及び管理についてということでお聞きします。これは9月20日の議会で焼却作業を10月1日に開始するめどを立てているというふうに環境衛生課長からの答弁があったんですが、それが今現在どういうふうになっているのか、ちょっと報告という形でお願ひできますか。

○ 議長（宮平秀保）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

ただいまの質問にお答えいたします。9月の議会において、10月から操業するということにつきまして、その後の操業の経過について報告をいたします。7月から点検整備作業を始めまして準備を整えておりまして、10月10日に火入れを行いまして、10月11日にごみの投入を始めまして、本格的なごみの焼却作業を開始いたしました。開始しましたけれども、ごみを投入していわゆる出銃口というところから排出物が出てきます。これが次の12日の日に確認をしております。そういう作業を続けて順調に立ち上がったんですけども、ごみを投入する、これは2系統の装置があるんですけども、このうち1機が誤作動を起こしまして、途中で停止をしてしまいました。そういうことで、1日の焼却量が2分の1の投入しかできなくて、しばらくはその状態で続けておりましたけれども、出銃口からのスラグの排出がだんだん硬くなってしましまして、それを取り出すために酸素ランスとって、酸素を吹きつけて塊をこやわらかくして取り除くという作業を続けておりましたが、継続作業が無理だということで10月20日には作業を中止しております。その後、炉が冷えるのを待って、中に残っている残留物の除去を行いまして、今かまは次の操業に向けて火入れができるような状態になっております。電気については今いろんなこの施設全体の電気回路、これのチェックを行いまして、大体このごみの投入をする装置にかかわる電気計装の回路、これを大体回路の場所の特定までは確認をしております。そういうことで、試験的にその回路を作動するかどうか、テストを行う必要はありますけれども、まだテストまではやっておりますが、回路図がこれまでなかなか見つからなくて、施設の中を全部点検しましたら、建設当時の作業場の中から回路図を見つけまして、それで回路の特定をすることができました。場所の特定ができたんですけども、復旧についてはテストをしてみないと何とも言えませんが、平成15年12月に作業を開始してからもう4年が経過していますので、村としてはこれまでに2回電気系統のトラブルがあったもんですから、回路全部を総点検する必要があるのではないかと。また次回動かしたら、もし仮に動かした場合に軽微な電気のトラブル等があつて、またとまるということでありましたら大きな操業費のロスになりますので、電気系統の総点検といひますか。今回の故障部分だけではなくて、総点検を行つて起動ができるようにということ今考えております。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

今の報告ですと、回路図はあると。先ほど調整監も裁判、宮里議員の質問に対して何といひますか、電気計装関連としての件で和解案の中でもこれをくれるようにということを出しているという話がありました。先ほど、これがないから逆に今動かせないみたいな話がありましたが、今図書もあると。どこが原因だというのは大体把握したと書いてありましたけども。先ほど宮里議員がこの宮平壮一郎さんですか、に対してこの日立情報制御ソリューションズという会社からきた回答というのが、私も一応借りてもっているんですけども、この中に先ほど調整監の話にもありました著作権法上の問題があるということでもらえないという話で、これはもう見るとやっぱり著作権法上のという意味もあるんですよ。ところが、あともう1件あるのが改造というのがあるんですね。この2つに対しては還元溶融さんにかななければ、オーケーがもらえな

ればできないということですよ。この日立さんに修理をお願いしたことはありますか、修理依頼。その辺をお願いします。

○ 議長（宮平秀保）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

今お手元に持っているコピーについては、これは村の課のほうから日立のほうへ回路図と、それとソフトのプログラムで設計されたものがあるもんですから、それとですね、あと修理の依頼、この3つについては依頼をしたことがあります。これに対する回答が今手元に持っている資料で回答が来ておりますけれども、まずは回路図、図面等をまず先にチェックしないと故障の場所は特定できないと。ある程度試験的に動かすことはできるんですけども、それが全く何も作業が目に見えない状況にあったものですから。日立のほうは還元はこの資料は一応全部送ってあるとの回答でした。向こうを経由して村のほうに納めてもらいたいということでしたが、今裁判で争っている状況ですから届くということはずないと。そういうことで、村としては独自で日立さんと、直接自治体と設計をした電機メーカーということでの依頼はしております。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

これは、日立さんはその取りつけまでここに来てやったのか、例えばソフトだけを収めているのか、どちらですか。

○ 議長（宮平秀保）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

年度としては平成15年度あたりに電気計装の整備をしたと思うんですけども、当時の課長がちょっとおりませんのでただ想定的な話になるんですが、いわゆる起動する前にいろんな検査を行います。ソフトプログラムが入っていますので、これはやっぱりメーカーじゃないと電気のチェックとか、全回路のチェックは還元さんではちょっとできかねたのではないかなと。よって、ここに現地に来て取りつけテストまでやったというふうに考えられます。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

要は、そのノウハウは持っているわけですよ。図面を見なくても逆に言えばその技術者はチェックできるはずなんです。だからこれに関しては、この回答に関しては、修理に関しては何にも、チェックに関しては何の答えも返ってきていないですよ、これ。ただ図書というか、その図面は還元さんからもらってくださいと。改造する場合も向こうに出してやってくださいと書いてあるわけですよ。だから、日立さん自体が来てからチェックすることをできませんとどこにも書いてありませんね。はっきり言って。書いてないです、これ。そんな回答どこにないんですよ。だから、そこら辺をちゃんと本当にこれ来てからやることもできないのかということを確認しましたか。ちょっとお願いします。

○ 議長（宮平秀保）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

確かに技術者派遣の件については配付してある資料のほうに記載されておられませんけれども、先ほど申し

上げたように図書の提出プラス電話、これは電話なんですけれども、電話で技術の支援ということでお願いはしてきました。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

ということは、依頼はしたけれどもこの回答に入っていないということは、技術の協力をするかしないか、回答がないというわけですね。

○ 議長（宮平秀保）

幸地 東政策調整監。

○ 政策調整監（幸地 東）

まずこちらから出しましたのがごみ焼却設備の電気計装関連装置の提出ということと、もう一つは設備の一部改造という両方があるわけですね。そのいずれをやるに当たっても、確におっしゃるとおり彼らがこちらに来て確認をすることは可能だと思うんですけれども、一方でその今の著作権法等のいろんな関係からしますと、日立情報制御ソリューションズというのは還元溶融さんとの契約関係になっているわけです。我々は還元溶融さんとの契約関係ですから、日立さんとの直接な関係はありません。ですから著作権に関しても、彼らはこちらとの関係しか持っていないわけです。そういうこともあって、今こういうふうな協力関係に感じられないということを書いてきているわけですね。議員が今おっしゃっているのは、じゃあこっちに来て見ることは可能なんじゃないのということだと思うんですけれども、ただ可能は可能かもしれないんですが、そうなった場合にこちらに来たとしても、じゃあここにふぐあいがあるとされたとしても、それを我々に報告することができないと思うんですよ、彼らは。なぜかという、その著作物としての権利は向こうが持っていますので、我々に報告する義務はないわけです。そうすると、こちらに来る意味もほとんどないというふうな意味で回答がないのではないかなと思うんですね。ですから、権利上の問題として彼らが言っているのは、我々は還元溶融さんとの権利義務関係は有しているけれども我々とはないので、我々が必要であれば還元溶融さんが出して構わないという承諾を取ってくださいということなんです。現に我々が裁判でお願いしているのは、実はまさしくそこです、日立情報制御ソリューションズだけでなく、ほかにも還元溶融さんは第3者に対して製品の製造と納品を依頼していますので、これに関しても同じ事態が起きる可能性がありますから、そのすべてにわたって我々はその皆さんが発注した第3者に対して直接やっていいというふうな了解をくれということを我々は今お願いしているところなんです。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

いや、今の調整監の説明では、あくまでもこれチェックしてふぐあいがありましたよ。ここはこうですよという報告はできないと言っているわけですね。これ別に報告はしなくていいですよ。口頭でもいいですよ、こっちが悪いと。だから直しましたでいいんですよ。彼らは自分たちでつくっているわけですから、自分たちで納めていますよね。逆に言えば、納めているのがふぐあいを起こすということは、向こうにも責任があるわけですよ、逆に言えばね。ソフトをつくった会社が納品するときには、ふぐあいがないことを前提としてやるわけですよ。ところが、先ほどの環境衛生課長の話だと、平成15年から操業したんだけどもすぐトラブルがあったと。ということは、向こうが最初からふぐあいのものを入れているわけじゃないですか。それも2回もあったというわけでしょう。彼らこそ完全なる商品を入れていないということになるわけですよ。だからその辺をやっていかないと、いつまでもこの著作権だけで争っていたら、向こうがあ

くまでも裁判に応じなかったときには永久に使用できないということになりますけどね、はっきり言って。

それと、もしあの会社がつぶれてなくなりました。どことあいつた交渉をするんですか。

○ 議長（宮平秀保）

幸地 東政策調整監。

○ 政策調整監（幸地 東）

先ほど申しあげましたとおり、また環境衛生課長から申しあげましたとおり、この還元溶融さんから委託というか、発注を受けた会社ですね、日立さんを含めて、そちらは還元溶融さんに納品をしています。ですから、還元溶融さんが検品をして完了の検査をして彼らに了解を与えているわけです。我々は還元溶融さんが納めた機器をやっていますので、我々が要求できるのはあくまで還元溶融さんに対してしか債権債務は発生していないわけです、権利義務関係は。今おっしゃっているように日立さんたちは、確かに日立に限らずその発注を受けた皆さんは完成した適正な商品を納入する義務がありますけれども、その納入する義務を負っているのはあくまで還元溶融さんに対してですので、我々ではないわけです。ですから、その点は御理解いただきたい。ですから、我々としては還元溶融さんがやったのであれば、還元溶融さんとしか交渉ができないという現実です。法律的な考え方からしてそういうふうに考えています。

後半のほうで、ではそうするとこの還元溶融が納得しなければ全然処理ができないじゃないかと。おっしゃるとおりです。ですから、我々のほうは今の和解協議の中でそちらを認めてくれということ、今回の日立さんだけではなくて、もっと包括的な形ですね、一般的に認めるということをお願いをしています。裁判所のほうもその条件をやらない限り、まさしくおっしゃったように、還元溶融が仮になくなってしまったらどことどう交渉するんですかという事態も置きかねませんので、そういう事態を裁判所も十分理解していただいていますから、還元溶融に対してもそちら辺のところは必要なんじゃないですかというふうな話し方をされて、和解協議をもっと積極的にやるようにというふうな形での話しかけをしていただいているところです。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

裁判所はそれをわかって、その和解の席に着きなさいということをお示ししているわけですよ、勧告しているわけですよ。この間行ったら相手の社長が出てこないわけですよ。今後もその可能性はあるわけですよ。そうなった場合には、いつまでやるかわからないわけですよ。1月30日に判決をすると言っていますけれども、相手が来なければがと延びるわけですよ、逆に言えば。判決できないわけですよ、相手がテーブルに着かなければ。テーブルに着かなければ、裁判所としては判決は出せないわけですよ、結審できないわけですよ。そうなったときにどうするかですよ、要は。じゃあ向こうのこの今ソフトですね。ソフトが問題であれば、逆に言えばですよ、その電気系統のものが幾らで、その部分に関して幾らでつくっているか。幾ら金がかかっているのか。和解ができるまで長延ばしにしていってアウトになるより、それとも逆に言えばそのソフト自体を、電気計装自体変えろと。変えた場合に幾らかかるのか、そういうことまで検討したことはありますか。課長、あれ電気計装部分だけで幾らかかっているのか、幾らかかるのか、これをちょっと教えてください。

○ 議長（宮平秀保）

しばらく休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開します。

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

今の質問ですけれども、電気のこの計装なんですけれども、かなり機械設備が大きいもんですから、いわゆる制御盤が全部で10基ぐらいあります。その中である程度特定はしてはいるんですけれども、それにかかる設計のその中から拾い出し作業というのは、ちょっと非常に厳しいところがあります。全く無理ということではないんですが、それとこの電子回路についても私は専門的な知識を有していないんですけれども、そのプログラムを組むのがほかのメーカーでできるのか、そのあたりをちょっと検討はしたことはないんですが、いわゆるひとつ特殊なプログラムを組むわけですので、この辺の検討についてはそっくり計装類を、その部分だけのものを取りかえる費用の積算、それとソフトに対しての検討、ほかの電機メーカーについては庁内においては検討したことはないです。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

じゃあこれは和解ができるまで、この機械は動きませんでいいんですか。よろしいですか。

○ 議長（宮平秀保）

幸地 東政策調整監。

○ 政策調整監（幸地 東）

原則として、仮に我々が向こうさんの言うとおりのままで和解をしなければ動かすことはできないと思います。現状でいけばですね。ただ、我々から彼らに対して今申し伝えていることが一つございますのは、この協力をもし最後まで拒むということであれば、我々の事業を妨害しているということで訴えを起こしますということは彼らに伝えてあります。これは裁判官も同席の中で私どもの弁護士から伝えてあります。裁判官もこのことを承知しているので、この和解ができなければさらに新たな訴えが起きて、さらに訴訟が長引いてごみが焼けなくなると。そういうことはぜひとも避けるべきだということは裁判官も重々重ねて何度もおっしゃっておられます。ですから、その辺のところでは和解をとにかく優先して成立をさせることがまず近道だろうということで今努力をしているところです。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

多分、向こうもいつまでもそう頑固でね、自分たちの我を通すとは思わないと思う。特に裁判所から言われているのであればね。だけど、逆にこれがもし早目に解決した場合に、自分たちの中で、村のほうで業者選定して操業をしますということなんですけど、今現在とといいますか、これ平成18年10月1日の村の広報に載っています経過報告の中で、平成18年3月28日から4月18日にかけて「実施操業の折」と書いてあるんですけれども、これ還元さんですね。OBの技術者を中心に村が集めたチームで老機種操業し溶融処理しましたとあるんですが、これはひとつの還元さん以外の会社でやったわけですよ。これは会社名は伏せていいんですけれども、どういうグループなのかちょっと教えていただけますか。

○ 議長（宮平秀保）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

この広報に記載してある文章の文言なんですけれども、実施操業という表現で書いてあることに関してはいろいろと私のところにも質問がきます。いろいろと実施操業ということに関して、どういうことなのかなということがなかなかわかりにくいということのようです。村としてはこれまでどう整備して、それで操業をやっておりました還元溶融からは溶融操業ではなくて、新たな操業をしたということでそういうふうな表現になってはいるんですけれども、この編成したグループというのは村がいろいろと還元の後の操業に対していろいろ作業員の確保等、それとあとこういう大がかりな作業というのは村が直轄で作業契約というのは非常に困難なものがあります。それとあとは道具管理とか、あとは労働災害とか、いろいろそういうものを考えた場合には、ある程度の組織のほうに、団体の事業所等の組織に委託をしたほうがいいたろうということで一括してですね。作業員の雇用については相談をしました。それが村が作業員の確保については全部丸投げではなくて、いろいろとこれまでの創業者、還元のときの操業していた経験者等も含めていろいろと相談をして作業員の確保をしております。現在でもその辺は以前の作業員がいるようです。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

私、この間まで、10月の先ほどの課長の報告でありました、10月11日からごみを投入したと。20日で停止したと。停止したということで、いつから操業するんですかということですが、故障していると聞いたもんですから、整備状況といつから稼働するかということで先ほど課長がおっしゃっていたグループですね、グループの長に会いに行ったんですね。そしたらですね、座間味村とはもうできないという話をしていたんですよ。どういう理由でですかと聞いたら、今まで一生懸命協力してやってきたんだけど、どうも自分たちは疑われていると、ありもしないことを何かこう言われて非常に名誉を傷つけられて、もう座間味村に協力、今のところは協力できないということを言っていたわけですよ。それで理由をちゃんと聞かせてくださいと言っただけでも、そこまで詳しくは聞けませんでした。しかし、内容証明を送っておりますからそこを見てくださいと。村長あてに内容証明を送っていますからね、それを見てくださいとはっきり言われたんですよ。後でその内容証明の中身を見せていただけますか。なぜその人はそういうことを言うようになったのか、その理由をちょっと教えてください。

○ 議長（宮平秀保）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

ただいまの質問の件については、村のほうから質問ということで書面ではなくて、電話等で質問という形で投げかけておりますけれども、非常に過敏に反応したというようなことで、ひとつ誤解だと思っております。それについてはですね、ちょっと我々の表現の仕方が適切ではなかった部分もあったかもしれませんので、これについては説明をきちっとやっていきたいというふうに考えております。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

この広報にも書いてあるんですけども、前の会社も還元も信用できないからと、だから切ったんだと。新しいグループをこうつくってやっているんだと、これ書いてありますよ。先ほど調整監、裁判官も相手に対して早く同意しなさいと、ここは操業できるようにしなさいと勧告を出していると言っております。さあ操業オーケーですよといったときに、じゃあ今までやってきた信頼関係があるという会社は座間味村とは協力できません、名誉傷つけられましたと言っているわけですからね。そのときに、じゃあこの会社でやるん

ですか。もう新しい会社を探しているんですか。その辺ちょっと教えてください。

○ 議長（宮平秀保）

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

ただいま名誉を傷つけられたということで、これまでいわゆる還元其次ぐ第2のいわゆる操業グループのまとめをしている方にお会いして、そういうことの話があったというふうにありますけれども、このことにつきましてはお互い誤解、言葉の使い方に問題があったと私も思っております。それで、本人にはそういう説明をして、ほぼ納得をいただいているところです。それで一番ですね、大きかったのは、11月19日ですか、和解協議ということが、恐らく相手側でもですね、自分たちを切り捨てるだろうと。これは皆さんそう言っていますが、いやそんなことはありませんよと。そういう情報を伝えるのが遅かったものですからね、少し。今の話とは直接は関係ないんですけれども、そういうことも一緒に折り重なってそういう状態になっていると思います。それで私はこういうものを取り上げていいかどうか知りませんが、先ほどまた調整監からも話がありましたように、相手からの和解協議の中で自分たちに平成17年度の操業と同じような方法で、すべてを自分たちに任せてくれということについては、私はノーですとはっきり申し上げております。これはやりませんと。それから今、自分たちの次にその操業にかかわっている方々、これも全部切りなさいと。これもできませんと。今私たちが頼れる方というのは、この方々しか今いませんということで、これもお断りしたと。ですから、今裁判官から言われていることは、その3名についてどう考えるかというのを示してもいいんじゃないかというんですけれども、私はそういうことから外すことはしませんと。先ほどから申し上げておりますように、還元等に丸投げするということは考えておりませんので、そうすると我々は指導者を失うことになりますから、これは絶対そういうことは考えていないということで、先ほど名前が挙がった方にもその旨をお伝えして御理解いただいていると私は今のところ思っております。ですから、早くこの故障部分、先ほどの電気系統ですね。要するに我々が直接つくった、メーカーと交渉ができるような状況をつくって、一日も早い操業をしていくということに懸命な努力をしているところでございます。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

今村長の答弁の中で、今現在やっている人たちのその言葉を間違えて、こうお互い行き違いがあるんだと。その後話し合いをして、相手に理解をしてもらったんだという話でありますけれども、これ完全に解決しているわけですね。相手は納得しているわけですね。その辺ちょっとお願いします。

○ 議長（宮平秀保）

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

先ほど御理解いただけているものだと私は思いますという、非常に含みある発言をしましたけれども、この文書で返してくれということでもありますので、この議会終わり次第、来週始めですね、文書を介してお互いじゃあそうだったかという、いわゆる理解し合う場をつくるということで今話を進めているところであります。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

その件についてはこれでいいですけれども、先ほどのあれでね、操業ができない場合は持ち出しのことも

考えているという話をしておりましたけれども、南部広域にはもう埋め立てするところもないということでやっていますけれども、沖縄本島のね。その持ち出しするときに沖縄本島に持ち出しするんだらうけれども、その相手の自治体というのはもう交渉入っているんでしょうか。どういう形でやっていくと考えているんでしょうか。その辺をちょっとお願いします。

○ 議長（宮平秀保）

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

私たちは還元さんこういう状態になったときに、今の要するに新しい操業をしているグループができる前のことですが、そのときには近郊の自治体に申し入れをしまして協力をするというふうに回答をもらっています。ただし、やり方等についてはこれから。さらに、そのときからかなり時間が経過しておりますので、近々ですね、また再協力願いといたうんでしょうかね、依頼をして進めていこうというふうに考えております。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

その交渉相手は前回やったということなので、そのときどこのその自治体とそういう話し合いを持たれたのか、よろしければ教えていただけますか。

○ 議長（宮平秀保）

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

そのときにですね、実は今この新しく請け負うというときに、もしできなければということも含めまして交渉していますので、一番近いということ、それともう一つはこれまで余力があるということで那覇市のごみを請け負っていた浦添市です。そこをお願いをして、もしそういう状況になれば支援しますというふうな答えはいただいております。ただもう少し補足しますが、この現時点で時間が経過しておりますので、近々もう1回、また同じようなことをお願いし、あるいはもう一つまた近くの自治体をお願いできることだったらそこら辺もお願いしていきたいなというふうに思っています。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

今質問の途中なんですが、何か持ち時間が制限されていたんですが、私の質問がまだあと2つほどあって、まだこの溶融炉の件、あと五、六分は必要じゃないかなと思っているので、時間延長しても大丈夫ですか。皆さん。

○ 議長（宮平秀保）

延長を認めます。

それから簡潔に、質問者も答弁者も簡潔にお願いします。

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

質問を続けます。近隣の、特に浦添でということ考えておられるということであるので、その裁判がいつ決着するかわからないわけですから、もうそれに対してもう動いているわけですね、はっきり言ってね。それどうしようかというのは、課長はもう準備しているはずなんですよ。どういう方法でやるのか、やろ

うと考えているのか。課長の考えをちょっとお聞かせ願えますか。計画ですね。

○ 議長（宮平秀保）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

今現時点ではこういうふう処理しようということはまだ庁内では決定はしていません。ただ、先ほどから申し上げているように、今溶融炉の施設、電気の問題が解決しておりませんので、我々としてはこの裁判の中で金銭的な判決、それとあと炉が動くものをこの判決の中で裁判所で盛り込んでもらうのを非常に期待しております。というのは、電気を直してもらう、バックアップをその裁判所のほうから同意を取り付けたというふう考えています。これはあくまでも裁判所が判断することですから、そういうことでどんどん時間だけたっていくというのを見ているわけにもいきませんので、裁判の流れと合わせてですね、この今置いてあるごみを早く片付ける方法がないのかということと合わせて考えています。やっぱりどうしても衛生的な問題が発生しますので、量的にももうごみピット、年内ではもうごみピットにやっと納まるぐらいのもうぎりぎりの状態までできていますので。今村としては全部持ち出すというのは、これはまたかなりの費用もかかるし、受け入れの相手先の自治体の問題、そういうのもありますので、屋外に置いてあるごみ、それといわゆる年度内、3月までに排出されるごみの量を大体想定して、その分だけを他自治体に、もしくは本当に搬出する場合には、全部ではなくて一部のを搬出して、それでごみピットが来年の3月までのごみがそこに納まるようなぐらいの量を持ち出す必要があるのかなというふう考えております。全部持ち出すというのはちょっともう無理です、量的にも。輸送方法等も今、日当たりのごみの収集で持ち込まれるごみの量、これをもしフェリーとかほかのもので持ち出すと。持ち込みよりは持ち出しを多くしないといつまでも減らないわけですから。そういうことですね、フェリーを利用する方法と、あとは台船で運ぶとかというような方法があります。この台船で運ぶものについても県の主管課と手続等、行政的な手続等、そういうものを含めて今いろいろと相談はしておりますけれども、あわせて考えているということです。その方向で決定ということではありません。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

3月までのごみの量を想定してという話がありますけれども、逆に言えばですよ。今いろいろたまっているわけですよ。その分に関してですよ。第1回目の作業を何月何日ぐらいまでにできるか。最初に持ち出しするのは何月何日ぐらいに計画しているか、それをちょっと教えてください。

○ 議長（宮平秀保）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

先ほど裁判の状況を勘案しながらあわせて考えているという答弁をしたんですけれども、裁判自体ですね、判決の内容がどのような、一番危惧しているのはいわゆる金額的な支払いですね。支払い方法がどうなるのかというのが全く今のところわかりません。これは和解案の中には分割してというような要望等をやっていますけれども、これはあくまでも裁判所の判断になるものですから、それを支払うにはちょっと…、これはですね、これ今私の答弁を聞けばわかります、後で。そういうことで、裁判所の決定額というのはこれはもう支払わないといけないわけですから、そうすると今ごみを排出する予算というのは裁判の支払い費用へ全部回っていくかもしれません。そういうことでごみが運べないというような状況も、最悪の事態が発生するかもしれませんので、あくまでも予算額という残額というのがまた一つ大きな課題として残ってきます

ので、それもあわせて今計算をしながらやっているところです。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

今課長の答弁の中で、裁判の費用が高額になると、差し押さえされるだろうみたいな話があったんですけども、これは何日かな、これも9月6日第4回の臨時議会で答弁した内容を見てみますと、課長は300万円という支払いがあれば大丈夫だというふうなお答えをしているんですよ。300万円。要するに数字の内訳300万円、平成17年10月操業分に基づいたもので300万円とあるんですね。だから、大体コークスとかそういうものは支払いをしないという感じで答えているんですよ。ということは、コークスとかそういうのが入らなければ、逆にいえば高額にはならないはずなんですよ。これも臨時議会で答弁ですよ、これ。300万円を支払う、これはもう絶対に払わないといけないのが300万円だと言っているわけですよ。コークスは使っていないから、使っている分だけを払うんであって、使っていない分には払いません。これがあるから高額になるんだという話をしているんですよ。高額になるということは、これもじゃあ買い取りしますよという意味にとっていいんですかね。

○ 議長（宮平秀保）

しばらく休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開します。

幸地 東政策調整監。

○ 政策調整監（幸地 東）

300万円の数字の話については、9月議会でお答えしたときには我々が確認していて支払うべき額だと思えるのはこれだけだと。じゃあ残り幾らかということになると、それは最終的に裁判で判定されることなので、我々としてはお答えができないということで答弁をした記憶がございます。ですから、300万円しか皆さん払わないでしょうと、和解金額もそれで終わりでしょうということにはならないという理解です。基本的に現在の裁判では先ほど議論もありましたけれども、3,060万円余の金額の支払いを命じられているということについては、これはそのとおりでございます。その内ので一体幾らでその和解が成立するのかということがわからないと、すぐその操業費用、今和解金として用意しているお金、もしくは供託しているお金、プラスアルファとして出ていかなければいけないお金、そういうものを全部含めて幾らかわからないと、すぐにいついつからこういうふうな、島外搬出が始められますということが予算の範囲では言えないということ先ほど金城が述べたものだと考えています。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

それで今はそのように調整監の答弁の中であつたように、もろもろ、裁判するには供託金も出ていますし、あと弁護士、先ほどの答弁の中で弁護士費用等々ありますからね。かなり高額になってくるだろうということはわかっておりますよ。はっきり言って、ただそれだけの金額を全部認めるということもおかしな話じゃないですか。皆さんは臨時議会でこの控訴理由のときには100対0では勝てないけれども、かなり勝てるということを言っていますからね。そうすれば、丸々払ったということになれば控訴する必要なかつ

たわけですよ。丸々払うんであればね。だから、そういうことを言っているわけですよ。だから、いつまでもごみをためるのかと。予算のことを言っている場合かと、逆に。向こうがオーケーして、使用してどうぞと言ったところで、相手とはこれからその何というのかな、技術者とは今からこう話し合いをするというわけでしょう。全然何にも整備されていないじゃない、整っていないじゃないですか。行き当たりばったりでやっているんですか。違うはずですよ。ちゃんと計画に基づいて皆さんやっているはずですよ、仕事は。控訴するにも、それなりの理由があったはずですよ。ただ電気系統だけをどうのこうの言ってやったわけじゃないはずですよ。私は9月にも、臨時議会のときにも言いましたけれども、そのときには控訴するかどうか、村の口座が差し押さえられたら仕事ができないということで私らはオーケーしたんですけれどもね。私はそのときに言いましたよ。そのときの責任所在、要はどういうことかと言ったら、第1回口頭弁論の第一審で行っていないからこうなっているわけですよ。このときの責任所在はどう今考えているかと、判決が出ようが出まいが、それは関係ないですよ。調整監は冷静にやっていくという話をしていますからね。あれからどういうふうになったのか、これはあれが裁判所からきてから12月18日までの期間、当時の担当課長は、そのときの村長の答弁では出張していて、ほかの書類に紛れ込んで見ていませんという話だったんですよ。では、その何といいますか、24日に出して11月27日にたしか届いているはずですよ。11月のね。それ27日からずっと出張に行っていたのか、勤務表を提出してくださいよ。その間、受け付けした文書はほかの課には行ってないんですか。総務課長は一切見ていないんですか。その場逃れのその言いわけというのは、絶対許されるものじゃないですよ。これ何千万円という金ですよ。さっき金城英雄議員からも出ていましたけれども、公債比率がこれだけ上がってきているんですよ。そこにさらにどこから金を持ってくるんですか。課長、村長の退職金を持ってきて充てても、それだけカバーできませんよ、これ。だからいい加減な答弁のやり方しないでくださいよ、はっきり言って。

ちょっと休憩入れてください。

○ 議長（宮平秀保）

しばらく休憩します。

休 憩  
再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開します。

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

時間かなり消化しているんでね、この溶融の件は7番の宮里清之助議員も同じような質問ありますので、私のはこの溶融炉の件に関しては終わります。

次の質問行っていいですよ。次アイランダーズの問題なんですけど、簡潔に聞くから簡潔に教えてください。今、これだれが答えるのかな、アイランダーズの件。総務課長。今アイランダーズは会員は何名ですか。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健総務企画課長。

○ 総務企画課長（垣花 健）

お答えいたします。現在、村外村内合わせて約2,300名の会員です。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

2, 300名ということは、これは毎年更新の人たちですか、それとも新規加入者が何割かいるのか。お願いします。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健総務企画課長。

○ 総務企画課長（垣花 健）

2, 300名は更新も新規も含めての数字となっておりますが、申しわけありません。今ちょっと新規の会員がこの中に何名いるかというデータがちょっと手元にありませんので、全体の数字しか申し上げられません。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

これは更新のときは1,000円、新規加入の場合は500円プラス1,000円かな、ですよ。今年ですよ、何名。昨年でもいいですよ。平成18年度でもいいですよ。プラスの更新と新規のお金が幾ら入ったか、ちょっと教えてください。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健総務企画課長。

○ 総務企画課長（垣花 健）

こちらの手元に平成18年4月から平成19年3月までのアイランダーズの入金の額があります。1年間のアイランダーズの入金が約290万円となっております。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

この290万円のお金はどこに入っているんですか。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健総務企画課長。

○ 総務企画課長（垣花 健）

事業を主催しております株式会社21・ざまみのほうに入っております。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

確かにこのほうにアイランダーズのメンバー登録の規約があるんですけども、確かこれは株式会社21・ざまみではこの規約がこうあるんですね。会社は21・ざまみなんですよ。21・ざまみなんですよ。確かにこれを管理しています。入会金、更新料は21・ざまみに入っておりますが、この21・ざまみがやらなければいけないサービスというのがあるんですね。この中にですね、第5章19条の中に、すみません、これちょっと違います。これ予約のですね、会員の予約、入会等の世話はしないといけないことになっているんですけども、これはただ入会金をもらって更新料をもらっているだけになっている会社だと私は思うんですけども、これは違いますか。ほかに何か仕事をやっていますか、この21・ざまみは。アイランダーズに関して、何かほかに仕事をやっているのでしたらその内容をちょっと教えてください。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健総務企画課長。

○ 総務企画課長（垣花 健）

21・ざまみがこのアイランダーズの業務として行っているのは入会と更新のみ、あとメンバーの対応ということになっております。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

メンバーの対応というんですが、メンバーに対する対応というのは何があるんですか。ちょっとお願いします。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健総務企画課長。

○ 総務企画課長（垣花 健）

さまざまな対応が、質問とかがあるわけですから、その辺の電話とかメールでのやりとりの対応ということになります。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

じゃあ船の予約とか、そういうところの業務というのは一切やっていないわけですよ。やっていないわけですよ。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健総務企画課長。

○ 総務企画課長（垣花 健）

船の予約については村のほうでやっております。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

じゃあ入会と更新の手続で年間200万円以上、平成18年は290万円あったということなんですが、それだけで290万円もらって何もしないと。おかしい話ですよ。その更新とかそういうものすべて21・ざまみでお金をもらっていて、何で船舶課が船の優待券出さないといけないんですか。この辺ちょっと教えてもらえますか。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健総務企画課長。

○ 総務企画課長（垣花 健）

当初、これは国の補助制度で導入されたシステムなんですけれども、村においては観光立村ということでダイバーを中心にしたリピーターが多い村だということは皆さん御存じのとおりだとは思いますが、この方々が一層座間味村を訪れやすくなるようにということで、また1人でも多くの座間味村ファンを増やして行政の立場から観光ビジネスを支援するというので、ひとつの手段として船舶の優待を行っております。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

残念ながらね、当初の計画とは非常に違っていると思うんですが、この間全員協議会の中でこのアイランダーズいい村づくりということで、アイランダーズの説明があったんですよ。今課長が答弁されましたけれども、新規会員も何名かわからないと。逆に言えばね、更新している人が半分いないということなんですよ。更新はしないと。1回入ったけど更新しないと。2年、3年続けていく人が少ないという話をされてましたね。これはなぜか。村に魅力がないということになるわけです、逆に言えば。それでいながらリピーターは少なくなっているという話ですよ。だから私、前にも議会でこのアイランダーズの問題を取り上げたときに、この事業を始めてからお客さんは多くなりましたかと聞いたときに、いやお客さんは少なくなっておりますと答えていました。だったらこの事業は継続する必要があるのかどうか。どう考えますか、ちょっとお答え願えますか。これは村長のほうからできたら答えがほしいですね。

○ 議長（宮平秀保）

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

私はあると考えております。このいわゆる効果につきましては、すぐ一概には言えません。内部ではそういう効果について測定をして、やはりないとなれば、やはりある期限を決めて整理する必要もあるという考え方は一応出てあります。けれども、今座間味村は特にダイビングのお客さんが多くて、それと船の高速船のいわゆる席がかなり旅行者のほうでブロックというんでしょうか、固定されていますので、なかなか来たいときに来れないと。一番の事例、このシステムをつくった大きなきっかけは、座間味村にダイビングに要するに行きたいけれどもなかなかせっぱ詰まってですね、予約しようとしたらできなかったと。こういう事例がありました。例えば5月に来て潜った方が帰るときに9月を予約して帰ると。それから9月に来た方が12月23日付近のものを予約すると。予約というのはダイビングショップにですね、予約しまして、それで次が宿、宿はダイビングショップが大体予約してくれますので、この2つはセットで確保されます。その次、船はですね、一般客として扱われるものですから一月前ということになりまして、そういう一月前で申し込んできたなら、既に宿とショップは決まってるけれどもなかなか来れないというふうなことなどが一つのニーズというんでしょうか、ありまして、こういう仕組みをつくったらどうかということで作った仕組みで、これは通産省の支援を得てつくった仕組みですけれども、そういうことでやってきていますので、ひとつじゃあ運転として何をするのかということで、ひとつのマイレージですね。それをひとつ船舶も含めてやっていけば、確実にもう1回来るような仕組みになるはずだということで作ってきていますので、冒頭で申し上げました効果がどれぐらいあるのか、そういったことを検証しながらですね、今御提言のあることについてはゆっくり、ゆっくりというのか、早い時期にこう十分考え方を練って対処していくべきだと考えております。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

村長のね、なぜこれをつくる必要があったかということでお聞きしまして、今ちょうどお客さんもいない。この後ですよ。この連休から、多分何カ月前から予約とか入る。一般なんて1カ月前からだけれども、そのアイランダーズだと2カ月以上前からできるわけですよ。そういう特典があるわけですよ。じゃあ何でね、優待券は必要ないんじゃない。これ船舶課長にお聞きしたいんですけども、年間の、このアイランダーズが優待で出している今年1年分、これ島も含めてですよ、那覇から来るのも含めて費用が幾らかかったか、ちょっと教えてください。

○ 議長（宮平秀保）

宮村英美船舶課長。

○ 船舶課長（宮村英美）

ただいまの優待に、アイランダーズによる優待券がどれぐらい利用されたかという御質問なんですが、これは今年1月から11月末までの実績でいいますと、利用者がこれ那覇、座間味、阿嘉、3カ所の販売所合わせて1,466枚です。それに伴う金額というのが660万円でございます。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

660万円、これすごい金額ですよ、はっきり言って。5,000万円のこの航路出ているわけですからね。このアイランダーズ、これやる必要ないと私は考えているんですよ。この優待に関してはね。ほかのものはいいですよ、カードを持って何カ月も前から予約できる。このサービスだけで私はいいと思うんです。そこまでやる必要があるかどうか。村長に伺います。

○ 議長（宮平秀保）

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

効果についてはじっくり検討する必要があると申しましたのは、結局、我々は観光を核にした島です。この1,400名、この中には村内のカード保持者もいるんですけども、多くは外から来るということですからね、私は船はそういうことで優待するけれども、来られて確実に民宿に泊まるわけですから、そういう意味合いでは先ほど申しましたように村としての観光振興という立場からは、ですからゆっくり効果測定をしないといけないよというのはそこら辺も含めまして、みんなでひとつ検討しながら、絶対にマイナスにはなっていないんじゃないかなというのが私の考え方でございます。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

村長は今確実に民宿に泊まるんだという話がありましたけれども、このカードを持っている人は仕事に来る人もいるんですね。前はたくさんいましたよ、そういうの。これ多分、後でこの工事契約もありますからね、そういう人たちもほとんどカード持っていますよ。そういう人たちもいます。民宿関係ないんですよ。日帰りでこれやっている人も結構います。ゼロなんですよ。マイナスなんですよ、逆に言えば。前、入島税「美ら島税」というのを導入しようという話がありましたけれども、このマイナスになっている部分を直してからじゃないと、逆にそういうのもどうかと。もう国会と同じですよ。無駄遣いはどんどんさせておいて消費税上げましょうという話と全く同じなんですよ。そうじゃないですよ。これははっきり言いますけれども、島内からこう行ってカードを持っている人もいますよ、確かに。ところが、島内というのは割引率高いですよ。このカードは中学生は持てないでしょう、小学生も持てないでしょう。はっきり言います。そういうものは、自分たちも割引はたくさん受けていますよ。その割引だけで十分だと私は考えていますけれどもね。これは絶対に船舶からその分を差し引くようなまねはしちゃいけないと思います。だって今、燃料も上がっていますよ、はっきり言って。燃料どんどん上がって行って、どんどん苦しくなってきましたよ。どこから埋めるんですか。村民全体がこれ考えないといけないですよ。これ燃料が上がりました、じゃあ運賃上げましょうで、先ほど5%から10%考えていると言いましたね。それから考えたら、こういうものをなくしていかないといけないんじゃないですか、逆に。収入を上げるような形で、年間600万円ですよ、660万円ですよ。これ3年間の資料を持っていますけれども、3年間で1,960万円ですね。これだけ逆

に言えば無駄なんですよ、はっきり言って。そういうものは、これをやめたからと言って来なくなる人というのは少ないはずですよ、はっきり言って。じゃあ島の人もかなりありますよ、これ。今年の1月から11月の座間味からで245万円ですよ。阿嘉から189万円ですよ。じゃあこれだけ出さなかったら那覇は出ないのか、用事に行かないのか。違うはずですよ。自分たちで往復運賃割引されている船で行くでしょう、切符で。逆に運賃上げるよりこっちのほうを先にやって、やらないと、やっていかないと運賃上げられませんよ。これははっきり言って。それよりは往復割引もあるんだから、それで行ってね、あと子供たちがいろんな大会行きますよ。そういうときに運賃補助をするぐらいに変わったほうがいいんじゃないですか。私はそう思いますけれども、村長はいかがですか。

○ 議長（宮平秀保）

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

先ほどから申し上げておりますように、要するにこれは3回乗ったら4回目が要するにマイレージで来ますよということですから、必ずしも4回目来るとは限らないですよ。まずこの無料の券があったからということであるというのが私は大きいと思う。ただ、その中で今御指摘のありました、私は村民をこのカードの中に入れたというのは、私は今反省しております。入れるべきじゃなかったと。当初つくったように、外部から来る人のみ、お客さんのみに適用すべきだったなというふうに思っています。これはかなり地域からの要望が強くて入れることになったけれども、村民は5回に1回ですね、入れるようになったんですけれども、これは少し反省すべきだなと思っているんですけれども、ただ4回目来たという方々が、では3回来てですよ、4回目の要するにこの無料カードがあるから自分たち、もう1回行こうという気になる人が多いんじゃないかと。これが要するにマイレージの一つの考え方ですから、ぜひですね、おっしゃることはよくわかります。わかりますけれども、先ほどから申し上げているように、じっくり検討してその効果たるやどうだろうということでもひとつ整理をさせていただきたいというふうに考えております。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

村長ね、もう3月には予算審議しないといけませんよ。じっくり考えている時間ないですよ。早急をお願いします。早急にこれをどうするか、船舶の予算も含めてね。そのためには、これの収入があるかないかによって全然違ってきますからね。じっくりというよりは、早急をお願いします。

○ 議長（宮平秀保）

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

これは短兵急にできる問題じゃないんですね。要するに受け付けというのはずっと、毎日の受け付けになっておりますから。例えば、きょう申し込んだ方は1年の要するにカードの有効期限がありますので、その1年以上は待たないとどうしても整理がつかえません。ですから、じゃあきょうからこの事業については整理する方向でいきますので、いわゆるカードの売り出しはストップしますよ。1年後ですよ。そういったようなことで、じっくり検討させてくださいというのはそういうことで御理解いただきたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

村長、私が早急にしてくださいというのは、このサービスきょうから打ち切りなさい、あしたから打ち切

りなさいじゃないんですよ。要するに、じっくりやっていくんじゃなくして、これがいつからなるかわかりませんけれども、早目にその対策、どうしたらいいかという話し合いをしてくださいという意味なんですよ。早急に対処してくださいというのは。だから、さっき10%、5%から10%に値上げしたら大変な負担になるんですよ、住民もね。だから、それよりはこういうものを作って、値上げするんだったらパーセントを低くするとか、そういうやり方もあるんじゃないかな。船舶課は赤字が続いているということで、そういう運賃の値上げを検討していると言っているんですけども、それ議会、休会中にこう船舶課長とも話し合いはしているんですけども、船で広告をとって収入を上げるようにしなさいと。それを検討したらどうかということでやっていますので、船舶課長、その辺どうですかね。できそうですか。

○ 議長（宮平秀保）

宮村英美船舶課長。

○ 船舶課長（宮村英美）

ただいまの広告の件ですが、御提言ありがとうございます。船舶のあいたスペースの有効活用ということで、大変いいアイデアだと考えておりますので、どの箇所がいいのか、また船員等の意見も聞きながら実施していきたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

船舶も赤字がなくなるように頑張ってください。

次行っていいですか。あれはもう5分ぐらいで終わります。

○ 議長（宮平秀保）

認めます。手短にお願いします。

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

エコツーリズム法が平成20年4月1日から施行されるんですけども、私は渡嘉敷に行ったりですね、座間味のほうで環境省が見えて説明会なんか受けたんですけども、役場の人ほとんどいなかったんですけども、いなかったわけですね。このエコツーリズム法に関しては、村長はよく御存じだと思うんですけども、この法律の施行に関してはこの市町村課、村長、委員会合わせて規約を上げなければ、国に上げなければいけないわけですよ。その中でですね、もう来年の4月1日ですから、この役場のほうでそのエコツーリズム法に関する条例作成をしないといけないんですけども。遅くとも3月には環境省のほうにできないと、大臣の印鑑をもらわないといけないので、どういう意識を持って、どのぐらいその条例づくりに会議とか、そういう推進をしているか、全体構想というか、どういう状況なのか教えてください。

○ 議長（宮平秀保）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

ただいまのエコツーリズム法の施行に伴う条例整備についてなんですが、去った6月の議会においても質問がありまして、その後に慶良間保全会議の理事会等においてこの法律の勉強会をしようということで、環境省の沖縄事務所の職員、そして県の自然保護課、観光振興課等の職員を招いてですね、一応勉強会などをやっております。この施行法の中にこの推進協議会を立ち上げるということですので、村としては早い時期にこの推進協議会を立ち上げて、そしてこのエコツーリズムを推進するために全体構想、今金城議員がおっしゃった規定というか、この全体構想を作成して大臣の認定を受けてからですね、必要に応じて条例の制定

に取り組んでいくという考えで今進めております。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

これが非常に重要なことで、今、来年の協議会を含めたこの保全協議会、渡嘉敷も含めてね。非常にこの規約づくりというのは環境省の担当も含めてかなり進んでいるんですね。だから、それと並行していかないと一方先に進んで、一方はおくれて、また話し合いができなかった場合には、施行がおくれることによってまた1年どんどんおくれていくわけですよね。この法律は自分たちでつくれるということですね。これまでは法の網の中で、例えばダイビング、外から来ても中に入ってきて文句言えなかったと。口だけで言っても追い出すことはできなかったけれども、この法律というのは罰金等も含めてその制約ができるので、早急にですね、とにかく1月、2月にはもう完全にできて、もう出すんだという状態に。逆に言えば専門をね、担当をつけて早目にやってください。これは本当にお願いします。

○ 議長（宮平秀保）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

その施行前までにはですね、先ほども申し上げたように推進協議会を立ち上げます。その中で、やはり先ほどの規制とかありましたので、この構想の中に、例えば行為や船の立ち入り等の規制をするためには、その全体構想の中に盛り込んで、その規制における条例を整備するということでもあります。そして、その自然観光資源、これはエリアではなくて物を、言わせればサンゴです。サンゴとか魚、そのさきのサンゴの群を指定して、そのエリアには1日当たりの観光利用者が何名ですよと、船を何隻入れますよというような形を条例でやっていくという考え方を今していますので、それと4月1日から施行なんですけど、これを実施するには、先ほども申し上げたように大臣の認定が必要です。その大臣の認定が出るあれはですね、申請は4月からできますので、早目に作成して提出をしたいと考えています。国ではですね、基本方針を国が作成してやることになっております。今その情報によりますと、基本方針ができるのが6月中旬ごろと聞いております。ですから、4月に入って申請して、6月中旬ごろにはそういう方針ができて、それに基づいて認定が認められるとなりますと条例の制定、策定に取り組んでいくということです。

○ 議長（宮平秀保）

幸地 東政策調整監。

○ 政策調整監（幸地 東）

エコツーリズム法に大変関心を持っていただいて、大変ありがたく思っております。役場のほうはですね、6月にエコツーリズム法が国会で成立をして、かなり早い時期から実は動いておりました。7月には役場の担当職員と、また当時の慶良間自然環境保全会議のこちら側の理事、副理事長と一緒に環境省の那覇事務所のほうに参りまして、向こうのほうからそのエコツーリズム法の考えであるとか、そのプロセスについて説明をいただきました。またさらに、すぐ7月中には担当の方にも来ていただいて説明会をしております。これらのことについて、その環境保全会議のほうでお話をしましたら、逆に渡嘉敷のほうからあなた方だけ先に突っ走って我々に情報くれないじゃないかというおしかりもいただいたぐらい、我々は進んでいたと思っております。その結果を受けて、特に利害関係の強うございますダイビング協会の皆様がかかなり関心を持って動かれて、その後もずっと勉強会を続けてこられていることは御承知のとおりです。我々としてはこの勉強会の中身を踏まえまして、特に保全すべきサンゴ等についてはダイビング協会の皆様が一番御存じだと思いますので、こちらの結果を踏まえてやっていきたいというふうに考えています。何よりも、その我々が早

く走り始めた理由と申しますのは、やはり早い時期にこの手を上げるということが座間味のバリューを、価値を上げていくことについて非常に意味があるという問題意識がございましたので、先ほど金城課長からもありましたように、早い時期に取り組めるように適切な対応をしていきたいと考えております。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

非常に大事なことなので、このエコツーリズム法はね。自分たちのところで発信して、自分たちのところでこれを守るとというのが、今回ダイビング協会の話が出ましたけれども、これは海を守るのは陸からも必要なことでありますので、その辺トータル的なことを課では、村ではやっていくようお願いして、私の質問を終わります。

○ 議長（宮平秀保）

続けます。

2番 中村秀克議員。

5分間休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開します。

引き続き一般質問を行います。

2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

よろしくお願ひします。1点だけ、簡潔にやります。

市町村合併についてですが、来る平成22年3月31日で新合併特例法の期限を迎えるが、村当局のこれからの考えをお伺ひいたします。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健総務企画課長。

○ 総務企画課長（垣花 健）

ただいまの中村議員の合併についての御質問にお答えさせていただきます。本村においてはですね、旧法の際に合併について検討してまいりました。住民説明会等も行っはきたんですけれども、その際には合併するかしないかという結論には至っておりません。現在は今後の行政面及び財政運営等についての調査、研究、望ましい行財政基盤の整備、拡充のあり方を検討するために、これは沖縄県のほうで運営をしていただいているんですが、構想市町村行政体制整備研究会というのがありまして、その中でいろんな話し合いを今しているところです。ただ、先ほどから出ておりますように本村の財政状況を考えますと、今後は県が合併構想をしております与那原、那覇、渡名喜、粟国、座間味、渡嘉敷といった構想を基本とした任意協議会等についても、今後検討していかなければならないかなということは考えております。

○ 議長（宮平秀保）

2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

去った6月にも県主催の県民フォーラムですね、合併に関するフォーラムがあったんですが、先月の19日ですか、渡嘉敷村で県の担当者を招いて住民説明会をしております。その中でやっぱり小嶺村長は合併は

避けて通れない問題だと、行政が一緒になって村民にとって最善の結果が得られるように研究を重ねていきたいと。やるやらないははっきり言っていないんですが、やっぱり住民の意見を聞いてそれも反映させたいということなんです、村長は小嶺村長とはいろいろと親交があると思うんですが、その合併についてはお話し合いになったことはありますでしょうか。

○ 議長（宮平秀保）

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

あります。先ほど総務課長がお答えしたとおりですね、構想市町村行政体制整備研究会というのが県のほうにありまして、その組織を使いましてひとつ勉強会をしようということをやっています。ただ渡嘉敷村はですね、村長から聞いたところでは、以前に議会は合併反対であったということですがけれども、最近になって議会も必ずしも反対ではないと。やはりいろいろ勉強して、備えたほうがいいたろうというふうな考え方に基づいてやったというふうにお伺いしております。

○ 議長（宮平秀保）

2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

旧特例法の中でやっぱり渡嘉敷村議会から反対があつてというあれがあつたのは、あれは3月議会では賛成したんですよ。6月で急遽一転反対に回って、あれもし賛成していればですね、多分、翁長那覇市長も乗り気で座間味村と一緒にということで、たまたま座間味村はあのとき意思表示していなくて、渡嘉敷が議会で反対したおかげで免れたというか、そういう感じを持ちますが、その当時の村長、正直な気持ちですね、どうだったんですか。以来聞いてはいないんですけどね。

○ 議長（宮平秀保）

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

合併しなかったほうがよかったと申しますのは、我々は要するに離島とそういう都会、自治体との合併というんですけれども、吸収ですよ。そういう中で議論が必ずしも尽くされてなかったということで、本当の気持ち、もう少し延ばしてよかったなというふうな気持ちでございます。

○ 議長（宮平秀保）

2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

そのとき翁長市長のインタビューの中では、渡嘉敷村が反対だったら、いわゆる自分としては座間味村とのセットが望ましかったからということで諦めざるを得ない、だけど将来的にはまだ諦めたわけではないということを言っていて、これが今、合併新法があつて3年切った段階でまた取りざたされているわけですが、この間機会があつて、那覇で渡嘉敷の議員の人と話す機会があつたんですが、この説明会の後に行政、議員、住民といわゆる合併に関しての協議会みたいなものを設置したと。やっぱり合併に関してはやるかやらないかわからないけれども、議論を尽くして答えを出したいということであつたんですが、今座間味村にはさつき美ら島税の住民会議がありますよね。その中でその合併について問題提議をかけるということは調整監どうですか。

○ 議長（宮平秀保）

幸地 東政策調整監。

○ 政策調整監（幸地 東）

今座間味村にございます環境目的税を考える住民会議は、あくまで環境目的税ということで取り上げておりますので、こちらのほうで合併問題を議論するということはちょっと考えなくてよろしいかと思ひます。ただ、これに参加されている皆さん方は今回のその住民会議のいろんな活動を通して、またそれ以前から非常にその行政、座間味村の将来というものに関心を持ってこられた方々ですので、次回以降、何らかの形でその住民との話し合い、住民の皆さんとの勉強会等をやる場面においては、今回のこの経験を持たれた皆さんが積極的に参加していただいて、議論を闘わせていただくリーダーになっていただけるのではないかということ非常に期待しております。

○ 議長（宮平秀保）

2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

わかりました。そういう意味で、いわゆる住民の方々にも詳しく、旧特例法の中で合併がなかったということですから、もうないと思ひている方々がいるんですよ。新特例法があること自体わからない人がたくさんいると思うんですね。やっぱりもうあと3年切つて、しりに火がついたときからチャースガヨーして始めて、最終結論は議会の議決ですから、我々はそういう中で責任をとるあれも、負うこともちょっと考えますし、やっぱりこのフォーラムの中であと3年、いわゆる平成22年3月いっぱいですか。だけど、いわゆるこの1年が勝負だと。そうしないとすり合わせとか全然できなくて間に合わないという。もし特例法の援助を受けるんだつたら。それなら、この1年が限度です。やるやらないは自治体の判断に任せますけれども、これはやっぱり住民にその合併の話があるんだよと、あつたらどうなるんだと。いわゆるまた旧特例法の中でやった住民説明会ですね。あの大まかにやらなくてもいいです。各小さい集まりの中、区、集落集落の中の集まりでいいですので、これをやっぱり住民には合併があるんだということを、問題を抱えているんだということを説明しないといけない。また、特に座間味村は財政的にきつから、もう那覇と一緒になつて那覇から恩恵を受けようという人もいます。だけど、やっぱり島は昔からの島の文化、歴史があるから、それはやっぱりぜひ守っていきたくいと。私もできれば合併しなければ、それにこしたことはありませんが、やっぱり国としてはいわゆる座間味、渡嘉敷、渡名喜、粟国の離島、前は南北大東も含めて6村も対象に入っていました、南北大東は距離が遠すぎるということで、いわゆる国からお墨つきでもうやらなくていいと。あそこも財政はあんまりよくないんですが、やらなくていいという今枠組みから外れています。前のフォーラムの資料の中に渡名喜、粟国も外れそうな感じの資料があつたんですね。あそこもいわゆる南北大東と一緒に遠隔地だと。いわゆる国からお墨つきをもらおうとしています。こうなるとですね、座間味村とどこが違うか、確かに距離的には遠いんですが、生活物資を運ぶフェリーの距離からしたら、30分しかかからないわけですよ。条件はあんまり変わらないわけですよ。その辺もですね、渡名喜、粟国がそれでいわゆる対象から外れるんだつたら、座間味村も何でそこは優遇されるということで、やっぱり国側からそういう指針が出たら文句を言うぐらいの意見を持ってやってほしいと思うんですが、住民説明会等々の計画は持っていますでしょうか。

○ 議長（宮平秀保）

幸地 東政策調整監。

○ 政策調整監（幸地 東）

先日、渡嘉敷でも説明会がございましたけれども、県のほうには、あれには県のほうの合併対策官にいらしていただいて説明会を持っております。県のほうと説明官の対応状況等も確認いたしまして、またこちらのほうのいろんな準備状況等も確認いたしまして、できるだけ早い時期、今お話がございましたようにこの1年が勝負だということもございまして、早い時期、遅くとも4月、年度明けにはやれるような方向で調

整をしたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

わかりました。これですね、いわゆる住民のほとんどが合併について関心を持てるような状況に持っていつてもらいたいです。やるやらないの決定はいわゆる村長が議会に上げると思うんですが、その前にいろいろ情報開示をしてやってもらえたらなと思います。

このフォーラムの中で国の担当課長が、この方は合併はやったほうがいいということを書いていたんですが、そのときにペナルティーはあるのか、いわゆる交付税のカットとかですね。聞いたときに、この方はペナルティーは基本的にはないと。だけど、この1年間で十分論議を尽くしてくれと、やるやらないは自治体の勝手だと言っていましたので、それをですね、やっぱり中身の濃い議論をしていただいて、いわゆる最終的な決定を議会に出してもらいたいです。村長、お願いします。

○ 議長（宮平秀保）

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

先ほどの話に続くんですけども、やはり外海離島というんでしょうか。遠い南北大東、それから与那国、これは今まだ外すというところまではいっていないんですけども、やはり難しいだろうなという見方が強くなっております。それから次に渡名喜、粟国があるんですけども、そういう中でですね、私が今特に主張していることは、沖縄の離島というのはすべてが外海離島ですと。少し天気が荒れ狂うともう渡ることができない。例えば座間味村、村の中にも座間味島と阿嘉、慶留間島があります。この間が渡れなくなるんです。そういうようなところで、いわゆる合併のメリットというのはいろんな施設、例えば総合運動場、何とか体育館とか、いろんなことをするときどこかの真ん中につくってみんなで、多くの方が使うという形をつくれれば非常に財政的にも軽くなると。いわゆる国の税金を使わなくて済むというのが、また合併のひとつ大きな方針でございますので、そういったようなことから確実に外れますということで、うんとそのことを主張しております。先ほどやってくださいという話がありましたが、それをかなり主張しているところでございます。

それで私がですね、那覇市との合併協議会で那覇市長に申し入れたことは、那覇市に申し入れたことは26項目ありました。それはいろんな水の料金とか、保険料とかいろんなありますけれども、その中で4つはですね、要するに陸域の開発というのはどう考えているんですかと。それから海域の利用というのはどう考えているんですかと。その次にアクセス、船をどう考えるんですかと。それから次に医療問題です。それで那覇市長はそのときに、この前の3つ、いわゆる陸、海の使い方、船の動かし方、これはもう確実にこの地域の開発の方向というのはどうするかという話ですので、これ協定書でやりましょうというのが、協定書は紙切れだと。ということでですね、私は協定書だったら、これはもうやるわけにはいかんじゃないかという話で議論しているうちに、どんどん時間が過ぎて今の状態になったんですけども、ただ、今ここですね、ひとつ立ちどまって考えてみる必要があるなと思っているのは、エコツーリズム法ができましたと。ですから、法律でこの地域の海域というものが確実に守れるならば、本当に合併してデメリットだけではありませぬので、そういうメリット部分をもっと何があるかというのを、先ほどの来年早々に勉強会を開いて考えてみようよというのが次のステップとしてあるんじゃないかというようなことを今内部でやっています。それで中身はですね、特にアクセスの場合、船、ここに頻繁に船が来るとするのは非常に便利でいいように見えるんですけども、環境容量という面からしますとかなりの負荷を受けるだろうと思います。今下水道も座

間味島で600ですか、阿嘉で400かな、慶留間で100ですか、というふうな容量でしかやっておりますので、そういうようなときにじゃあどういふ対応をしていくのかということが非常に大切で、そして今国からもずっと言われてきていることは、フェリーは赤字だから1つにして、渡嘉敷と座間味をぐるぐる回せばいいんじゃないかと。おかしいですよということで、皆さんはよくおわかりのとおり、ちょうどこれからの、特に季節風が吹きますと高速船は停まるわけですから。じゃあ渡嘉敷の方はこれ交互にするとすれば、渡嘉敷を拝観してきて、阿嘉、座間味をおろして渡嘉敷つけての那覇へ行くと、また逆はというようなものが出てきますので、そんなことではだめでしょうというふうなことをひとつ主張しながら、ぜひこのことについては議員の先生方も一緒になって、こんな議論もありますよということで早い時期に、来年、早い時期にですね、議論をしていくということをお互いに確認し合いたいと思います。ひとつよろしくお願ひします。

○ 議長（宮平秀保）

2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

わかりました。やっぱり合併ですね、絶対やらないと言えないのはやっぱり財政が厳しくて、本当に自立できるかと言われたら何も対策は今ないわけでありまして、やっぱり村の決定、住民全部の決定でやっていって、いわゆる中身の充実した議論をして結果を出していってもらえればなどと思います。

そのときのフォーラムの、いわゆる意見等が出ている2つの相反することを紹介して私は終わりたいと思います。アンケートの中にですね、「小規模な離島村においては早期に合併を取り組んでほしい」という意見があります。また片一方は、「遠隔離島については1島1村がこと保全上いいのではないかと思います」という、やっぱりみんなもそういう賛否両論あります。島でも、村でも多分あると思いますので、これをいかにしてまとめていくのが村長の手腕だと思いますので、私たちもそれには協力を惜しみませんので、また一緒に協力し合ってですね、いわゆるしたほうがいいのか、しないほうがいいのか。しないときに村はどうあるべきかということ、確実にビジョンを組んでやっていってもらいたいと思います。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

続きまして、8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

では、一般質問を行いたいと思います。後期高齢者医療制度についてお聞きしたいと思います。平成20年4月1日より新しい制度がスタートし、75歳以上の後期高齢者の方は、一定の障害のある方は65歳以上でございませけれども、現在加入されている国民健康保険や社会保険などから離れ、独立した後期高齢者医療制度に加入することになるが、本村の該当者は何人か、また1人当たりの年間保険料は幾らぐらいになるか。それから介護保険ももらっておりますけれども、その介護保険も合わせましてどの程度の支払いがあるのか、また医療機関等の窓口で支払う患者等の負担は何割か。また該当者への説明会は終わったのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長（宮平真由美）

ただいまの金城勝英議員の後期高齢者医療制度についてお答えいたします。平成19年11月末現在、4月から新しい制度に移行する対象者は161名でございませ。年間の保険料は1人当たり平均6万2,560円になりますが、7割、5割、2割の軽減があるため、実質は1人当たり平均して3万7,025円となる見込みです。保険料は介護保険料と同様に年金天引きになりますが、介護保険料と医療保険を合わせた額が年金の2分の1を超える場合は、医療保険の保険料は年金からの天引きの対象にならず、介護保険が優先

されて天引きされ、医療保険のほうは役場の窓口で支払うことになります。

先ほど御質問があった保険料のほうなんですが、介護保険と後期高齢者医療を合わせて最低の額で月額2,962円、2カ月に1回の引き落としでしたら1回の天引きが最低5,924円の天引きになります。

医療機関の窓口で支払う患者の負担額は従来どおりで、通常は1割負担、現役並みの所得者、高額の所得者の方は3割となります。制度の開始については、広報ざまみや健康福祉祭り等で広報してまいりました。また平成20年2月には、後期高齢者医療広域連合からパンフレットの配布が予定されております。また2月から4月までの間はテレビやラジオのCM放送も予定されております。制度の内容がとても複雑で、また一人一人の事情が違うものですから、3月中旬に新しく後期高齢者医療受給者証を切りかえることになっておりますが、それを切りかえる際、個人個人の状況に合わせて説明していく考えであります。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

今現在、国保を持っている方がいるんですが、この方におきましては大変高額で払っている方も何名かいると思います。この医療に入った場合に、この国保より下がるのか上がるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長（宮平真由美）

ただいまの御質問ですが、全体的に見て国保は均等割が1万4,000円、平等割が1万6,000円、所得割が6%、あと資産割は30%の4方式で課税されております。後期高齢者のほうは均等割、所得割の2方式で基本的な課税方式が異なっており、一概には言えませんが、固定資産税を多く払っている方は安くなりますが、ほとんどの方が負担増になると思います。国保の最低の7割軽減された方、お一人でしたら今のところは9,000円の支払いをいただいております。後期高齢者になりますと、1人当たり最低額が1万4,532円になりまして差額が生じております。

○ 議長（宮平秀保）

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

それから今、共済の公務員の中で扶養を抱えている方がいると思います。これも独立しなければいけないことになっておりますね。これにつきましては大体どのくらいぐらい払うのか。今言ったように3万円余りで済むのか、これもちょっとお聞きしたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長（宮平真由美）

ただいまの御質問ですが、今ですね、社会保険の扶養者の方は法が決まりまして、平成20年4月から9月の間はゼロ円ということで凍結されております。10月から平成21年3月までは9割軽減ということで1割のみの負担になっておりまして、1,453円の年額の負担になるということで決まりました。ですから、負担のほうは軽減されるようになっております。

○ 議長（宮平秀保）

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

この年金から天引きすると言われていたんですが、これ年金というのは恐らくほとんど持っている方が多いんですか。それと介護保険と一緒にやりましたら、1回分ですか、月に大体何万円ぐらいになるのかです。ね、介護と合わせまして。大変高齢者に負担がかかって、大変なことだと思うんですよ。だから、大体どの程度、1回に月々払うのかお聞きしたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長（宮平真由美）

そうですね、最低の保険料の天引きがですね、年間介護保険の最低が座間味村のランクでは2万1,012円、後期高齢者では1万4,532円になりますので、年間最低で3万5,544円の負担になります。これは合算してですね。年金をもらっていらっしゃる方、ほとんどいらっしゃると思うんですけれども、ちょっとその辺は把握しておりません。申しわけありません。

○ 議長（宮平秀保）

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

この制度につきましては新聞紙上でもありましたが、宮古の多良間とか、宮古島市とか、それから伊是名、伊平屋も可決されるようでありますが、この意見書がきているわけですね。これにつきましては大変もう、75歳以上というのは非常に高齢でございますので、これにつきましてもこちらのほうもこの意見書を、今度上げるか上げないかちょっと問題になっていたんですが、だからこれにつきましても私どもは、どうしてもこの制度をなるべく見直しがたいかどうか、これから検討してまいりたいと思っているわけですが、村としてはどうお考えですか。お聞きしたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長（宮平真由美）

ただいま金城勝英議員がおっしゃられたように、保険料が介護保険、後期高齢者医療と合わせて大変年金生活者の方を苦しめていると思います。今おっしゃったように、発議等も含めてお願いしたいことと、それと介護保険料、それから後期高齢者医療ですね、このようにお金をいただいているのですが、それ以外にも後期高齢者支援分としてゼロ歳から74歳までの方にも御負担をいただくことになりました。今後住民課としては、医療の伸びの抑制に努める予防事業に力を注ぎたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

しばらく休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開します。

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

今の説明でよくわかりました。今後は、とにかく高齢者というのは大変負担が相当かかっておりますので、これからもですね、私のほうもこの要望にこたえて進めてまいりたいと、このように思っています。以上で終わりたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

続きまして、7番 宮里清之助議員。

○ 7番（宮里清之助議員）

私の一般質問を始めさせていただきます。1番ですね、公共料金の値上げについてお聞きしたいと思います。読み上げて質問します。航路事業について原油等の大幅な高騰により、各近隣自治体が相次いで船舶運賃の値上げの実施、または検討をしている中で座間味村はどうかという点ですね。この点は先ほど金城議員からも質問がありましたので、同じ答えになっても構いません。

それとですね、平成18年度及び19年度、2カ年続けて5,000万円以上の赤字が確定的な中、航路事業の赤字解消に対して具体的な方策が出ていないことに対してですね。安易な値上げだけで赤字問題が解決できるものではないが、船舶賃の値上げを検討することに至っていないのは今の時点において問題があるのではないかと思います。

あわせてですね2番、水道料金の値上げについて。この間ずっと執行部のほうから水道料金の値上げの必要性を、耳にたこができるほど聞かされてきました。10年近くも水道料金が値上げされておらず、今の村の財政問題がクローズアップされてきた近年において、地域住民の理解も深まってきたと思っています。確かに一部には感情的な意見はありますが、水道料金の値上げは既成事実としてあるものを思っていました。しかるに今回この提案がなされてなく、再三議会や全体協議会において時間を割いて、先日も議論してきた経緯があります。財政健全化法が新聞で話題になり、座間味村は名指して財政再生団体の可能性が高いと言われている中、なぜ今回水道料金の値上げの提案がなされていないのか、そして議会に対して船舶運賃の値上げの議論が、相談がされていないのか、その理由を村長からお聞きしたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

公共料金の値上げについてでございますけれども、私としては今いわゆる地域経済がかなり打撃を受けているというのが世の中のひとつ流れの中にあります。そういったような中で、特に年金生活の多いこの村で公共料金というものを簡単に上げてはいけないというのが基本的な考え方です。それで船舶料金につきましては本当に厳しいところではあるんですけれども、今回、去年、今年と高速船のエンジン開放というひとつの定期検査がございまして、その使用等と今の赤字をひとつ比較しますと、ほとんどというんでしょうか、額が等しいところにあります。それだけではありませんが、それに燃料高騰というものを加えてその赤字が出ているわけですが、できるだけこの船の運賃についてはもう少し集客をするということで、大きいのは台風での欠航というのが収入減につながっていきますけれども、できるだけもう少し努力をすれば集客をしてその運賃を上げなくてもいけるんじゃないか。いわゆる自助努力をしようということで今職員には、皆さんハッパをかけているところでございます。それで先ほども5番、金城議員の御質問にもお答えしたとおりですね、今の燃料高騰の額で何とか乗り切ろうという考え方をしておりますが、次の動向というものを調べてみますと、さらに上がるという情報がありますので、そういう事態になったときは検討させていただきますというふうなことで、今据え置いているところでございます。

それから水につきましてはですね、基本的には先ほどお答えしたとおりですが、担当課長に詳しいことを説明させたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

水道料金の改定の件についてお答えいたします。料金の改定案について、先日の議会の全員協議会において説明をしてきたところでありますけれども、実施時期としては本議会に提案をする予定で作業を進めてまいりました。しかし提案をする前に当たって、平成19年度の水道料金の収納状況、これが例年になく非常に収納率が悪いです。これはもう過去に例がないといってもいいぐらいです。現年度分においても、滞納分においても非常に収納率が悪いです。こういう時期にあえて料金を上げるということは、余り得策ではないんじゃないか。ということは、もう赤字が確実に今見込まれる中にさらに料金をアップすれば、もっと赤字幅が広がるということで、それとこの料金の値上げについてはある一定期間の時間を設けて、住民と意見交換的なものを持って理解を得て実施をするというのが一番重要なことですので、本議会ではなくてですね、しばらく説明期間等も含めて目標年度をちょっと先送りしまして、平成20年4月1日の実施に向けて、この年明けから3カ月間、地域との意見交換を持って実施をしたいというふうに考えております。

○ 議長（宮平秀保）

7番 宮里清之助議員。

○ 7番（宮里清之助議員）

料金の値上げはしないということなんですね。実際、その判断が正しいのかどうか。実はですね、この間、村の判断における過ちといいますか、ミスリードというのが、非常に私はそれを感じています。本当は値上げするタイミングなんてないんじゃないですか。今地域においてですね、確かに低所得者の方がいらっやいますけれども、今回の値上げについてはそこら辺も配慮されたような提案だったというふうに私はとらえていますけれども、確かに地域の経済は厳しいです。しかしこれとですね、今回提案しない、値上げしないという理由の正当性については、私は個人的にはどうだろうかと。執行部の判断について、私はどうだろうかとということを考えています。長い目で見た場合ですね、今地域において一番の懸念材料は確かに観光客も減っています。一時的な要因かもしれません。それよりも役場のほうは大丈夫なのかと。そっちのがほうが心配なんですよ。要するに、地域のことを考える前に自分たちのことをちゃんとしてくれと。そうすれば、自分たちはどうにかなるというレベルじゃないかというふうに考えています。夕張みたいになった場合に、そのことをみんな考えているんですよ。そちらのほうのマイナスが大きいんじゃないかと。この特会、各事業ですね、赤字、まずそれを解消することが最優先だというふうに私は思っています。今の状況ですね、住民のどうのこうのと役場が言える状況なのか、実際そういうレベルじゃないんじゃないかというふうに思っていますがね。そういったこと、つらいことを強い指導性を持って住民と多少意見が違ってても押し進めるような指導性を発揮していただきたいし、もしそういったことに対して、困難者に対して立ち向かう、村長に闘争心なり村政への情熱が薄れているのであれば、もうちょっと、本当にやる気のある人にですね、ぜひかわることも考えていただきたいと。今回ですね、水道料金が提示されていないことについては、非常に執行部に対して不信感を持つものであります。

次の質問に移ります。21・ざまみについてですね。経営状況について、6月議会において私と中村議員でしたか、その件に対して経営状況について問いただした経緯があります。村長は一応、21・ざまみについては答える立場ではないということで答弁をされませんでした。これに対して議員及び多くの方から村長の対応に対して疑問が投げかけられたんですけれども、9月議会においてですね、金城勝英議員がこれは法的に実際報告義務があるんじゃないかということで、総務課もそれを認めて総務課長が謝罪した経緯があります。それを踏まえてですね、改めて村長に21・ざまみの経営状況についてお答え願いたい。

3点ほどですね、この件について。ここ数年の経営状況、赤字なのか黒字なのか。2点目ですね、累積債務、借金は幾らあるのか。3点目、村の債務保証はないと答弁されていますが、改めて確認します。21・ざまみの債務に対して、村の債務保証はないのか。以上3点ですね、お願いします。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健総務企画課長。

○ 総務企画課長（垣花 健）

宮里議員の御質問、1点目の黒字なのか、赤字なのかということと、累積債務が幾らあるかということについて、私のほうから説明させていただきます。

21・ざまみの経営については、株主総会にて毎年報告されておりました、平成18年度末の負債合計が約6,800万円となっております。大変厳しい経営状況にあるということは認識しております。

○ 議長（宮平秀保）

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

先ほど、赤字額については総務課長からお答えしたとおりですが、債務保証についてはですね、今村ではやっております。

○ 議長（宮平秀保）

7番 宮里清之助議員。

○ 7番（宮里清之助議員）

債務保証はないということわかりました。

○ 議長（宮平秀保）

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

要するに、将来的にも債務保証があるかないかではなくてですね、現在のところは債務保証はしてなくて、会社が独自でそれを返していくようにということでの努力をしてもらっております。経営者に。

○ 議長（宮平秀保）

7番 宮里清之助議員。

○ 7番（宮里清之助議員）

今、金融機関からの借入れとかあると思いますけれども、それに保証人にはなっていないということですよ。別の方がやっているということわかりました。

さっきの話で6,800万円というのは累積の債務の件ですよ。平成18年度は赤字、黒字ですか。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健総務企画課長。

○ 総務企画課長（垣花 健）

お答えいたします。平成18年度決算においても赤字となっております。赤字の額なんですが、平成18年度において約1,500万円となっております。

○ 議長（宮平秀保）

7番 宮里清之助議員。

○ 7番（宮里清之助議員）

単年度で1,500万円ですか。

次に進めます。21・ざまみ取締役会について確認をします。村の代表として村長が取締役会に参加されていますが、村長はどのような立場で取締役会に参加されていますか。それと2点目ですね、取締役会の経営責任及び村長の経営責任についてお答え願いたいと思っています。お願いします。

○ 議長（宮平秀保）

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

代表権を持つ会長として取締役です。

それから経営責任につきましては、私は会長としていわゆる助言をしていく1人でございますので、実質的には代表取締役、いわゆる社長、普通にいくいわゆる社長が責任を持っております。

○ 議長（宮平秀保）

7番 宮里清之助議員。

○ 7番（宮里清之助議員）

去った13日ですか。議会の全員協議会の場において、現社長、垣花さんがいらっしゃいまして、垣花さんも一応代表権をお持ちなんですね。21・ざまみのほうがなかなか情報開示がされていないということで、ぜひ情報開示をしてくれと要請しましたら、快く了解していただきました。3月議会で21・ざまみの会計状況とか、そこらについて議会のほうでちょっと疑問があるということで決議をしております。そのことについてですね、議会のほうもどのように進めるかまだ結論は出ていません。が、協力いただくということでそれについては進めていこうというふうに思っています。

続きまして、アイランダーズネットワークの件ですけれども、これは先ほど質問がありましたけれども、21・ざまみが行うアイランダーズ事業についてということととらえてください。実は質問がダブっていますので、実情については先ほど答えがありました。その目的、事業目的に合致した内容になっているかという件についても先ほど質問がありました。このアイランダーズネットワークというシステムは、とてもいいシステムだと私は思っています。ただ、21・ざまみが受け皿になっているということが非常にネックになっているんじゃないかと。21・ざまみということから外せば、ものすごく伸びるんじゃないかというふうに思っているんですね、先ほどの特定財源の見直しについて。これは21・ざまみと一体の事業なのか、それとも切り離してこれを有効活用できないものか。これをちょっとお答え願えないですか。

○ 議長（宮平秀保）

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

切り離す、切り離さないというよりもですね、この仕組みをつくる時に、要するに21・ざまみがあったからできたんですね。21・ざまみが補助金をもらってやった事業でございます。これは村がやった事業ではありません。それでここまで来てですね、先ほどもお互い検討しながら考えてみる必要があるよということ、別のことで申し上げましたけれども、運用してきて、やはりふぐあいがあるというならば、やはりこの段階で見直すことは決してないというわけではないです。ですから、当初はいわゆる座間味村の観光産業の底上げをしていこうということとつくって、通産省から約1億円をいただいてつくったシステムですので、これをうまく活用し切れていないのかなという感じがします。それから、できてですね、かなりの間は赤字状態でありましたが、最近になって約300万円ぐらいですか、の要するに収入があると。280万円ですか、あるようで、それから人件費を差し引き、それからいろんな消耗品代、あるいは電話料等々、そういういろんな情報提供をする事業費を差し引いていけば、どれぐらい残るかというのをまだ私は確認しておりませんが、ぜひ今担当者にとって整理してくれという話をしているのは、その上がりの分からはちゃんと経費を引いた残りがあるならば、もっと会員サービスをするようにひとつ検討してくれないかということは指示してあります。以上でございます。

○ 議長（宮平秀保）

7番 宮里清之助議員。

○ 7番（宮里清之助議員）

村長、今せっかく御答弁いただいたんですけれども、先ほどの質問がありましたね。その中では今の答弁、村長が言った答弁にはなっていないんですね。確かにアイランダーズ事業で今年は290万円ぐらい上がっていますけれども、それについて実際はどうなんだと疑問の、先ほど質問がされたわけですよ。実績、事業の目的に合致しているか。集計を上げたんじゃないくて、この間、このアイランダーズ事業から出た収益というのが1,000万円以上、2,000万円近くぐらいあるはずなんですよ。そのお金がどういった使われ方をしたかというのが、非常にその目的に合致したものなのか、いいまちづくり事業ということですね。その件をお聞きしたんですけれども、村長は収益は出てきたんだと。このアイランダーズ事業単体ですよ。

○ 議長（宮平秀保）

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

収支決算につきましては、毎年度の21・ざまみのその部門の事業報告として提出されております。

○ 議長（宮平秀保）

7番 宮里清之助議員。

○ 7番（宮里清之助議員）

平成17年度でしたか、21・ざまみの決算のところで概況ですかね、委託事業が減ったために経営が苦しいと書いています。要するに、21・ざまみが経営が苦しいのは村のせいだと、21・ざまみの決算書に書かれているんですね。解説しますと。委託者に頼っているということで、この21・ざまみ、アイランダーズ事業も入っていたんですけれども、この21・ざまみというものに対してですね、事業、これは実は仲村村長が非常にこだわりを持ってつくられた第三セクターなんですよけれども、もうそろそろ我々も含めて本音の話をしたほうがいいんじゃないかと。先日ですね、全体協議会の中でJTB、この間新しい事業の話も持ってきたんですけれども、とんでもない話ですね、JTBさんには悪いんですけどね。この21・ざまみをやっぱり正面から我々は直視すべきだろうと思っているんですよ。どこ行ってもその話です。本当に21・ざまみを設立した時点は、確かに意気込みもあって社会的なニーズもあったかもしれませんが。でも現状はどうですかと言ったら、もうマイナス要因なんですよ。地域の負担なんですよ、21・ざまみがあることによって。観光事業においても21・ざまみはないほうが良いというのが大勢を占めています。何もしてくれるなど、これが地域の本音なんですよ。実際、この21・ざまみがどうにかなるといふ特効薬もなし。村長には本当に申しわけないんですけれども、この21・ざまみ、正面から一応事業評価してですね、見直し、もしくは清算していくという形の考え方は持っていないのかどうか、お答え願えないですか。

○ 議長（宮平秀保）

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

21・ざまみの設立の目的というのは、まず一番大きく挙げられるのが観光産業のいわゆるコーディネーターということです。それから2番目に特産品の開発と。それから3番目に公共事業の受託による、いわゆる地域の役場ですね、そういうものを含めて安定したひとつ事業運営。特に環境整備とかいろんな形で、安定したような形をつくっていかうというのが大きな目的でやってきたんですけれども、今21・ざまみで一番大きく赤字を出してきたのが特産品づくりです。これは余りにも雇用を伸ばそう、あるいは地域の材料を使って特産品に取り組むという当初の考え方がかなり投資をしまして赤字がその部分にあります。どうぞ我々の決算報告、損益計算書をごらんになれば、どういうふうそれがたまっているかというのはよくわかりになると思います。そういったようにですね、今できていないのが特産品ということで、一生懸命やろ

うとしたけれども赤字を生んでしまったと。これはこれまでのいわゆる代表者が一生懸命やってきたけれども、努力はしたけれども実らなかったということですから、私からああこうだということとは言えないんですけれども、ただ一生懸命やってきたことは私は認めて、また皆さんも認めてあげてもらいたいというふうに思っております。

それで観光部門ですけれども、観光部門は特にこの企業が役割を果たしてきたことは、いわゆる座間味村はこの21・ざまみをつくる時はですね、かなりこの島での観光開発をしようという方がいっぱい来られておりました。しかしその状態で、ちょうどそのときで宿泊施設の能力というのは1,300人だったんですけれども、これでも大きいホテルにとっては年間を通していくと稼働率が40%を切るような状態という状況でしたので、21・ざまみをつくって繁忙期だけ、いわゆる民泊システムというのを考えていこうやというふうなことを打ち出してやってきたんですけれども、それがなかなか人材を得られなくて今までできておりません。そういう中でどんどん宿泊施設はふえていきまして、今1,700人になっております。そういう状況は幾ら観光客を運んでもですね、今まであった既存企業の皆さんはなかなかもう客が減っているというふうな見方をしていくのが今の現状でございます。恐らく、ですからちゃんと調査をしてみないとよくわかりませんが、船で運んでいる数というのはそう差はないんですけれども、実態として、実感として民宿経営者が受けているのは、数が減っているだろうというのが私に来る情報でございます。そういったようなことをなくそうというのが21・ざまみをつくった大きな目的です。観光産業のコーディネート、新規参入については考えますよということで、既存企業をどう育てていくかというのが大きな目的でつくった会社でございます。ですが、まだこの民泊ということにはちゃんと手をつけることができないというのが現状です。

それから次にですね、もう1つ目は、どうしても観光産業というのは一次産業を観光産業と結びつけて、活力あるものにしていかないといけないということが大事なことで、その部門ですね、特に株式会社21・ざまみに打たれている定款の中で目につくのがあると思うんですけれども、それは堆肥づくり、そういったような農業の振興にかかわるようなところをひとつやっていこうというふうなところがですね、まだまだ手がつけられてなくて、皆さんからなかなかこの21・ざまみというのはもうやることないんじゃないかというふうなことが指摘されているだろうと思います。ですが、そこら辺もう一度、私はこれまで環境関係のインフラの整備ということでかなり力を入れてまいりましたけれども、次年度以降ですね、私の任期が続く限り、今積み残している問題を解決していこうということで、皆さんにも今ハッパをかけているところでございます。ですから今、宮里議員から清算したらどうかということについてはですね、私はそういうことよりももっと発展させていくべきじゃないかということです。

それから、先ほどJTBの固有名詞が出てきたんですけれども、そのことについてはどうしても先ほどのいわゆる21・ざまみがこれまで考えてきた民泊システムではなくて、やはり今はどっちかと言いますと修学旅行ということでシフトしていつていますので、そういう受け入れ態勢の充実を図ることによって、もっと座間味の観光を活性化していく必要があるんじゃないかということで、今JTBさんは、今仲井眞知事が進める沖縄県の1,000万人構想の中でどうしてもお手伝いしたいということで、JTBの子会社ではなくてJTB沖縄という会社をつくったところでございます。そういう中で離島の活性化というものをどうしていくかということ、ひとつみんな、県も一緒になって考えていきたいというのが、この間、座間味村に来て説明していった内容かと思っております。私はそのときにおりませんが、私がこれまでそのことにかかわってきたことは、そういう流れになっております。そういう意味合いで、ぜひ議員の先生方も、いま一つ、この21・ざまみのあり方について、どうしてもだめというならばそれを清算するしないはまた皆さんのお知恵をかりながらやるべきだと思っておりますので、ひとつ御指導を賜りたいと思っております。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

7番 宮里清之助議員。

○ 7番（宮里清之助議員）

村長の肝いりでつくられた21・ざまみですから、村長の思い入れは理解できますけれども、あと1年あと1年、もう21・ざまみできて何年になりますか。そろそろ結果と英断を下すべきですし、あと村長の任期も1年半、4期なされるかは別としてですね、するんでしたらそういう話し合いがあるんですけども、1年半ということで時間がないんだったら任期中にどうかしていただきたいというのが本心です。

○ 村長（仲村三雄）

聞こえないんですね。要するに、言葉じりが聞こえないんですよ。

○ 7番（宮里清之助議員）

申しわけありません。ちょっと睡眠不足でして…。21・ざまみの結論はですね、今みたいな言葉で、逆にまた数字目標とはっきりしたラインを引いて答えを出していかないといけないんじゃないかということです。御協力と皆様の将来性だけで、もうオジー、オーバーになったらどうするんですか。これは本当に21・ざまみ、設立当初は確かに…だったかもしれませんが、私から見るとですね、地域、住民ができるすき間とかそういったのを食いつぶして、逆に言えばこの地域を食い荒らすモンスターになりかねない組織にも見えるんですよ。この辺は立場の違い、その言葉の違いかもしれませんが、じゃあ21・ざまみに対して正しい評価をみんなでやりましょうよということなので、本当に必要あってつくられた組織なのかどうかさえも設立当初から疑問があるわけですね。それで結果が出ていればいいですよ。地域は指示も受け入れれば。ほとんど反発と憎悪しかないんですから。5年前もそういったことで雇用化、稼業化ということで座間味村の経済について村長と、村長は覚えらっしゃらないかもしれませんが、やった覚えがあります。個人ができることをですね、組織を維持するために21・ざまみがどんどん手を出したんですよ。こういう経緯もあります。組織というものはそういうものだろうと思いますけども、ぜひ存続ありきな、今みたいな御理解をといるありきじゃない視点で、真剣に21・ざまみの事業のあり方、真摯に住民の声も、地域の声も聞いてですね、考えていただきたいなと思っています。もし何でしたら、住民の直接的な署名でも、もしかしたら投票でもやってもいいんじゃないかと思っているぐらいです。

21・ざまみが座間味村の観光に、村長のほうは大分比重を置かれているみたいですがけれども、決して多くの住民がそういうふうには考えておりません。それでですね、実は観光だけじゃなくて、21・ざまみに関してはいろんな座間味村が行った各事業、例えばウハマの体験滞在とか溶融炉についてもさんざん21・ざまみの名前が出てくるんですね、受け皿として。実質的に結果と形にはなっていませんけれども、常に21・ざまみが出てきました、いろんなことで。実際、先ほど指定管理の話も出ましたけれども、土地の問題もありましたけども。実際は21・ざまみにさせたいということは、村長の欲というのは当然わかりますけれども、そういった結果、いろんな艇庫にしても指定管理が阻害要因になったという、一因になっていないかということを私は考えています。この各事業の施設の効率的運用、21・ざまみがなければ指定管理はもう既に入っていたんじゃないかというふうに思っていますし、この辺はですね、もうちょっと考えていただきたいと思っています。

次の質問に行きます。ごみの溶融炉の件についてですけども、宮里順之議員、金城善昇議員からも質問がありました。その質問を聞いてですね、今現在、今日現在のごみ溶融、クリーンセンターの溶融炉の現状が私にはまだ理解できておりません。ごみ溶融炉の今現在の状況はどうなっているんですか。さっき村長の答弁ではかまは修理中と言いました。その後いろんな説明がありましたね。そして質問が終わって、宮里議員から「じゃあ動かないんですね」と、今相反する見解が出ています。端的にお答え願いたいんです。現在、

きょう現在ですね。これは操業停止して、ごみ溶融炉がとまっている原因は何ですか。1点ずつお答えいただきたいと思います。端的に。説明は要りません。

○ 議長（宮平秀保）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

ただいまの質問にお答えいたします。溶融炉が停止している状況についての質問ですけれども、炉がとまっている原因については、10月の操業時において、10月10日から操業を開始しております。操業を始めてですね、立ち上がりは順調にいったんですけども、電気系統の誤作動でごみを投入するラインがとまってしまいました。それで停止状態なんです。

○ 7番（宮里清之助議員）

同じ答弁になりますので、ですから端的にとまっている原因で一番大きい原因を1点ずつ挙げてくださいますよ。説明は要りません。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

電気回路の故障です。

○ 議長（宮平秀保）

7番 宮里清之助議員。

○ 7番（宮里清之助議員）

じゃあ先ほど火入れできる状態にありますというのは、今は火入れはできないわけですね。それでは、この電気回路の故障が直れば動くんですね。

○ 議長（宮平秀保）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

電気回路の修繕が終わりましたら動きます。

○ 議長（宮平秀保）

7番 宮里清之助議員。

○ 7番（宮里清之助議員）

じゃあ今回とまっている原因は、電気回路1点のみということよろしいんですか。

○ 議長（宮平秀保）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

電気回路のみとお答えいたします。

○ 議長（宮平秀保）

7番 宮里清之助議員。

○ 7番（宮里清之助議員）

本当に間違いないですね。ベルトコンベアーとかそういったのは、銑鋼の問題とか、かまの問題はないわけですね。よろしいですね。

○ 議長（宮平秀保）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

若干スキップのレールの補修がありますけれども、これは軽微な修理です。

○ 議長（宮平秀保）

7番 宮里清之助議員。

○ 7番（宮里清之助議員）

なぜこういう聞き方をしているかといいますと、実際修理してみないとわからないという状況じゃないかということを想定して質問をしています。

結論としてですね、今現在、かまが動く状況にないというとらえ方でまとめさせていただきたいんですけども、それでよろしいですね。

○ 議長（宮平秀保）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

先ほども申しあげましたように、故障箇所がありますので動きません。ただ炉を動かして操業することに関しては予算も伴いますので、それはまた別問題であります。

○ 議長（宮平秀保）

7番 宮里清之助議員。

○ 7番（宮里清之助議員）

この溶融炉の件についてはですね、いろんな要素が絡まっております、非常に難しい話になっています。とりあえずですね、じゃあこのごみ処理については先ほど質問がありました、希望的観測ということで持ち出しも考えていると、具体的ではないという話ですね。すべては裁判、予算の問題ということで思っております。

このごみ溶融炉、今裁判にもなっていますけれども、これを平成17年10月17日時点で区切ってお話を進めて、お聞かせ願いたいと思っております。平成17年10月17日というのは、還元さんが引き上げた日にちでよろしいのでしょうか。

○ 議長（宮平秀保）

しばらく休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開します。

7番 宮里清之助議員。

○ 7番（宮里清之助議員）

平成17年10月16日ですね、ごみをほうり投げて帰ったということなんですけれども、なぜそういうことに至ったかについて、平成18年10月1日、広報ざまみ39号の中でこういうふうの説明がされています。皆さん、これは見ていると思います。その経緯についても書かれています。村と折り合いがつかなかったということで帰ったということなんですけれども、これについてですね、広報ざまみに書いてある平成17年度から委託費用の高額の値上げ要求がありましたとあります。この高額な委託費用の請求と、これ見積もりは3,100万円でしたか、2,800万円でしたか、還元さんが出している見積もりは。そうですね、その金額ですよね。その見積もりの内容について少しお聞かせ願えないですか。還元さんはですね、2カ月に1回、年6回操業していたんですね。その見積もりはこういった内容の見積もりの金額なのか、ということをお聞かせください。

○ 議長（宮平秀保）

しばらく休憩します。

休 憩  
再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開します。

7番 宮里清之助議員。

○ 7番（宮里清之助議員）

今のあれはですね、実はこの還元さんは一応環境悪化、仲が悪くなったという原因の一つとして、委託費用の高額な値上げ要求がありましたということで、それで話し合いがつかないということでなっています。それで引き上げたんですね。その後ですね、還元さんと村と交渉をしたんですけれども、折り合いがつかずサンワさんのほうにお願いをする形になったんですけれども、サンワさんが3月から操業するということについて相談をされたのはいつから、いつごろなんですか。

○ 議長（宮平秀保）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

ちょっと今の質問の前に、さっき質問を受けたものから答えていいですか。平成17年10月16日、還元溶解の作業の途中に、村に一切の報告もなく帰っております。理由としては、平成17年4月の契約時において、コークス代が2万5,000円から5万2,000円への値上げ、それと操業延長の請求、これについて書面の提出も、操業のいわゆる延長をしてごみを焼却したことにに関して全く日誌等がなかったものですから、これは提出がないと払えませんということを再三申し上げておりました。そのときには、10月16日には何も言わなくてそのまま帰っています。ごみも放置してですね。この理由というのはいけません。炉が故障したのかどうか。それも原因としては考えられます。そういう状況が続きまして、確かに水不足でやりとりはしていました、先方とは。制限給水等もそのころ実施をしていたのかな。とにかく水不足の状況にありました。それで新たに古座間味のほうにタンクを増設しまして、予備水を貯蔵しまして、それでも弁護士を通してやりとりをしていましたけれども、操業をすると、再開するという同意は得られませんでしたので、サンワさんと話をする時期がいつだったかというのは平成18年1月ごろだったかなという記憶があります。

○ 議長（宮平秀保）

7番 宮里清之助議員。

○ 7番（宮里清之助議員）

今課長が話された、9割方はずっと説明を聞いていますので、この説明は一応できたら時間の関係で省いていただきたい。質問の件だけ、要点だけ答えていただきたいんですけどね。実際、さっきの高額な費用だという件ですね。それと、この時系列の中であるんですけども、その時点ではまだ訴訟にはなっていないんですね。訴訟にはなっていないんですね、訴訟。結局、サンワが操業して1年たっても訴訟にはなっていないんですね。ちょうど去年の今ごろですか、訴訟になったのは。その間の役場側の対応が、本当に村の利益を守るような対応、やるべきことをやってこられたのかどうかというのが、もう疑問に思っているから今そういう質問をしているんですよ。やるべきことはやらず、ということになっていないか。先ほどのですね、還元さんが報告書を出していないという話がありました。それで金を払わない。これは裁判が始まってからそういう抗弁ですか、それとも当初からそういったことを言い続けてきたんですか。

○ 議長（宮平秀保）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

主張につきましては、裁判の始まる以前に双方の代理人弁護士を通して、書面でやりとりをしてきました。その中で請求書だけでは払う根拠がないと、日誌を提出すれば支払いに応じるという旨は弁護士同士のやりとりで何回も先方に要求をしております。

○ 議長（宮平秀保）

7番 宮里清之助議員。

○ 7番（宮里清之助議員）

一応、訴訟前ということですね。弁護士を通してのお互いの話し合いからそういうことは出てきていると。じゃあ実質的に操業中にそういった要求はされたんですね、されていない。帳票類のそういう提出物についての請求は、あるべき役場業務としての請求は、還元さんにはやったというのは記録としてあるんですか。

○ 議長（宮平秀保）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

私が環境衛生課に異動になったのが平成17年4月です。それから4月、6月、8月、10月と還元のほうでは4回操業しております。日誌の提出がないものですから、それは口頭で出してくれということは私にかわってから再三言っています。それを口頭で言って書面には残っていませんけれども、結局相手は出さなくて引き上げていったわけですね。ということは、支払いは、提出は拒んでおりました。

○ 議長（宮平秀保）

7番 宮里清之助議員。

○ 7番（宮里清之助議員）

そこら辺のいきさつをそろそろ整理したいんですよ。人事異動で平成17年4月に課長が来られたわけですね。それでそういったのがない、ちゃんとした根拠に基づくものがないと、操業に関して。それを出してくれと。平成17年4月以降、移られてから還元さんの社長に言われた、口頭で言った。これが一月ずれ、一月ずれでもいいんですけども、その間に支払い関係は発生していますよね。裁判の内容によると、4月、6月、8月は支払い済みだということになってはいますけれども、これは例年と同じような状況で、同じようなパターンで支払われたんですか。それとも多少は支払いがおこなわれていますか。この辺ちょっと確認願いたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

休憩します。

休 憩  
再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開します。

7番 宮里清之助議員。

○ 7番（宮里清之助議員）

あのですね、夫婦げんかも最初はお金の問題から始まるんですよ。新婚さんの最初のけんかは。これですね、その当時そういったこともありまして、別の件もあったかもしれませんが、支払い関係があんまりすんなりいっていないみたいで、それで関係がぎくしゃくし出しましたというふうにも聞いています。それでですね、平成17年10月に操業をやめたんですね。お金の関係だとは思いますが、先ほど

金城善昇議員から現業者、グループと何かトラブルしているようなことを言っていましたけれども、村長の答弁で誤解、言葉のあやだと、そういった発言で誤解を解くという話がありましたけれども、当時もそういったことはなかったんですか。誤解、それが修復つかない状況を生み出したということはないんですか。

○ 議長（宮平秀保）

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

先ほど誤解という、現在操業している方との誤解というのは、これは操業に関する言葉、お互いの誤解ではなくて、別のことですから、操業とはかかわりありません。それと今、還元溶融とのいわゆる操業打ち切りのような形になったのはですね、あくまでも先ほどから説明しておりますように、還元さんが出してきた額が妥当なものかどうか。それともう一つは追加料金ですので、我々としては1年間の契約の中で追加されてきたときには、どうしても補正しないといかんと。補正するというのであれば、ちゃんと議会にも説明をして補正をするということが当然でありますので、そういうことで彼たちに操業日誌を出してくださいということでやりますけれども、ただ明細書だけで、あれやりました、これやりました、ですからこれだけかかりましたというふうな請求でしたから、それはちょっと待ってくれよと、ちゃんと説明がつくような資料を出してくださいというのが中身でございます。

○ 議長（宮平秀保）

7番 宮里清之助議員。

○ 7番（宮里清之助議員）

また次、今度は平成17年、16年にいきますけれども、この還元溶融炉研究所ですか、これをつくってですね、この間10何回か操業をしているわけですね。今金城課長がいらっしゃる前には前の課長がやられていましたし、その前、その都度やっているんですけども、その間やるべきことは要するに操業日誌、それから報告物が出されるような関係ではなかったんじゃないですか、還元さんと役場は。

○ 議長（宮平秀保）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

平成16年ですから、私の以前になりますけれども、操業の回数につきましては平成15年10月試験操業、本格的なごみの処分作業は平成15年12月、16年1月、16年2月、16年3月、16年4月、16年6月、16年8月、16年11月、16年12月、17年2月、17年4月、17年6月、17年8月、17年10月と14回実施されておりますけれども、一切日誌は出されておられません。村からは日誌だけではなくて、操業の工程会議を持ってくれということも私に変わってから再三話をしたんですけども、10月に引き上げたときも、入ったことさえ連絡なく、帰るときにも連絡も一切ありませんでした。

○ 議長（宮平秀保）

7番 宮里清之助議員。

○ 7番（宮里清之助議員）

これはですね、向こうが悪いという話じゃなくて、なぜこんなこと放置されていたんですか。結局、これだけの委託費用を払って操業して、一切役場側は検証していない。業務をしていないということじゃないですか。相手が悪いんですか。管理するほう、こちらの役場の問題じゃないんですか、これ。それを一、二年近くも操業させて、出しなさい、金は払わん、それならちゃんとゆっくり、お互い感情的にならずに話することが、十分な時間が必要だったんじゃないですか。こんなはずじゃなかったと。実はですね、この溶融炉導入に当たってですね、座間味村は平成12年、13年度最終処分場の計画がありまして、各字1回ずつ、

本気で入れる気があったかどうか疑うような回数ですけれども、最終処分場の説明会もしています。そして断念しています。平成13年ですね。断念した日付については、ちょっと私も事件について調べているんですけれども、まだ正確な数字はありませんけれども、渡名喜村においても同じ平成12年、13年で最終ごみ処理、向こうはガス溶融炉、今入っているやつですね。導入を進めたんですね。実際、村長がこの間議会でも導入の正当性について、話はちょっと飛んでいますけれども、一応一つの流れがあると私は思っていますので、国の補助物件だと。国という答弁と、議会も認めたんじゃないか、一緒に決議していたんじゃないかという発言等がここでされています。実はそれ自体引かかったものですから、過去のものを一応見てみたら、当時の証言、今度の教科書問題も似たようなものですが、体験者が生きているうちに聞き取りしなさいみたいなもので、去年、平成18年の議事録の9月定例議会で前比嘉議員の内容の中に、もう実際に出てくるんですね。去年の12月議会で私は村長にお聞きしたんですけれども、導入前の計画はどうだったのかと、そして導入後はどうだったんだという話を聞いていますけれども、調べてみたら議事録にもちゃんと出ています。こちらは議事録の大切さというのはあるんですけれども、1年、2年近くかかってこれが出てきたんですけれどね。これを見てみると、この溶融炉は2人で操業できるんだと、作業人数については、故障もしないと、いろんなこと書かれています。そういうふうに説明して視察もして、議会は導入したんですね。あけてみたら違う。こういうことが議事録にちゃんと載っているんですけれども、答弁の中で実際村長が答弁されたこともですね、前の答弁、状況が変わったときに答弁内容が若干少しずつ変わってきているんですよ。そういうことも踏まえてですね、ちょっとこの導入に当たるいきさつですね。結局、国が認めたもの、認定したものという言い方は多分1年前の渡名喜村のことを指していると思います。いいですか、そのまま続けて。それでですね、県の環境対策課から文書で、導入に当たっては導入の時点の判断というか、ある程度の性能試験とかそういうのをやられるべきだという、みたいな形があるんですが、実際、座間味村も財団のほうから証明書ももらっているんですよ。環境何とか財団、環境、廃棄物研究財団の評価書を、座間味村はこれはもらっているんですよ。補助物件を申請する場合に。課長…。

導入するに当たってですね、村長が国の補助物件だということで導入の正当性を答弁しているんですけれども、この還元さんと導入に当たってですね、導入のいきさつについてですね、先ほどの平成16年、村が役場として操業に対していろんなこと言えなかった、やっていなかったこと及び運転、操業についてこの議事録に載っているように、一括して還元さんに任せたとはいきさつがあるんですね。内容知らなかったといういきさつがあるんですよ。そういうことを踏まえてですね、これ全部読んだほうが一番いいんですけどね。その答弁の中で、なぜ導入してから操業日誌とかいろんなものとか、必要な提出物が出なかったということ、なれ合いの関係を私は今言いたいんですよ。要するに持ちつ持たれつで、島はこの溶融炉を導入したい、向こうも入れたいという関係、そういう構図の中でうまく運転したいという関係ですね。まさか裁判の原告と被告になるとは夢にも思わず、そういった関係で仲良くやってきたはずなんですよ。そういった中でこういった形でトラブルが起こった。実際、裁判とかいろんなことのとときにやるべきことを、事務処理がやられていないという結果、今に至っていないかということですね。それを言いたかったんですよ。平成17年10月以降、本当に精力的に村長が最大限努力したかというものにおいて、非常に私は疑問を持ってまして、この2年間、国が溶融炉を導入した後にトラブっている。平成17年10月まではだましましでも、ごみは毎月燃えていたんですね。それ以降、トラブって以降、たまにしか燃やさないし、いろんなトラブルが発生しています。客観的に考えてこの違いを判断すべきじゃないかということと、そのときにちゃんとした対応がされていれば裁判もなかっただろうということですよ。もっと大人の対応なり、話し合いはできるんじゃないかということですよ。ですから、あの見積もり高額のもの、実際そうだったのかどうなのか。非常に感情的になっていないかどうかということですね。それが今回、この溶融炉が機能障害

を起こしたのか故障したのかわかりませんが、設計者以外の人がこれを運営しているわけですし、実際、先ほど調整監が裁判の話もされていましたが、この議事の中でも瑕疵担保で整備をやるのかやらないのか村長は言っています。そこで質問にかえます。追訴と申しますか、村は還元さんを瑕疵担保で訴えることができるんですか、実際問題。そこらについてお答え願いたいです。

○ 議長（宮平秀保）

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

これ一連のこの流れの中でひとつ話になるわけですが、瑕疵担保という場合にはですね、それなりの技術を持ってきた方々がその機械を検証していくということです。一時期はですね、私たちとしてはそのいわゆる瑕疵担保で請求をするということも含めて、そのチームを組もうと思っいろいろ検討してみたんですけれども、かなりの金が必要だったものですから、それはちょっと保留しておこうということでまいったところです。それでこのかまを納入して後に、要するにそのかま業者がそのまま運転をしてきたということで、先ほど平成17年9月議会で前議員の比嘉議員からの質問に対しまして私答えておりますが、そのときも今も全く同じことでして、そのときに比嘉議員からあった2人で運転できるということにつきましては、私はそれは聞いておりませんでした。要するに、溶融炉というのは昔からある技術なので、非常にだれでもちゃんとなれば運転できるということで人数までではなくて、結局私がですね、ちょっと話を戻して申しわけないんですけれども、このかまを入れようということで各離島町村の皆さんにも行って見てこようよという話をしたときに、どういうことを私は考えていますよということで皆さんに話をしたのはですね、こういうことです。まずこのかまはですね、ダイオキシンとかそういったものを確実にクリアできるかまでであるということが1つと、それからもう一つ私がこの島でどうしても採用したいと思ったのは、ごみをエネルギーにかえるという一つのいわゆる最近はやっているエコ機というんでしょうか、エコ対象機であると。それからもう一つはですね、最終処分場が要らない。要らないというのはちょっと語弊があるけれども、かなり縮小した最終処分場であると。それから私は雇用の拡大ということでですね、この3点をひとつ重大視しながら、各市町村長にも説明をして、これは離島に合った機械ですよということで皆さんにも勧めたところです。それで、少しそのときの私の夢を皆さんにあれしますと、まず雇用ということではこういうふうを考えておりました。先ほど2人でできるということからの派生した話ですけれども、調整するにはですね、今でも皆さんもう既に御承知のとおり、24時間運転せざるを得ないですから、24時間運転しますと5人の3交代で15人のひとつ人夫が必要です。それからもう一つは、還元ということで発電ができるということです。この発電業務に約3名ぐらい。これガスを引っ張って行って発電しますからということと、それから次にですね、淡水化と製塩ということで約ここに15名ぐらいというような計算を、非常にラフな計算で、やはり地域とすれば雇用というものを重視しなければいけないと。さらに、そういうごみから資源が得られるということが大事だろうということで導入したものでございます。それで2人で運転できるのかですね、ということについて私が発言したことは1回もありません。そういうことはひとつ御理解いただきたいと、御確認いただきたいと思っておりますけれども、そういったようなことを考えながらこのかまを入れてきて、今御指摘のあります、じゃあなああのいわゆる運転をしてきたのかということですが、私としてはですね、役場の職員を、核になる職員を2カ年間訓練してくれということで1人派遣しましたけれども、もうとてもじゃないけどできないということで帰りました。それから2人目派遣したけれども、使い物にならないということで、相手側からどうしても受け入れられなかったということでありまして、このことは9月議会に比嘉先生にも同じようなことを答えてあります。今考えてみたら、彼たちの策略として私たちが出した職員を帰したのかな、自分たちがずっとその操業をするということであったのかなということでありまして、そ

れでこの時点です、なあなあ、やあやあだったかということで申しますとそうではなくて、我々のごみを処理してくれとってごみはここに積んでありますから、このごみは確実に処理してもらいました。ですから、ちゃんとスラグも出て、それからもう一つ我々が彼たちを信用したのは、定期的ないわゆるガス分析、これは定期的に環境技術センターにお願いしてやった。これは出ておりますので、ちゃんとした操業をしているというふうに認めざるを得なかった。その中でも、しかしこの次の廃タイヤを燃やしてエネルギーにかえるということはやってくださいよと。そのための企画書を早く出してくださいというようなことは、ずっと私は彼に迫っておりまして、余りこういうことをここで公表するのはどうかと思えますけれども、ある日私は会議の途中で久米社長とテーブルをけるぐらいの論争をしたこともあります。こういったようなことで、ですから、決して我々はないがしろにしてきたわけではなくて、ちゃんと委託したことはできていると。けれどもしかし、ちゃんとした工程書を出さないといけないよということはずっと口頭でやっていたんですけども、結局は10月16日の形で今途切れてしまったというのが実情でございます。ですから、決して私はこの間、答えている中身をですね、あっち行ったりこっち行ったりしているという考えは持っておりませんので、ひとつそこら辺は御理解いただきたいと思っています。

○ 議長（宮平秀保）

もうかなり時間も経過していますので、簡潔に持ち時間を短くして発言してください。

7番 宮里清之助議員。

○ 7番（宮里清之助議員）

実は今おっしゃったことですね、すべて1年前の9月と全く同じことが説明されています。要するにそれがどうのこうのじゃないんですけども、ここから議論が先に進んでいないんですね。それをですね、何でここから先に進まないかということになるんですよ。この溶融炉、平成17年10月以前と以後と全然違う問題になっていると私はとらえています。今回、私がこの議論の中で、議論といいますか、私の疑問の中で村長に聞いたかったのは、平成17年10月17日以降からサンワに至るまでに、村の利益を損なわないような立場に立って、いろんなシミュレーションの想定の中で行動がとられたかどうかという点に対して疑問を持っているわけですよ。結局、石炭、1、200万円の請求が来ています。確かに平成18年1月には仮処分の書類が出て使うなという話になったんですけどね。あれは買う予定で、当然お互いの暗黙の了解の中で座間味村に持ってきたんですね。裁判でも当然買う意思があるということで、支払わないというふうな訴えが出ていますけれども、使えなくなった。3月ではサンワさんが新しいグループとして操業することになったんですけども、その答弁も契約が、還元も契約が2月いっぱいとか3月いっぱいとか揺らいでいるんですね。そのときに実際まだ新たな石炭がないから石炭を導入した、21・ざまみを通して石炭を買ったんですけどね。渡名喜村と座間味村、共同組んで500トン、150トンが渡名喜村、350トンが座間味村という形で。本来、そのときに還元さんと話し合いができなかったのか。高額の本当に委託料だったのかどうかの分析、それから決別するのであれば法的手続きなり、瑕疵担保なり、いろんなことなり、逆に操業する前にやるべきことではなかったのだろうかということも考えながら今お聞きしているんですよ。それでですね、平成18年3月の石炭の21・ざまみを通しての購入についてですけども、村長と課長にお話を聞きますけれども、なぜ21・ざまみから購入したのか、それを聞かせてください。

○ 議長（宮平秀保）

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

今のお話は還元さんが持っているコークスをそのまま使えばよかったんじゃないかということですけども、彼たちは使わないとって内容証明が来ているわけですから、使えるはずがないです。それともう一つ

がですね、彼たちが今持っている、今そこで見ることできるんですけども、あれは要するに日本にはコークスが少なくでですね、電気量用のコークスを持ってきているものですから、このかまに入れますと全部出銑口というところから噴き出してくるんです。これでは使い物にならんと、使わないということでしたので、今操業をお願いしている方は貿易もしているわけですから、中国からこういうのが入りますよということいろいろ調べてみたら、日本で一番いいコークスというものの中では格安で入るという状況がわかったものですから、それを購入して操業に使うということをやったことであって、決して我々が当初から還元さんのものはどうだこうだではないです。相手が使わないという、彼たちは自分たちがこの、今も我々に要求しているんですけども、引き続きこのかまを操業すると。自分たち以外はこのかまを操業できる人はいないと、彼たちは言い切っているわけですからね。それを座間味村はやってのけたというところにひとつ問題があったと思います。それともう一つはですね、先ほど来、要するにそういう努力はしたかということですけども、還元さんに本当に三くだり半をつけるときの考え方はですね、2万5,000円でここに購入して持ってきたコークスがですよ、市場が5万円に上がったということで、すぐこの市場価格を我々に上乗せして持ってきている。私たちが思うことは、要するにそこを請求、あるいはちゃんとお互い商売として成り立つ、買う買ったのあれが成立するのは、ここに持ってきて置いていた期間の、金利分の上乗せだったら我々は認めます。そうじゃなくて、2万5,000円で我々が納入しているコークスをですよ、すぐ市場価格で5万円と。こんな理不尽なことはないですよ。そういったようなこともひとつ指摘しながら、これはちょっと許せないですよと、もっと考えてください。使わないと言っているから私たちは新しく入れて使いますということで、そのときのいわゆる我々がコークスを導入してですね、ちゃんと経済的に処理するということでは努力したつもりであります。

○ 議長（宮平秀保）

7番 宮里清之助議員。

○ 7番（宮里清之助議員）

おもしろい話を聞かせていただいたんですけども、この辺についてはやはり感情のあれがあるということですね。要するに2万5,000円が5万円で買われたという、これが感情です。それではですね、今私が質問したのはそういうことではないんですね。3月操業のときに石炭を約350トンも座間味は21・ざまみから買っているんですね。これが単価が4万9,000円で消費税入れて5万1,000幾らかなんですね。だと思えます。その件、なぜ21・ざまみから買ったのかということをお聞きしたい。

○ 議長（宮平秀保）

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

このコークスを入れた方が、やはりいわゆる事業所としてですね、そういう人夫を持っておりません。それで、その人夫のコーディネートを21・ざまみをお願いするというのでやりまして、渡名喜のも21・ざまみを核にしましてその作業を、運ぶ作業をやったからそういう形で導入してあります。

○ 議長（宮平秀保）

7番 宮里清之助議員。

○ 7番（宮里清之助議員）

これはですね、役場サイドからということで今聞いていますけれども、サイドというか役場の視点からですね。実際、この件について一応21・ざまみのほうからも資料提出を要求したところです。というのはですね、平成17年の決算の21・ざまみのあれで、石炭の売り上げで2,044万円という売り上げが上がっています。これが上がっています。これですね、何トンかということになるんですね。実際、計算して

みたら5万8,000円の計算ですよ、大体350トンということになるんですけどね。結局、支払いの部分を見ますとサンワに対して1,400万円があるんですよ。そうしたらもう結局、これはまだ確定ではないですけども、21・ざまみのほうを調べてみていますけれども、結局21・ざまみから石炭を買った理由はそれだけなのかどうなのか、それだと600万円も出るものですから、それに対して一応確定ではないんですけども、ちょっと疑問を持ったわけですし、これ21・ざまみを通した正当な理由は、今は申し上げた資料では見出せないんですね。そういったこともありまして今お聞きしているんですが、結局この問題はまたさらに調査して聞くことになっていきますけれども、先ほど、結局この間、この石炭の件も含めてですね、半年の間にやったことが、その後2年間と今回の裁判の件と大きく影を落としているわけなんですね。その当時の判断がさっきみたいに2万5,000円のものに買ったほうが実際安くついたかもしれないわけですよ。結果としてですね、当時の正しさというより、私は今現時点の結果というものを今視点でとらえてしゃべっているんですけども、本当に対応は結果として村長間違っていなかったんですかね。私はこれはこれだけ地域を2年間ですね、溶融炉に対して、物自体もそれまではだましましでも、還元さんがきれいに動いていた。確かに我々は溶融炉に対して基本的にいい感情を持っていませんでした。にもかかわらず2月に1回動いていました。還元が引き上げたから、トラブルってから。何があったんですか。確かにサンワさんに協力していただいて御迷惑かけていますけれども、協力してもらっていますけども、みんな苦労しますよね。挙句の果てに裁判、損害賠償、金がない。実際、裁判が起きてこの炉が動くかどうかのめどもつかない。本当に平成17年10月から半年間の判断が、村長、これだけの結果を招いているということ、正しかったんでしょうか。それに対して私は疑問を持っているんですよ。どう思いますか。

○ 議長（宮平秀保）

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

私は正しいか間違っていたかということに直接答えるわけにはいかないんですけども、私はごみがちゃんと処理できるようにこれからも努力をするということです。ですから今、宮里議員がおっしゃるように、これもひとつの考え方。しかし、我々はこのかまを次のグループに委託することによって、これまでね。本当はこのかまの性能というのは一月間は連続して燃やせるということであったけれども、ほとんど2週間で打ち切って帰っているんですね。皮肉なことというか、彼たちからすると非常に都合よく、座間味のごみは2週間分しかなかったものですから、とめて帰ったというふうに報告は受けていたんですけども、実際、我々がごみがたまって連続運転をしたら、最初は2週間しかもたなかった。16日でしたかな、燃やして、かまがただれて非常に危険な状態になったものですから止めまして、それを改良するのにどうしたらいいかということで、還元にいた方々お二人を招いてじゃあ改良していこうと。ですからこの間、今年3月、4月、平成18年度は11月26日から12月21日まで操業し、232トン燃やしており、燃やすものがなくてとめたところです。そして今回もそういうものを、もう少し延ばすところまできているんですけども、先ほどから説明していますように、電気系統が故障して燃やせない状況にあるということでございます。ですから、そういうことで今日は、直接私は間違っていたかどうかではなくて、こういう努力をしながらちゃんとごみ処理ができるように頑張りますというふうにひとつ申し上げておきたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

7番 宮里清之助議員。

○ 7番（宮里清之助議員）

自己満足ですから、確かに村長としてはそうでしょうけれども、本当にその結果として私たちは非常にその判断が正しかったかどうかというのを検証すべきだろうというふうに考えています。結果としてですね。

それとですね、公会計、役場が行う、この辺がどうも役場は体質的にちょっとずれているんじゃないかという気がしています。これについてはプラスマイナスだったらいいんじゃないかと。これでは行為そのものが正しく表現されないんですね。会計というのはあれ文学と一緒に、表現なんですよ。こういうの。プラスマイナスがいいんだという話ではないんですが、そこら辺のことがあっちこっちで見られるんですが、もう時間がないですから、そこら辺を指摘して私の質問を終わります。

○ 議長（宮平秀保）

続きまして、6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

最後ですね。暗くなる前に順番が回ってきましたので、日が落ちる前に質問のほうを早目に進めていきたいと思います。

1点目ですね、税政課に関しての質問です。滞納税徴収業務の進捗状況についてです。自主納税体制を確立し税収確保の目的で設置された税政課であります。6月、9月と継続質問を行いました滞納処理業務の進捗状況についてお伺いします。

○ 議長（宮平秀保）

大城 晃税政課長。

○ 税政課長（大城 晃）

ただいまの宮里議員の質問、税政課の滞納税徴収業務の進捗状況についてお答えします。お尋ねにあります税政課の9月定例議会以降の進捗状況について。これは毎回、宮里議員から御指摘のある徴収状況の資料を去った5月に引き続き、10月にも同じようにこういった徴収状況の表を各世帯に配付して、納付に対する理解と協力を促していたところであります。それで進捗状況としては9月にも発表したんですけども、新たに9月末と比較をしてみます。9月末で、個人住民税の現年度分徴収率が46%でした。これ現年分ですね。滞納分が34.9%の徴収率だったんですけども、11月末時点で現年度60.9%、滞納分56.0%となっております。また固定資産税の11月末時点における徴収率は現年度分で57.4%、滞納分22.33%となっております。今後とも徴収率の向上に努めていきたいと考えております。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

わかりました。それではですね、滞納状況ということで村営住宅のほうですね。こちらのほうの滞納状況を教えていただけますか。

○ 議長（宮平秀保）

大城 晃税政課長。

○ 税政課長（大城 晃）

村営住宅については、現年分はまとまって3月にどーんと入れたいということがあるので、今は滞納分について報告、回答をいたします。村営住宅の滞納分についてはですね、11月30日時点において過年度分滞納者、村内で3名です。滞納額は合わせて115万5,000円となっております。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

ありがとうございます。では、住民課長のほうに国保税ですね。こちらの現年度分で構いませんので、11月末時点の徴収率を教えてください。

○ 議長（宮平秀保）

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長（宮平真由美）

国保税についてお答えいたします。現年度分12月、1月とあと2期残しておりますが、ただいまのところ収納率は65%になっております。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

ありがとうございます。続きまして、短期併任制度というのがあったんですけれども、こちらの導入後の成果ですね。税政課長のほうにお伺いします。

○ 議長（宮平秀保）

大城 晃税政課長。

○ 税政課長（大城 晃）

短期併任制度導入後の成果ということでお答えします。御存じのとおり、住民税の滞納処理を実施する目的で県の税務職員を市町村職員とする短期併任制度ですけれども、去った9月から11月までの3カ月間実施してきました。その成果としてですけれども、併任前、徴収率が34.9%でしたが、併任後、11月末で56%と期間中に滞納額全体の21.1%を徴収できております。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

わかりました。結構いい成果が出ているんですね。

じゃあ短期併任制度によってですね、もたらされたメリットと申しますか、このメリットの部分とあと他滞納税の徴収率に対する相乗効果というのは見られましたか。

○ 議長（宮平秀保）

大城 晃税政課長。

○ 税政課長（大城 晃）

初めて導入した制度なんですけれども、この制度による相乗効果として期間中は住民税のみならず、固定資産税の滞納額の徴収もあわせて実施してきました。期間中における固定資産税の徴収率が7.5%の実績を上げております。また期間中は県職員と連携を密にして滞納処分を実施してきましたので、特に滞納者の財産差し押さえ等を含め回収方法のノウハウを得られたことは、この制度を導入した最大のメリットだと思います。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

滞納者の差し押さえ等という言葉が今あったんですけれども、実際に差し押さえを行ったのですか。行ったのであれば、何件でしょうか。

○ 議長（宮平秀保）

大城 晃税政課長。

○ 税政課長（大城 晃）

実際に差し押さえを行いました。地方税法第331号第1項第1号、これは市町村民税に係る滞納処分と

いうものに基づき、銀行の預金口座の差し押さえを実施しております。財産には幾通りもありまして、その中の預金の差し押さえをやっています。差し押さえ件数は住民税で5件、それから固定資産税で1件となっております。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

わかりました。課長、最後にちょっとお聞きしますが、個人住民税、固定資産税、あと過年度分を含む滞納額がここまで膨大になったのかをどのように分析していますか。

○ 議長（宮平秀保）

大城 晃税政課長。

○ 税政課長（大城 晃）

本年11月末時点における住民税の過年度分滞納額なんですけれども310万3,935円、固定資産税の過年度分滞納額は1,074万8,600円となっております。特に固定資産税なんですけれども、滞納額がここまで膨れ上がった背景として、1つ目には滞納者側なんですけれども、現年度分をきちんと納められなかった納税者の納税意識の問題。これはいわゆる経営状況、いわゆる自分が納税できる範囲以上に融資をもらっている件数がかなりありますので、こういった大口滞納者がこの額の多くを占めています。もう一つは、じゃあ我々徴収体制側としてですね、人事異動等による徴収の専門知識、ノウハウが蓄積されにくい。もう一つは今回初めて差し押さえを実施したんですけれども、滞納者との距離が近く、差し押さえ処分がやりづらい、そういったものが考えられます。税務業務の最終的な目標なんですけれども、これは自主納税体制を確立し税収を確保することにあります。現状はまだ多くの滞納額を抱えております。引き続き村民への納税意識の向上に努めていくとともに、滞納状況の的確な把握と分析を行って効率的な滞納整理を推進していきたいと考えているところであります。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

わかりました。先ほどおっしゃったように短期併任制度によって専門職員の育成という部分でも少し、大分効果があったということですので、専門的な育成が完了して滞納の分析、あと効率のいい回収方法が確実にできていれば、次年度は何をすればいいのかというのはおのずと見えていると思います。あと自主納税体制の確立と滞納税の全額徴収が自主財源確保、いわゆる収入になると思うんですよ。収入が安定しますと、あとは支出ですね。こちらを抑えられれば税政課設置という部分は8割方成功したと私は思っております。

特に最後に村長にお聞きしたいんですけれども、次年度以降ですね、村有財産の整理処分等を視野に入れていきますか。もちろん財源確保ということですね。その辺をお聞きしたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

今のところですね、処分の件は考えておりません。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

わかりました。合併問題等が迫っております。自主財源確保が非常に重要な時期になっておりますので、

行政も民間並みの経営力がもう求められていると思います。税政課長はですね、引き続き自主納税体制確立と税収の確保ですね、あと資産評価と村有財産の把握という2つが項目に入っていると思いますけれども、プラス専門職員の育成というのをお願いしまして、1つ目の質問を終わりたいと思います。

議長、休憩するそうです。

○ 議長（宮平秀保）

続けてください。

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

続きまして2つ目ですね、全国学力・学習状況調査、全国学力テスト結果の公表についてです。先ほど一番最初に宮里順之議員のほうからも質問があったんですけども、少し路線を変えて質問をしたいと思しますのでよろしくお願いします。

文教予算ですね、77億円をかけた一大事業、全国学力・学習状況調査が全国の小学校6年生と中学校3年生の約220万人が4月にテストを受けました。10月24日には都道府県別で平均正答率が公表され、沖縄県はほとんどの科目で全国平均を下回り、47都道府県最下位です。また市町村別の公表については、点数に当たる平均正答率を上げると地域や学校間の学力格差が鮮明になり序列化となるため、市町村の教育委員会では正答率は公表しないようですが、テストの結果で公表できる範囲の本村の位置づけと、このテストが今後の本村の教育の改革と学力向上にどのように影響していくかという質問だったんですけども、この件は先ほども教育長の答弁で、本村の全国、あと県平均との比較、正答率がわかりましたので、もちろん教育長も教育のエキスパートですから、このテストのコンセプトですね、現状の学校教育の問題点の発見と改善、あと全国的な義務教育の水準向上というものを踏まえた上でのメリット、デメリットはもちろん検証済みだと思っていますが、そこで公表についてお聞きしたいと思います。やはり子が通う学校の状況に地域や親は非常に関心があります。それで、もちろん知る権利もあります。また公表することは学校、あと職員の評価にもつながると思っています。何よりですね、今本村が抱える数々の諸問題に目を向けがちな地域、あと行政、政治がこの結果を発表することにより、喚起されることがないかと思っています。

以上を踏まえてですね、先ほどのデータ、口頭で言ったデータで構いませんので、村広報紙による公表をしていただけないですか。もちろん調査結果が公表されることで、改善に向けたプラスの競争原理が必ず動き始めるとしてのお願いですけども、どうでしょうか。

○ 議長（宮平秀保）

仲地 勇教育長。

○ 教育長（仲地 勇）

まず公表をするかどうかからお答えしますが、これはですね、私は村民の方々がどれだけ正しく認識するかによるわけですが、公表をこれは慎重にしなければならんと言った手前、私の考えはこの学力というのは個々の問題なんですよ、ある意味で。座間味村に学力があるはずはないので、一人一人の子供の力というのが学力なんです。座間味村の場合に、私は村の平均といいたいでしょうか、文科省とこうやりとりした成績を先ほど発表しましたが、あの一部は新聞にも出ております。県の段階と比較してですね。それは公表するという事は先ほど申しましたように、生徒一人一人の学力ですから、まず児童生徒の許可が必要じゃないかと思うんです。座間味村のような小さい学校になりますと、座間味村のある学校では生徒が特定されてしまうんです。ちなみに村で6年生は13人です。中学3年生が17人おります。10人以上いても大体かわらないと思うんですが、とにかくある学校ではもうだれということが特定されてしまう。だから控えていたんですが、幸いに座間味村はですね、ずば抜けてよかったとはまではいかななくても、国の基準よ

りもはるかに上、はるかじゃないです。平均を超えていましたので公表したわけです。これが教職員の士気に及ぼす影響等については、こう考えているんです。教育の作用というのは、私が午前で説明したとおりですね、非常に漠然としていますので。ところが、漠然としたまま臨んでは役に立たないので、優秀な教員であるかぶるであるかというのは、見きわめないといかないわけですよ。それで、だからどういう観点から教師や、あるいは学校の校長たちと話をするかというと、要するにどのように子供たちを動かすかということなんですね。つまり子供を、児童生徒にどのようにモチベーションを持たせるかという。このモチベーションというのはやる気と言いあらわしましょうかね。教師もやる気です、教師としてのやる気。だから、どこにもくつつくわけですけども、このモチベーションがあるかないかによってこれが決まってくるものだと思うんですよ。どんなに、例を挙げますと、ある子供が来ます。掛け算九九、難しいとやっている。これたいては教えるか、褒めて教えるか、極端に言えばこの2つになるわけですが、「ヤー、ウッピグワーンワカランバー」とびしびしやるのとですね、「お、わかったぞ」とこう段階を踏んで、じっくり待ってやるのと、どっちが長く覚えるかという、これは実験はしたことはないんですが、恐怖感を与えると全くこれを覚えることができないんだそうです。「ヤー、クリワカラネークルスンドー」と言われたらですね、なかなかできないと言われています。だからそういうことで、教師にモチベーションがあるか、子供たちにあるかということで、結果がですね、成績がよければ、子供たちも教職員も自信を持つんじゃないかと思っているんですよ。その意味で今度の全国の一斉テストは機能したかなと思います、ただですね、国語と数学ですから、算数ですから、この2教科だけではどうしても学力ははかれなないと、こう思っております。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

わかりました。じゃあ私たちがデキラヌーなのはいっぱいたたかれたせいだと思います。解釈しますけれども、ここにですね、地方自治体が独自に実施した学力調査の公開例というのが幾つか載っているんですよ。やはりデメリットというよりも、むしろメリットの部分で非常にいい事例がたくさん書かれている文章なんですけれども、もちろん秋田県の事例のほうも大きく載っております。わかりました。公表については今のところは難しいということですよ。わかりました。

それとですね、文科省の調査結果がですね、テストがA問題はさほど問題なくて、課題はB問題、いわゆる活用問題ですね。知識理解を実生活のさまざまな場面に活用する力が弱い、要するに応用力の力に課題があるという見解だったんですけども、先ほどの公表で本村においては小学校の国語A、Bにおいて課題があるという数字を見て認識したんですけども、この結果に対する何か対策だとか、そういう話し合いというのは持たれたんですか。

○ 議長（宮平秀保）

仲地 勇教育長。

○ 教育長（仲地 勇）

これはですね、文科省の分析結果というのは経済格差というのを前面に出しておりますけれども、まだ詳しくは県のほうでもどうかというのはわかっていないんです。今この委員会を立ち上げて、さらにその分析をしているところなんです、まだ県の、我々村の教育委員会でもやっておりません。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

わかりました。そうですね、今回のこの案件はですね、児童生徒の将来にかかわる問題ということですね。

次世代を担う子供たちの問題であるということを考慮したときに、看過できないものとの判断から今回ちょっと取り上げてみたんですけども、学校問題というのは教育委員だけの問題ではないと私は思っているんですよ。この全国学力テストで子供たちの学力、あと学習環境に関するデータがある程度は得られたわけですから、これをどう教育の改善と学力向上につなげるのかを徹底した分析と、データの有効活用を議論する必要が私はあるんじゃないかなと思っております。そこで私はですね、家庭学習というところが、家庭教育とか家庭学習の充実の強化ですか、これが一番問題があるんじゃないかなというんな資料を見て思ったんですけども、今回の学力テストですね。テスト結果以外に質問紙の調査というのが入っていたと思います。この質問紙の結果というのはですね、これは児童生徒、あとは学校に対して質問紙での調査が行われていると思うんですけども、特に基本的な生活習慣、いわゆる家庭教育による興味深い調査結果というのが出ていたと思います。これも文科省の調査結果なんですけれども、後ろのほうを見ているとですね、これほとんど家庭に問題があるんじゃないかというような、思わないといけないような部分があります。例えば朝食を食べた子供がですね、国語の正答率にいい傾向があったとか。そういうふうな部分が結構ヒアリングで出ているんですよ。こういった部分ですね、この文科省によるこの調査結果というのも、ある程度はやっぱり地域にですね、父兄を含めてPTA等に公表するべきじゃないかなと思うんですけども、この結果はまず来てありますか。

○ 議長（宮平秀保）

仲地 勇教育長。

○ 教育長（仲地 勇）

新聞等ではある程度わかっているんですが、これは何よりもですね、漠然としたとらえ方になりますので、沖縄県の調査結果が今のアンケートの分析と学力との関係が出ると思っていますので、そこら辺が出たときに紹介をしてみたいと思っています。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

わかりました。もうあと2つですので…。今回の試験結果を受けてですね、いろんなところでゆとり教育の修正を行うべきじゃないかとか、そういういろんな議論があるんですけども、このことについて教育長はどう思いますか。

○ 議長（宮平秀保）

仲地 勇教育長。

○ 教育長（仲地 勇）

これは、ゆとり教育というのはないので、ある意味では総合学習の時間等のことを指しているわけですが、この改正というのは教育委員会段階ではできないんです。これはどうしてかと言いますと、この小学校、中学校へ、文科省の告示として出されている小学校学習指導要領の中でうたわれてくるんです。これをもとにしてやらないと、いわば法律を守らないということで罰されるわけですね。この中で改正されることは県の教育委員会等も当然わかってきますので、そこの指示を受けながらこのゆとり教育については考えてみたいと思っています。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

わかりました。トップダウンといいますか、国の方針ということではこちらの各団体での方針では反映で

きないということですが、学力テストに関してですね、1カ所だけ否定したところがありましたよね。教育委員会で、犬山市ですか。向こうの教育長のようにですね、やはりこういう信念というか、方針として最後まで私はこれには反対だというような気持ちで、教育長なら出せるかなとちょっと思っていたんですけども。私は思うんですけども、学歴もさることながら、子供たちが一生心に残る、この島でしかできないという経験、これをやっぱりさせていただきたいと思うんですよ。

あともう1件ですね、学習指導要領ですね。すみません、私「要綱」と書いていましたけれども、要領についてですが、こちらのほうもちろん国の方針で改訂して決定いたしますから、教育長のほうにお聞きしてもどうのこうのということはないと思うんですが、あえてちょっとお聞きしたいと思うんですよ。この学習指導要領にですね、学習を通じて獲得すべき知識、技能を具体的に示していく必要性というのを感じますか。

○ 議長（宮平秀保）

仲地 勇教育長。

○ 教育長（仲地 勇）

これは、これに書かれているのはすべてだと思っております。ただ1点だけ、座間味村の誇りの問題ですが、子供たちがですね、座間味村が本島内や本州とかわる第1番は、生徒の数が少ないということなんです。これが実は非常にいい面に作用していると思っております。どうしてかといいますと、少人数学級というのを今度の分析結果でも非常に注目しているんです。ある県によりますと、少人数に子供たちを小分けして、あるいは先生をふやして、いつでもそれを念頭に置いて方策を練っているわけです。それからもう1点はですね、最近非常に言われていることは、コミュニケーションアビリティという言葉があるんですが、これが発表力とか、あるいは表現力とか、それから会話力、こういうものを指していると思うんですが、このコミュニケーションの機会が少人数であるので、13名でしたらもう頻繁に当たるわけですよ、先生と生徒が。だから、このコミュニケーションの段階では大きい学校に負けない、何十倍もこのほうが有利でありますし、だからさっき言ったやる気がある子供にとっては非常に伸びていこうと思っております。ただやる気のない、中途半端な子供にとってもですね、教師側からの質問が飛んできますので、そういう意味では怠け者が育ちにくいところではないかと思っております。このことは子供たちにも説明していますので、どの子でもみんなの前で発表したりする機会が多く回ってくるということは非常にメリットだと思っております。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

わかりました。そうですね、きょうはPTA会長もいらしていますので、今のことも含めてですね、公表という部分でどうかというのをまたPTAでも議論させていただきたいなと思うんですけども、先ほど言ったようにですね、やはり地域が喚起されることで改善に向けたプラスの競争原理が動き始めることを私は願って、教育委員会に対しての質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○ 議長（宮平秀保）

これで一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開します。

日程第6. 提出議案、議案第72号 平成19年度座間味村一般会計補正予算（第9号）についてから議案第77号 平成19年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてまでの提案理由の説明を求めます。

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

議案第72号

平成19年度座間味村一般会計補正予算（第9号）について

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成19年12月19日提出

座間味村長 仲 村 三 雄

平成19年度座間味村一般会計補正予算（第9号）

平成19年度座間味村の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,670千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,667,719千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

平成19年12月19日提出

座間味村長 仲 村 三 雄

第1表 歳 入 歳 出 補 正 予 算

歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前予算額	補 正 額	計
9 地 方 交 付 税		754,565	1,408	755,973
	1 地 方 交 付 税	754,565	1,408	755,973
11 使用料及び手数料		47,531	262	47,793
	1 使 用 料	43,065	262	43,327
歳 入 合 計		1,666,049	1,670	1,667,719

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正額	計
2 総務費		204,046	304	204,350
	2 徴税費	20,292	304	20,596
3 民生費		107,310	△2,351	104,959
	1 社会福祉費	94,780	△2,351	92,429
6 農林水産業費		87,106	△174	86,932
	1 農業費	25,670	△72	25,598
	3 水産業費	34,990	△102	34,888
8 土木費		389,466	△198	389,268
	5 下水道費	42,389	△198	42,191
10 教育費		157,794	262	158,056
	2 小学校費	31,693	262	31,955
13 諸支出金		13,295	3,827	17,122
	2 公営企業費	13,289	3,827	17,116
歳出合計		1,666,049	1,670	1,667,719

詳細については以前に説明されたようですので、省略させていただきます。

## 議案第73号

## 平成19年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成19年12月19日提出

座間味村長 仲村三雄

## 平成19年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

平成19年度座間味村の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,351千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ162,777千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

平成19年12月19日提出

座間味村長 仲村三雄

第1表 歳入歳出補正予算

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正額	計
8 繰入金		26,688	△2,351	24,337
	1 一般会計繰入金	26,687	△2,351	24,336
歳入合計		165,128	△2,351	162,777

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正額	計
1 総務費		17,279	△2,351	14,928
	1 総務管理費	17,190	△2,351	14,839
歳出合計		165,128	△2,351	162,777

詳細は省略させていただきます。

議案第74号

平成19年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第4号）について

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成19年12月19日提出

座間味村長 仲村三雄

平成19年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第4号）

平成19年度座間味村の航路事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,089千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ637,562千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

平成19年12月19日提出

座間味村長 仲村三雄

第1表 歳入歳出補正予算

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正額	計
1 事業収入		629,468	8,089	637,557
	1 運航収入	613,677	4,262	617,939
	3 営業外収益	13,290	3,827	17,117
歳入合計		629,473	8,089	637,562

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正額	計
1 運航費用		343,212	9,287	352,499
	9 船費	208,721	9,287	218,008
2 営業費用		128,846	△400	128,446
	5 店費	66,992	△400	66,592
4 事業税費		14,000	△1,000	13,000
	1 営業外費用	14,000	△1,000	13,000
5 公債費		75,318	702	76,020
	1 公債費	75,318	702	76,020
6 予備費		506	△500	6
	1 予備費	506	△500	6
歳出合計		629,473	8,089	637,562

詳細は省略させていただきます。

議案第75号

平成19年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成19年12月19日提出

座間味村長 仲村三雄

平成19年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成19年度座間味村の下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ50,761千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

平成19年12月19日提出

座間味村長 仲村三雄

第1表 歳入歳出補正予算

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正額	計
4 繰入金		42,389	△198	42,191
	1 繰入金	42,389	△198	42,191
5 繰越金		1	198	199
	1 繰越金	1	198	199
歳入合計		50,761	0	50,761

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正額	計
歳出合計		50,761	0	50,761

詳細については省略いたします。

議案第76号

平成19年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成19年12月19日提出

座間味村長 仲村三雄

平成19年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

平成19年度座間味村の漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ325千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35,931千円とする。

- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

平成19年12月19日提出

座間味村長 仲村三雄

第1表 歳入歳出補正予算

歳入 (単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正額	計
5 繰入金		31,231	△102	31,129
	1 繰入金	31,231	△102	31,129
6 繰越金		1	427	428
	1 繰越金	1	427	428
歳入合計		35,606	325	35,931

歳出 (単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正額	計
1 事業費		16,296	325	16,621
	1 事業費	16,296	325	16,621
歳出合計		35,606	325	35,931

詳細については、説明については省略させていただきます。

議案第77号

平成19年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成19年12月19日提出

座間味村長 仲村三雄

平成19年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

平成19年度座間味村の農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。  
 (歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,661千円とする。

- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

第1表 歳入歳出補正予算

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正額	計
5 繰入金		4,175	△72	4,103
	1 繰入金	4,175	△72	4,103
6 繰越金		1	72	73
	1 繰越金	1	72	73
歳入合計		4,661	0	4,661

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正額	計
歳出合計		4,661	0	4,661

詳細については、説明は省略いたします。

これで提案理由の説明を終わります。よろしく御審議をお願いします。

○ 議長（宮平秀保）

これで提案理由の説明を終わります。

これから日程第7．議案第72号 平成19年度座間味村一般会計補正予算（第9号）についてを議題とします。

質疑を行います。8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

一般会計についてちょっとお聞きしたいと思います。14ページをお開きください。航路事業に382万7,000円の繰り出しがあるんですが、これはどうしてなのかお聞きしたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健総務企画課長。

○ 総務企画課長（垣花 健）

お答えいたします。議案第74号の航路事業の補正ともつながるところなんですけれども、今回の航路事業特会の繰出金の382万7,000円は人件費の分であります。当初の積算において事務的なミスがございまして、今回補正をお願いしております。

○ 議長（宮平秀保）

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

この給与のミスというのは、これはもう公務員としては考えられない話なんですね。しかもこんなにたくさん、380万円も繰り出しをやるというのは、これどういった誤りがあったのかお聞きしたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

しばらく休憩します。

休 憩  
再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開します。

宮村英美船舶課長。

○ 船舶課長（宮村英美）

船員の正職員15名の給与に係る部分なんですけど、給与及び諸手当等が足りなかったということで当初予算の、総務課長からありましたとおりちょっと計算ミスがありまして、この380万円という大きな金額になっております。給与と諸手当等の分です。

○ 議長（宮平秀保）

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

これ手当とか職員の給与は、これはもう大変なことでございますね。とにかく私は今これ新しく採用された方かなと思ったんですね。新しく採用された方が何名かいた場合には、こういったものがあると思うんですよ。当初予算でこれだけのものというのは、かなり一連のこの一人一人の給与というのは号給がどうあってどうあって手当が幾ら、12月、6月とちゃんと計算してあると思うんですよ。このようにして、こんなたくさんものが計算ミスというのは、これはもう本当に考えられないことだと思いますね。だからこれ幸いにして、一般会計がたくさん金があるからこれだけ今繰り出しやるわけでございますけれども、今後はですね、こういったものがないようにですよ。私、いつか前にも言ったと思うんですが、これはもう公務員として、本当に私は失格だと思いますよ。これは今後気をつけてもらいたい。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。

これから議案第72号 平成19年度座間味村一般会計補正予算（第9号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第72号 平成19年度座間味村一般会計補正予算（第9号）については、原案のとおり可決しました。

日程第8. 議案第73号 平成19年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第73号 平成19年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第73号 平成19年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第74号 平成19年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。

これから議案第74号 平成19年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第4号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第74号 平成19年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第75号 平成19年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

これで討論を終わります。

これから議案第75号 平成19年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第75号 平成19年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第76号 平成19年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

これで討論を終わります。

これから議案第76号 平成19年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第76号 平成19年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第77号 平成19年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

これで討論を終わります。

これから議案第77号 平成19年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第77号 平成19年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予

算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第78号 平成19年度村道慶留間阿嘉線災害復旧工事（1工区）請負契約についてから議案第81号 平成19年度村道座間味阿佐線道路改良工事（3工区）請負契約についてまでを一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。仲村三雄村長。

#### ○ 村長（仲村三雄）

##### 議案第78号

#### 平成19年度村道慶留間阿嘉線災害復旧工事（1工区）請負契約について

平成19年度村道慶留間阿嘉線災害復旧工事（1工区）請負契約について、次のように工事請負契約を締結したので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

#### 記

- 1 契約の目的 平成19年度村道慶留間阿嘉線災害復旧工事（1工区）
- 2 契約の方法 指名競争入札による契約
- 3 契約金額 74,550,000円  
(うち消費税3,550,000円)
- 4 契約の相手方 有限会社 平山建設工業  
代表取締役 平山正幸

平成19年12月19日提出

座間味村長 仲村三雄

#### 提案理由

平成19年度村道慶留間阿嘉線災害復旧工事（1工区）請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とする。

詳細については以前に説明されたようですので、省略させていただきます。

##### 議案第79号

#### 平成19年度村道慶留間阿嘉線災害復旧工事（2工区）請負契約について

平成19年度村道慶留間阿嘉線災害復旧工事（2工区）請負契約について、次のように工事請負契約を締結したので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

#### 記

- 1 契約の目的 平成19年度村道慶留間阿嘉線災害復旧工事（2工区）

- 2 契約の方法 指名競争入札による契約
- 3 契約金額 67,200,000円  
(うち消費税3,200,000円)
- 4 契約の相手方 有限会社 新  
代表取締役 山城 豊

平成19年12月19日提出

座間味村長 仲 村 三 雄

#### 提案理由

平成19年度村道慶留間阿嘉線災害復旧工事(2工区)請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とする。

詳細の説明については省略させていただきます。

#### 議案第80号

#### 平成19年度村道座間味阿佐線道路改良工事(2工区)請負契約について

平成19年度村道座間味阿佐線道路改良工事(2工区)請負契約について、次のように工事請負契約を締結したので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

#### 記

- 1 契約の目的 平成19年度村道座間味阿佐線道路改良工事(2工区)
- 2 契約の方法 指名競争入札による契約
- 3 契約金額 107,100,000円  
(うち消費税5,100,000円)
- 4 契約の相手方 株式会社 大松建設  
代表取締役 玉城光弘

平成19年12月19日提出

座間味村長 仲 村 三 雄

#### 提案理由

平成19年度村道座間味阿佐線道路改良工事(2工区)請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とする。

詳細の説明については省略させていただきます。

## 議案第 81 号

### 平成 19 年度村道座間味阿佐線道路改良工事（3 工区）請負契約について

平成 19 年度村道座間味阿佐線道路改良工事（3 工区）請負契約について、次のように工事請負契約を締結したので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求める。

#### 記

- 1 契約の目的 平成 19 年度村道座間味阿佐線道路改良工事（3 工区）
- 2 契約の方法 指名競争入札による契約
- 3 契約金額 64,050,000 円  
(うち消費税 3,050,000 円)
- 4 契約の相手方 有限会社 中村建設  
代表取締役 中村 靖

平成 19 年 12 月 19 日提出

座間味村長 仲 村 三 雄

#### 提案理由

平成 19 年度村道座間味阿佐線道路改良工事（3 工区）請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を必要とする。

詳細の説明については省略させていただきます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

#### ○ 議長（宮平秀保）

これで提案理由の説明を終わります。

詳細についてはさきに説明してありますので、省略します。

これから質疑を行います。7 番 宮里清之助議員。

#### ○ 7 番（宮里清之助議員）

議案第 78 号、79 号、80 号、81 号について、入札状況と落札予定額と落札率についてお教えてください。

#### ○ 議長（宮平秀保）

垣花 健総務企画課長。

#### ○ 総務企画課長（垣花 健）

議案第 78 号から 81 号までの落札の状況と落札率…。

#### ○ 7 番（宮里清之助議員）

予定額もお願いします。

#### ○ 総務企画課長（垣花 健）

まず初めに議案第 78 号 平成 19 年度村道慶留間阿嘉線災害復旧工事（1 工区）請負契約についての入

札の結果です。7社の指名によりまして、入札が去った12月11日に行われております。予定価格が7,180万円、これはすべて消費税抜きの価格です。落札決定額が7,100万円、落札率にいたしますと98.9%ということになります。

次に議案第79号の村道慶留間阿嘉線(2工区)のほうです。これも7社で指名競争入札が同日行われておりまして、予定価格6,510万円、落札決定額6,400万円ちょうど、率にいたしますと98.3%になります。

次、議案第80号、村道座間味阿佐線(2工区)の請負契約です。これも同日に7社の指名で行われておりまして、予定価格が1億300万円、落札決定額1億200万円ちょうどです。落札率にいたしますと99%ちょうどということになります。

次、議案第81号、村道座間味阿佐線(3工区)のほうです。これは6社の指名で行われまして、同日の入札です。入札予定価格6,175万円、落札決定額6,100万円ちょうど、落札決定率にしますと98.8%になります。以上です。

○ 議長(宮平秀保)

ほかに質疑ありませんか。3番 金城善昇議員。

○ 3番(金城善昇議員)

契約金額についていいんですけども、この議案第79号の工事について、これは消波ブロックと修復ブロック等が工事の内容になっておりますが、このテトラポット何というか、これは沖縄本島のほうでつくったのを運んできてやるのか、それともここで生産をするのか。その辺はちょっと聞いていないですね。お願いします。

○ 議長(宮平秀保)

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長(金城英幸)

ただいまの御質疑なんですが、消波ブロック、テトラポット等の製作なんですけれども、これは糸満市の西崎の漁港内のヤードで一応製作する予定です。できた時点で3回ほどに分けて阿嘉の漁港に運んで設置をするということで一応計画しております。

○ 議長(宮平秀保)

3番 金城善昇議員。

○ 3番(金城善昇議員)

この大きいのは阿嘉でつくれ、座間味でつくれと言ってもこれ無理な話なんですけれども、できるだけ小さいものとかですね、そういうのがあれば島のほうに業者もおりますし、また雇用の面でもこういうをつくる時には島で遊んでいる人たちもおりますので、そういう人たちの雇用につながる方法ですね、業者にできるだけお願いしてできるようにしてもらいたいと考えております。

それとあと工期はやっぱり、みんな3月いっぱいまで区切るのかどうか、その辺ちょっと教えていただけますか。工期の期間は。

○ 議長(宮平秀保)

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長(金城英幸)

工期なんですけど、12月末、もう年度もあとわずかしかなかった状況なんですけど、やはり残された3カ月では、工期内ではちょっと厳しいのかなと。若干繰り越しに入るんじゃないかと今見ております。一応契約としては3月いっぱいということでやっています。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

この契約、工期についてはですね、道路工事ですから雨とかによってこう延長せざるを得ないというときには、きちんとですね、その手続を踏んでやっていただきたいと。これは前にもそういう工期のちゃんとした手続ができなくてここに問題があったりとか、出てきた部分がありますので、そういうことが二度とないように気を引き締めてですね、きちんとした手続を踏んでください。工期内でおさまれば一番いいんですけども、期間があとね、正月のあれが入りますので、多分できないだろうという可能性からそうだろうと思いますので、手続は確実に踏まえてください。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

ほかに質疑ありませんか。6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

この工事の落札価格なんですけれども、村の広報紙等で地域住民に公表しますか。落札価格と落札の実際の金額ですね。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健総務企画課長。

○ 総務企画課長（垣花 健）

ただいまの宮里議員の御質疑にお答えいたします。現在、12月発行の広報を準備中でありまして、その広報のほうに入札状況ということで載せる予定であります。

○ 議長（宮平秀保）

ほかに質疑ありませんか。8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

座間味阿佐線の2工区と3工区について、ちょっとお聞きしたいと思います。この事業におきましては執行部の皆さん方の説明によりますと、今年度でこの工事は終わるということを知って非常に残念に思っているわけですが、初めの計画におきまして村長はトンネル工法がいいというように、自分なりにその計画を変えたわけですが、真ん中でこれが引っかけまして、これがだめになったわけですね。これにつきましては設計等、いろいろなものの諸経費におきましては村に対して大変な、非常に大きな打撃を与えております。これが今、この工法が今だった場合にはもうちょっと進んでいるところじゃない。その集落と集落の間が完成するまでに至ってなかったかと私は思っております。今後ですね、村長は、これはやはり村の起債ができないというようなことがありまして来年はできないと思うんですが、今後どのようにして集落と集落の道路を結ぶのかお聞きしたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

当初はやはり村の負担を軽くしようということで、県代行に持っていくということで、稲嶺知事のときでしたけれども、知事の公聴会でやはりトンネルリ技法を含めてこの座間味阿佐線を整備するということを発表していただきました。それにひとつのっとなって設計等を進めました。けれども、やはり用地交渉が平成18年度までに完了しないといけないということで、鋭意努力はしたんですけども、地主の承諾が得られず、結局計画を断念せざるを得なかったと。と申しますのは最近よく言われる、要するに着工して10年以内に完成するというので、これ平成12年の着手でございましたから、平成22年が最終です。そういうこと

で、平成22年度にはもう今からトンネル工法に持っていってもだめだということで、県側のひとつ指導もありまして、設計ということでは少し金を使いましたけれども、いわゆる道路は阿佐側と座間味側から手がけておりましたけれども、そのトンネルということでの路線の変更は、その時期まではないということで中断したところであります。それで御質疑にあります、これ今とめますけれども、あとは今県側といろいろ調整をしておりますのは、交付金ということで補助金はもうなくなります。補助金はなくなってですね、交付金での整備はどうだろうかというふうな県からの指導を今受けているところでございまして、すぐやめるんじゃないくて、国も今道路補助金というものを削減していく中ですけれども、交付金ということでは今度からは少し地域の実情に応じた道路整備をするということで認めていくという方針のようですので、その制度を活用してですね、できれば早い時期に開通のめどを立てたいというふう考えております。

○ 議長（宮平秀保）

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

私が、これ4年前ですかね、5年前ぐらいになると思うんですが、やはり県代行するにはそれだけの条件整備がないといけないということを再三言ってきたわけですよね。これにおきましては、やはり財政が非常に厳しい中でございますのでいつも言っているわけですが、今このように条件整備ができなかったというようなものは非常に私は執行部としましてですね、大変な失態じゃないかなと思っております。特にあの辺の集落というのは非常に危険度の高いところもあるわけですね、もうちょっと行きましたら。だから、そういったところがあるもんですから、やはり村長は腕に磨きをかけましてですね、起債ができない、交付税ができないというんだったら交付金でできるということになっておりますので、なるべくその距離を延ばしてですね、できるだけ頑張ってもらいたいと思います。以上で終わります。

○ 議長（宮平秀保）

ほかに質疑ありませんか。進行してよろしいですか。

（「質疑なし」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第78号 平成19年度村道慶留間阿嘉線災害復旧工事（1工区）請負契約についてを採決します。

休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開します。

反対討論がありますのでこれから決をとります。原案に賛成者の方は起立をお願いします。

（起立多数）

賛成者多数とみなします。したがって議案第78号 平成19年度村道慶留間阿嘉線災害復旧工事（1工

区) 請負契約については、賛成多数で原案のとおり可決されました。

これから議案第79号 平成19年度村道慶留間阿嘉線災害復旧工事(2工区) 請負契約についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第79号 平成19年度村道慶留間阿嘉線災害復旧工事(2工区) 請負契約については、原案のとおり可決されました。

これから議案第80号 平成19年度村道座間味阿佐線道路改良工事(2工区) 請負契約についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第80号 平成19年度村道座間味阿佐線道路改良工事(2工区) 請負契約については、原案のとおり可決されました。

これから議案第81号 平成19年度村道座間味阿佐線道路改良工事(3工区) 請負契約についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第81号 平成19年度村道座間味阿佐線道路改良工事(3工区) 請負契約については、原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第82号 南部広域行政組合格約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明をお願いします。仲村三雄村長。

#### ○ 村長(仲村三雄)

議案第82号

#### 南部広域行政組合格約の変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、南部広域行政組合格約を別紙のとおり変更する。

平成19年12月19日提出

座間味村長 仲村三雄

#### 提案理由

南部広域行政組合の組織団体である糸満市が、平成20年1月31日限りで同組合の一般廃棄物最終処分場の設置及び管理運営に関する事務の共同処理を取り止めることに伴い、南部広域行政組合格約を変更する必要が生じたため、地方自治法第290条の規定に基づき本案を提案する。

詳細については前日に説明を行っておりますので、省略させていただきます。

御審議をよろしく申し上げます。

#### ○ 議長(宮平秀保)

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第82号 南部広域行政組合規約の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第82号 南部広域行政組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第15. 報告第2号 座間味村国民保護計画についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。仲村三雄村長。

○ 村長(仲村三雄)

報告第2号

座間味村国民保護計画について

座間味村国民保護計画について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条第3項第6号の規定により別添のとおり報告する。

平成19年12月19日

座間味村長 仲 村 三 雄

これは非常に分厚い資料になっておりますが、前日に御説明いたしましたとおりでございますので、中身の詳細については説明を省略させていただきます。

以上で報告を終わります。

○ 議長(宮平秀保)

これで報告を終わります。

しばらく休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長(宮平秀保)

再開します。

執行部の方はこれでお開きしても結構ですので。大変お疲れさまでした。

しばらく休憩します。

休 憩  
再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開します。

日程第16．発議第9号 未成年者の飲酒防止に関する宣言決議についてを議題とします。

本案についてはお手元にお配りした決議のとおりで、朗読は省略します。

発議第9号

平成19年12月19日

座間味村議会

議長 宮 平 秀 保 殿

提出者 座間味村議会議員

宮 里 祐 司

賛成者 座間味村議会議員

宮 里 清之助

未成年者の飲酒防止に関する宣言決議について

上記の案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

未成年者の飲酒防止に関する宣言決議

本県の少年の不良行為による補導人員は、昨年3万8,000人と過去最多となった。

特に、飲酒による補導人員は、人口比で全国平均の約10倍という高い水準にあり、ことしは中高生等が連日のように集団飲酒で補導されるなど、未成年者の飲酒問題は極めて憂慮すべき状態にある。

未成年者の飲酒は、身体への悪影響を及ぼすだけでなく、急性アルコール中毒による生命への危険性や、事件事故の当事者となり得るなど、未成年者自身のみならず、地域社会への影響も計り知れないものがある。

子どもは大人の後ろ姿を見て育つと言われており、未成年者の飲酒を防止するためには、まず大人が襟を正し範を示すことが求められている。

未成年者の飲酒防止を推進するためには、家庭、学校及び地域はもちろんのこと、酒類の販売・提供する業界とも連携し、実効性のある取り組みを図ることが求められている。家庭では、未成年者の夜間の外出を抑制する等基本的な生活習慣の確立に努め、学校では、未成年者の飲酒が心身に及ぼす影響を学習させるとともに、学校のきまりや社会のルールを守ることの大切さを指導し、地域では、地域の子どもは地域で育てるとの認識のもと、未成年者の善導に努めることが必要である。また、酒類を販売・提供する業者は、販売時の年齢確認を徹底し、未成年者には酒類を販売・提供しないよう努めることが必要です。

よって、本村議会は、憂慮すべき状況にある未成年者の飲酒問題に対し危機感を持って臨み、関係機関・団体との連携強化等により、未成年者の飲酒を防止する社会づくりに率先して取り組むことを宣言する。

上記のとおり決議する。

平成19年12月19日

座間味村議会

○ 議長（宮平秀保）

これから発議第9号 未成年者の飲酒防止に関する宣言決議を採決します。  
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって発議第9号 未成年者の飲酒防止に関する宣言決議については、原案のとおり可決しました。

日程第17. 発議第10号 道路特定財源の暫定税率の延長を求める意見書についてを議題とします。  
本案はお手元にお配りした意見書のとおりです。朗読は省略します。

発議第10号

平成19年12月19日

座間味村議会

議長 宮平秀保 殿

提出者 座間味村議会議員

金城勝英

賛成者 座間味村議会議員

宮里順之

道路特定財源の暫定税率の延長を求める意見書について

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

道路特定財源の暫定税率の延長を求める意見書

道路は、国民生活・経済振興のための最も基本的かつ重要な社会資本であるとともに、地域住民の生活を支え「豊かで活力に満ちた潤いのある地域社会」を築くための基盤であり、道路整備は時代の要請を踏まえて着実に推進しなければならないものである。

当村は、「平和で豊かな、明るい活力に満ちた座間味村」を築くために豊かな自然環境と調和した村づくりをめざし、生活道路である道路整備により、快適で利便性の高い「地域づくり」を基本に施策を展開しております。

よって、国におかれましては、県民・村民の期待する道路整備の着実な推進を図るために、以下の措置を講じるよう強く要請する。

1. 道路特定財源の現行の暫定税率を延長し、道路整備に必要な財源を安定的かつ確実に確保すること。
2. 沖縄県をはじめ地方の道路整備について、道路特定財源の地方への配分割合を高めること等により、地

方の道路整備財源の充実に努めること。

3. 現在取り組みが進められている中期計画の策定にあたっては、沖縄県をはじめ地方が真に必要とする道路整備について同計画に確実に盛り込み、地方の道路整備が遅れることのないようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月19日

沖縄県座間味村議会

あて先：内閣総理大臣 殿  
国土交通大臣 殿  
内閣府沖縄及び北方対策担当大臣 殿  
総務大臣 殿  
財務大臣 殿  
内閣府特命担当大臣（経済財政政策） 殿  
内閣府特命担当大臣（金融） 殿  
衆議院議長 殿  
参議院議長 殿

○ 議長（宮平秀保）

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって発議第10号 道路特定財源の暫定税率の延長を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもって、平成19年度第4回座間味村議会定例会を閉会します。

閉 会（午後6時55分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 宮 平 秀 保

署名議員 宮 里 順 之

署名議員 中 村 秀 克